

東大阪市第2次総合計画

前期基本計画第3次実施計画

(平成19年度～21年度)

東 大 阪 市

は じ め に

本市では、平成15年に「人間尊重のまちづくり」「市民参加のまちづくり」「豊かさを創造するまちづくり」を基本理念とし、その将来都市像を「夢と活力あふれる元気都市・東大阪」とする第2次総合計画基本構想を定めました。

基本構想は、平成15年度からスタートさせ、平成32年(2020年)を目標年次とする18年間の構想となっております。この基本構想を受け、構想期間の前期8年間の計画期間として、平成22年(2010年)を目標年次とした前期基本計画を策定し、本市のまちづくりの基本方針を明らかにしたところであります。

この前期基本計画に基づき、平成15年度から17年度までの3カ年を計画期間とする、具体的な施策の内容や実施方針などを示した、第1次実施計画を策定し、実施してまいりました。

平成17年には、第1次実施計画の第3年次に当たりましたが、本市は平成17年4月に中核市に移行、新たなまちづくりのスタートを踏み出すものであり、また、この間の社会経済状況と地方財政を取り巻く環境の変化が急速に進行していたことから、ローリングを実施し、改めて平成17年度を初年度とした、平成19年度までの3カ年を計画期間とする第2次実施計画を策定し、実施してまいりました。

平成19年度は、第2次実施計画の第3年次に当たりますが、少人口社会の到来、分権社会のさらなる進展など、社会・経済構造への影響や地方自治体を取り巻く財政環境の変化の中にあって、本市を取り巻く環境も例外ではなく厳しい状況にあり、改めて平成19年度を初年度とし、平成21年度までの3カ年を計画期間とする第3次実施計画を策定することとしました。

策定にあたっては、第2次総合計画の「市民が主体となったまちづくり」、「市民文化を育むまちづくり」、「健康と市民福祉のまちづくり」、「活力ある産業社会を切り拓くまちづくり」、「安全で住みよいまちづくり」の5つを施策の柱として、各般の施策を総合的に推進するとともに、第二期地方分権改革のスタートや、都市間競争の激化する中、21世紀のまちづくりを見据えた市民福祉のさらなる向上を図り、人口減少・少子高齢化の急速な進展、情報通信技術や国際化の進展など、社会の大きな流れに対応する、「施策の選択と財源の集中」を重点的に行ってまいりました。

市制施行40周年の節目を迎えた今、市民が主人公で、くらしの活路を開く市政の流れをよりいっそう推し進めることが求められています。本市の財政状況は、扶助費の増大や、職員の大量退職による人件費増加など厳しい状況にあります。市政の効率化と活性化を進め、ここに示した計画の達成を図ってまいります。市民生活が困難に直面している今だからこそ、地方自治体として市民福祉の向上を実現する責務が高まっていることを自覚し、腹をくくって、思い切った決断のもと市民の信託に応える所存です。

市民の皆様をはじめ、関係各位の一層のご理解とご協力をお願い申し上げます。

平成19年2月

東大阪市長 長尾 淳 三

目 次

第1編 総論

I 計画策定の基本的な考え方	1
II 計画の構成	2
III 計画事業費	4
IV 財政収支展望（普通会計）	5

第2編 元気都市推進プラン

夢と活力あふれる元気都市・東大阪	6
市民の力みなぎるまちづくりの推進	7
産業がにぎわうまちづくりの推進	7
魅力あふれるまちづくりの推進	8
市政の効率化・活性化の推進	8

第3編 部門別計画

第1部 市民が主体となったまちづくり

第1章 市民自治のまちづくり	9
第1節 市民によるまちづくりの推進	9
第2節 市民参加の推進	10
第3節 ころふれあうコミュニティづくり	12
第2章 人権尊重と平和のまちづくり	14
第1節 人権尊重のまちづくりの推進	14
第2節 男女共同参画社会の実現	16
第3節 平和都市づくりの推進	18
第3章 都市行政の総合的な推進	19
第1節 地方分権に伴う取り組みの強化	19
第2節 情報公開の推進	20
第3節 広報・広聴活動の充実	21
第4節 効率的な行政運営の推進	22
第5節 健全な財政運営の推進	24
第6節 広域行政の推進	25

第2部 市民文化を育むまちづくり

第1章 市民文化の創造	26
第1節 文化都市の創造	26
第2節 文化・芸術の振興	27
第3節 歴史・文化遺産の保全と活用	28
第2章 交流文化の創造	30
第1節 市民交流の充実	30
第2節 国際交流の充実	31
第3節 コンベンション機能の充実	33
第4節 都市観光の推進	34
第3章 生涯学習環境の充実	35
第1節 生涯学習機会の拡充	35
第2節 生涯学習情報の充実	36
第3節 生涯学習施設の充実	37
第4章 学校教育の充実	39
第1節 幼稚園教育の充実	39
第2節 義務教育の充実	41
第3節 高等学校教育の充実	45
第4節 高等教育の振興	46
第5節 学校園教育活動への支援の充実	47
第5章 青少年が健やかに育つまちづくり	49
第1節 青少年の社会参加の促進	49
第2節 次代を担う青少年が育つ社会環境づくりの推進	50
第6章 スポーツ・レクリエーションの推進	52
第1節 スポーツ都市の創造	52
第2節 スポーツ・レクリエーション活動の充実	53

第3部 健康と市民福祉のまちづくり

第1章 健康で元気な市民づくり	54
第1節 健康づくりの推進	54
第2節 地域医療体制の充実	56
第3節 地域保健対策の充実	59
第4節 生活衛生の充実	61
第5節 墓地・斎場の整備	64
第2章 地域福祉のまちづくり	65
第1節 地域福祉の推進	65
第2節 福祉のまちづくりの推進	66

第3章 健やかに子どもを育む福祉の充実	6 8
第1節 子育て支援の推進	6 8
第2節 保育の充実	7 1
第3節 ひとり親家庭福祉の充実	7 2
第4章 長寿社会を支える福祉の充実	7 4
第1節 総合的な高齢者保健・福祉施策の推進	7 4
第2節 高齢者の生きがいがづくりの充実	7 6
第3節 高齢者介護制度の充実	7 7
第5章 障害者（児）福祉の充実	7 8
第1節 総合的な障害者（児）福祉施策の推進	7 8
第2節 社会参加の促進	7 9
第3節 保健・医療の充実	8 1
第4節 福祉サービスの充実	8 2
第6章 生活自立の援助	8 3
第1節 低所得者への支援の充実	8 3
第2節 国民年金の充実	8 4

第4部 活力ある産業社会を切り拓くまちづくり

第1章 中小企業活性化の推進	8 5
第1節 中小企業支援の充実	8 5
第2節 情報提供の充実	8 8
第3節 中小企業金融の充実	8 9
第2章 都市型産業の振興	9 1
第1節 商業・業務機能の充実	9 1
第2節 工業の振興	9 3
第3節 農業の振興	9 4
第4節 未来を担う産業の育成	9 6
第3章 産業活性化のための環境の整備	9 7
第1節 企業活動を支える環境の充実	9 7
第2節 労働環境の充実	9 8
第4章 消費生活の充実	1 0 0
第1節 消費者保護施策の充実	1 0 0
第2節 消費者意識の高揚	1 0 1
第3節 消費者活動の促進	1 0 2
第4節 生活関連物資の安定供給	1 0 3

第5部 安全で住みよいまちづくり

第1章 魅力ある都市環境の形成	1 0 4
第1節 良好な市街地の形成	1 0 4
第2節 うるおい環境の創造	1 0 6
第3節 良好な住まいづくりの推進	1 1 0
第2章 総合的な都市交通環境の充実	1 1 2
第1節 都市交通環境の整備	1 1 2
第2節 公共交通の充実	1 1 5
第3節 道路網の整備	1 1 7
第3章 災害に強いまちづくり	1 1 9
第1節 防災都市づくりの推進	1 1 9
第2節 防災体制の充実	1 2 2
第3節 自主防災の促進	1 2 5
第4章 暮らしを支える環境づくり	1 2 6
第1節 良好な環境の保全と創造	1 2 6
第2節 水・エネルギーの安定供給	1 3 1
第3節 下水道の整備と保全	1 3 3
第4節 情報通信基盤の整備	1 3 5

第4編 地域別計画

A地域	1 3 7
B地域	1 3 8
C地域	1 3 9
D地域	1 4 0
E地域	1 4 1
F地域	1 4 2
G地域	1 4 3

第1編 総論

I 計画策定の基本的な考え方

1. 計画策定の目的

この計画は、東大阪市第2次総合計画基本構想及び前期基本計画において定められた「夢と活力あふれる元気都市」の創造をめざし、市行政を総合的かつ効果的に推進するために、その具体的施策と実施の方向を明らかにするものです。

策定にあたっては、計画期間等から次の性格を有するものと認識し策定しました。

①市民参加と協働のまちづくりを推進する計画であること。

地域のまちづくりの様々な分野で、市民、自治会などのコミュニティ組織、事業者、NPO等との連携による活動が展開されています。地域のまちづくりは、地域が連携し、地域が一体となって行うことによって創出が可能であり、これらの活動に対して、行政との役割分担を明確にした上で、まちづくり活動への市民の主体的な参加や協働の仕組みを整え、協働による、まちづくりの推進に努めるものとします。

②厳しい財政状況下におけるまちづくり計画であること。

本市の財政状況は、市税収入は回復傾向にあるものの大幅な増収を見込める状況にはなく、扶助費の増加や地方交付税の減少、団塊の世代の大量退職を迎えるなど、極めて厳しい財政状況にあります。

このため、計画事業においては、事務事業評価の活用により、各事業の必要性や効果を再点検し、集中改革プランを尊重しながら、市政の効率化・活性化の取り組みを進め、財源の確保を図り、優先順位の高い事業から実施するものとします。

③地方分権が本格化する中で中核市として個性あふれるまちづくり計画であること。

分権型社会、人口減少社会の進展により、これまで以上に都市間競争が激しくなる中、地方自治体には特色あるまちづくりの実現が求められています。中核市として、移譲を受けた権限をまちづくりのツールとして活用し、多様化する住民ニーズに的確に対応するとともに、地域の実情に即したまちづくりを積極的に展開し、魅力ある個性あふれるまちづくりに努めるものとします。

なお、情勢によっては、計画期間内といえども計画の見直し、組み替えを行います。

2. 計画の期間

計画の期間は、平成19年度から21年度までの3カ年とします。

なお、計画策定後の社会経済情勢の変化に対応するため、必要に応じローリングシステムにより、適宜、改定を行います。

3. 計画の対象事業

(1) 計画の対象事業は、基本構想及び新基本計画の推進を図るため、市が主体となって実施する主要な施策を中心とし、比較的規模の小さい施策及び維持管理的なものは除いています。

また、従前は、投資的経費のみを対象としてきましたが、第2次実施計画と同様にソフト事業も各施策を推進する重要な手段と考え、対象としています。但し、事業費の計上は投資的経費についてのみ行っています。

(2) 国・府やNPOなどが実施する事業及び広域的な処理がより適切であると考えられる事業については、その実現を図るよう「主な事業計画」のなかで明らかにしています。

II 計画の構成

この計画は、「総論」、「元気都市推進プラン」、「部門別計画」及び「地域別計画」の4編で構成しています。

1. 総論

計画の目的、期間、部門別事業費など、計画の基本的事項を明らかにするものです。

2. 元気都市推進プラン

まちづくりの基本理念である「人間尊重のまちづくり」、「市民参加のまちづくり」「豊かさを創造するまちづくり」の下、基本計画では、行政の各施策を重点的、横断的に推進し、市民と行政が協働してまちづくりに取り組む施策展開を示すものとして、「ラグビーのまち」、「モノづくりのまち」、「うるおいと風格のあるまち」「開かれたまちー活力ある行財政運営」を掲げており、その実現を図るため、計画期間（平成19年度～平成21年度）において、実施する主要な事業を元気都市推進プランとして、施策を展開していきます。

3. 部門別計画

前期基本計画に定められている「主要な施策」に基づき、「方針」、「施策の体系」、「達成目標」及び「主な事業計画」により構成するものとします。

「方針」は、長期的展望にたって、計画を推進するための基本的方向、方針を示したものです。

「施策の体系」は、計画を推進するために必要な施策を原則として3段階に体系化したものです。

「達成目標」は施策の目的とめざす姿をできるだけ数値化したものです。グラフも活用し、見やすくしました。

「主な事業計画」は「施策の体系」にそって、主な施策の内容を明らかにしたものです。

また、各事業等の「現状」は平成17年度末を原則として記載しています。

「主な事業計画」の「目標及び計画」は各事業のめざすべき目標値と年次的な計画等を表しています。特に断りのないものは、21年度末の目標値を表しています。

4. 地域別計画

市域を7地域（A～G）に区分し、部門別計画の「主な事業計画」のうち、地域に表示できるものについて、明らかにしています。

Ⅲ 計画事業費

1. 部門別事業費

(単位 百万円)

区 分	事業費 (平成19～ 21年度)	左の財源内訳			
		国府支出金	市 債	そ の 他	一般財源
1 市民が主体となったまちづくり	3,793	0	3,625	0	168
2 市民文化を育むまちづくり	6,515	620	2,039	84	3,772
学 校 教 育	5,882	407	1,949	26	3,500
生 涯 学 習	633	213	90	58	272
3 健康と市民福祉のまちづくり	2,596	77	1,403	19	1,097
市 民 福 祉	1,177	77	0	19	1,081
保 健 ・ 医 療	1,419	0	1,403	0	16
4 活力ある産業社会を切り拓くま ちづくり	173	0	98	0	75
中 小 企 業	41	0	0	0	41
農 業	132	0	98	0	34
5 安全で住みよいまちづくり	53,827	9,066	34,684	222	9,855
緑化・公園・景観	2,995	685	1,178	0	1,132
市街地整備	1,576	1,011	165	0	400
住 宅	1,372	116	452	74	730
上 水 道	4,288	0	2,930	80	1,278
下 水 道	23,991	3,650	18,377	68	1,896
交 通	9,768	1,426	7,538	0	804
道 路	6,193	1,742	2,981	0	1,470
防 災	2,608	436	1,006	0	1,166
環 境	1,036	0	57	0	979
計	66,904	9,763	41,849	325	14,967

2. 会計別事業費

(単位 百万円)

区 分	事業費 (平成19～ 21年度)	左の財源内訳			
		国府支出金	市 債	そ の 他	一般財源
普 通 会 計	37,371	6,113	19,288	177	11,793
公共下水道事業特別会計	23,991	3,650	18,377	68	1,896
病院事業会計	1,254	0	1,254	0	0
水道事業会計	4,288	0	2,930	80	1,278
計	66,904	9,763	41,849	325	14,967

注) 「普通会計」とは、一般会計と公共用地先行取得事業特別会計の事務経費を合算し、純計したものである。

IV 財政収支展望（普通会計）

現下の地方自治体を取り巻く状況は、地方分権が本格化する中で、新たな国と地方の役割分担の見直しや権限移譲が加速されることが予測され、地方税や地方交付税の原資となる国税収入の増加が見込まれるものの、地方税収の伸びには地域差があり、また社会保障関係費の自然増加や依然として高水準で推移する公債費などに加えて、団塊の世代の大量退職期を迎えることとなり引き続き厳しい財政運営を余儀なくされる状況にあります。

今後の地方税財政制度の動向は不透明であります。現行の制度を前提に、一定の条件のもとで推計した、平成19年度から21年度までの3ヶ年の財政収支展望では194億円もの財源不足となり、極めて厳しい状況が予測されます。

本市が中核市として、自立した行財政運営を行い、真の地方分権を実体化するまちづくりを進めるためにも、市政の効率化・活性化の取り組みを進め財源確保を図り、第3次実施計画の着実な推進を図っていく必要があります。

普通会計財政収支展望

(単位 百万円)

区 分		平成19年度	平成20年度	平成21年度	3カ年計 19～21年度
歳入	市 税	80,067	80,761	80,404	241,232
	地方交付税・臨時財政対策債	20,400	21,100	21,400	62,900
	地方譲与税及び交付金等	9,225	9,189	9,357	27,771
	(小 計)	(109,692)	(111,050)	(111,161)	(331,903)
	そ の 他 の 収 入	44,632	44,495	44,793	133,920
	歳 入 合 計 ①	154,324	155,545	155,954	465,823
歳出	人 件 費	37,944	37,496	36,538	111,978
	<うち退職手当>	<5,902>	<6,358>	<6,234>	<18,494>
	扶 助 費	47,656	47,893	48,322	143,871
	公 債 費	16,437	17,597	17,496	51,530
	(小 計)	(102,037)	(102,986)	(102,356)	(307,379)
	そ の 他 の 経 費	29,913	29,667	29,779	89,359
	繰 出 金	25,256	25,429	25,969	76,654
	実施計画充当一般財源	3,862	4,091	3,840	11,793
	歳 出 合 計 ②	161,068	162,173	161,944	485,185
財 源 不 足 額 (① - ②)		△6,744	△6,628	△5,990	△19,362

第2編 元気都市推進プラン

将来都市像

夢と活力あふれる 元気都市・東大阪

東大阪市は、生駒山の豊かな緑を背景に、活力ある中小企業や若い人々を育む大学が集積する個性ある都市を形成しています。

21世紀には、市民との協働によって、都市の個性を活かし、豊かであたたかい福祉環境づくりと効率的で活力ある行財政運営などに努めることによって、安全で快適に住み、元気に働き、生涯にわたって学び、憩い、楽しむことができる世界に開かれた、夢と活力あふれる元気都市を創造します。

元気都市推進計画 (基本計画)

元気都市推進プラン (実施計画)

「ラグビーのまち」推進計画

1. 健康都市づくり
2. 市民との協働（パートナーシップ）によるまちづくり
3. イメージ豊かなまちづくり
4. 訪れたいまちづくり

「モノづくりのまち」推進計画

1. 製造業が活躍できる都市環境の創造
2. 連携による新産業の創造
3. モノづくりの心を活かした人づくり
4. モノづくりを通じた交流

「うるおいと風格のあるまち」推進計画

1. 魅力ある風土と都市景観づくり
2. うるおいのある生活空間の整備
3. 水と緑のネットワーク
4. 環境都市づくり

「開かれたまちー活力ある行財政運営」推進計画

1. 開かれたまちづくり
2. 事務事業の見直しと多様な行政サービスの展開
3. 行政組織の活性化
4. 自主財源確保への投資

市民の力みなぎるまちづくりの推進

産業がにぎわうまちづくりの推進

魅力あふれるまちづくりの推進

市政の効率化・活性化の推進

まちづくりの基本理念

1. 人間尊重のまちづくり
2. 市民参加のまちづくり
3. 豊かさを創造するまちづくり

市民の力みなぎるまちづくりの推進

市民、自治会などのコミュニティ組織、事業者、NPO等と行政の協働により、生涯にわたってスポーツを楽しむ健康な都市づくり、イメージ豊かなまちづくり、ラグビーを通して全国の人々が訪れたいくなるまちづくりを推進するため、地域の市民の方々の主体的、積極的な参加による公民協働のもと、地域の特性を活かした個性豊かな市民の力みなぎるまちづくりの推進に取り組む。

主 要 事 業	参 照
地域まちづくり活動助成事業	9 ページ
公民協働事業	10 ページ
協働のまちづくり推進事業	11 ページ
違法屋外広告物除却事業	105 ページ
花とみどりいっぱい運動事業	95・109 ページ
パブリックアート整備事業	114 ページ

産業がにぎわうまちづくりの推進

モノづくりのまち「東大阪」を支える中小企業の高い技術力を活かした新たな産業の育成や活性化、モノづくりを担う人材の育成や、産学官連携により情報交流・研究開発を促進するなど、新しい時代に対応する産業がにぎわうまちづくりを推進する。

主 要 事 業	参 照
中小企業訪問相談支援事業	86 ページ
モノづくりクラスター推進事業	87 ページ
技術交流プラザ事業	89 ページ
共同施設設置助成事業	92 ページ
モノづくり人材育成事業	98 ページ

魅力あふれるまちづくりの推進

本市が持つ生駒山系の自然と、次代に継承すべき郷土の豊かな歴史や文化などの資源を活用しながら、地域の個性や魅力を活かした景観や、うるおいのある生活空間づくりに努めるとともに、環境にやさしいまちづくりを進めるため、市民の参加と協働による、魅力あふれるまちづくりの推進に取り組む。

主 要 事 業	参 照
地域の文化的資源の活用	26 ページ
旧河澄家整備活用事業	28 ページ
長瀬川緑地整備事業	108 ページ
駅前等・公共施設緑化事業	108 ページ
花園中央公園整備事業	108 ページ
新エネルギーワークショップ事業	127 ページ

市政の効率化・活性化の推進

市政の効率化・活性化への取り組みは、自治体として自主、自立した行財政運営の確立を図るためのものであり、行政の公開性と透明性を高め、公正、公平な市民に開かれたまちづくりを進める。

市民と行政が情報を共有し、市民の声に柔軟に対応できる職員の意識づくりと仕組みづくりに努め、市民の意見や知恵を市政に反映させる行政運営をめざす。

あわせて、本市の持続的かつ健全な成長を確保するため、集中改革プランを尊重しながら、市政の効率化、活性化の取り組みを進め、自立可能な財政構造の構築に努める。

主 要 事 業	参 照
電子入札システムの運用	19 ページ
市政だよりの発行	21 ページ
パブリックコメント制度	22 ページ
行財政改革推進事業 (事務事業評価、外部監査)	23 ページ

第3編 部門別計画

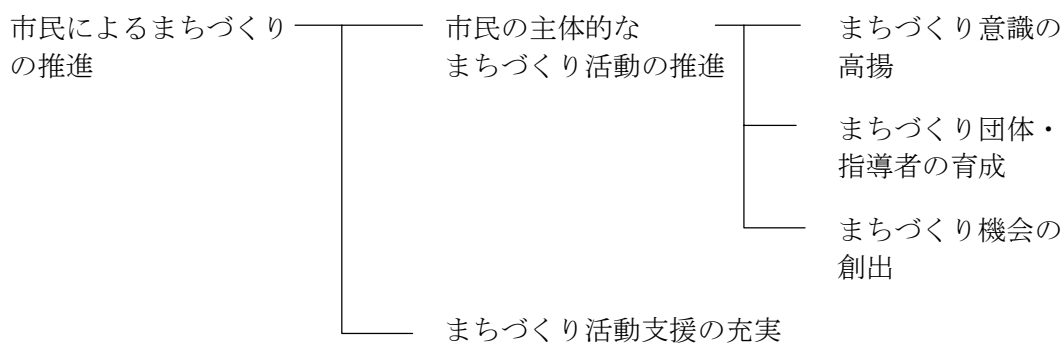
第1部 市民が主体となったまちづくり

第1章 市民自治のまちづくり

第1節 市民によるまちづくりの推進

地域の特性をいかしながら、きめ細かなまちづくりを推進するため、市民参加による自主的な取り組みを促進するとともに、まちづくり活動の支援の充実に努める。

1 施策の体系



2 達成目標

市民が創意と工夫をいかした、主体的なまちづくり活動の支援に努めるとともに、分権時代にふさわしい協働のまちづくりを推進する。

3 主な事業計画

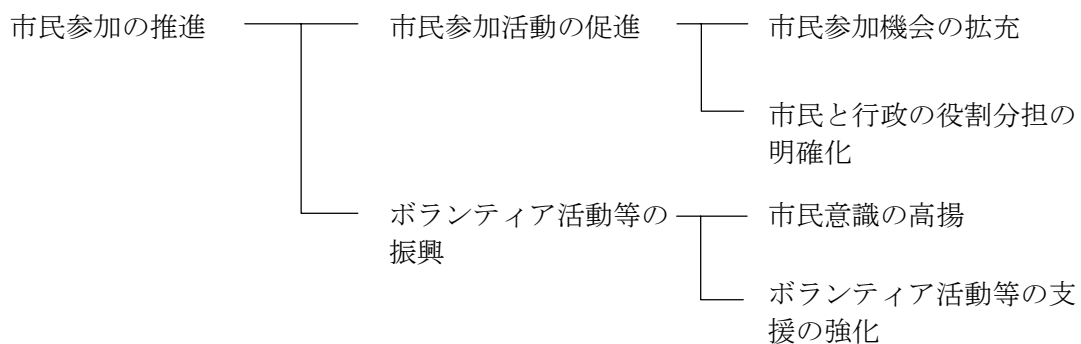
事業名	概要	目標及び計画
地域まちづくり活動助成事業 【まちづくり支援課】	市内を活動拠点とする団体が自ら企画・提案し、事業を実施することにより、地域の個性ある風土・人情や、価値あるものとして共有できるものを大切に、安心と愛着の持てる地域づくりを進める。	初動期の市民活動団体への助成に留まらず、ホップ・ステップ・ジャンプと3段階の助成を行うなど、より広範、専門的に活動する団体を継続的に支援するシステムを確立する。

事業名	概要	目標及び計画
公民協働事業 【まちづくり支援課】	市民プラザを拠点に公民協働による地域の特性を生かした個性的なまちづくりを推進する。	7つのリージョン区域ごとに、地域課題の発見や解決といった「地域まちづくり」をさらに展開していく。
市民活動支援センター設置経費 【まちづくり支援課】	設置検討委員会立上げを支援する。	交流の場づくりのあり方について調査・研究を進める。

第2節 市民参加の推進

まちづくりへの市民参加やボランティア活動の拡大を促進するため、市民の声を市政に反映し、市民参加によるまちづくりの仕組みの構築を図るとともに、ボランティア活動などに対する支援体制の充実に努める。

1 施策の体系



2 達成目標

ボランティア活動などに携わる団体や個人の育成を図るとともに、活動支援などの環境整備を図る。

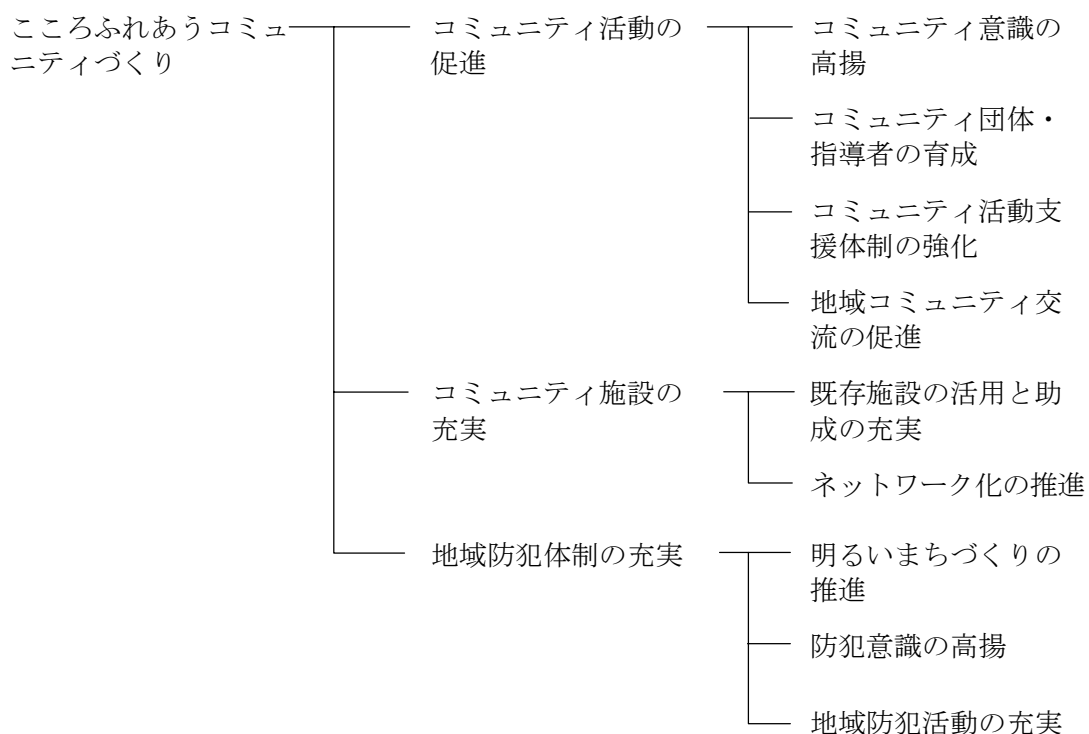
3 主な事業計画

事業名	概要	目標及び計画
文化財ボランティア育成事業 【文化財課】	文化財ボランティアの研修及び活動の場の提供により、育成に努める。	文化財ボランティア育成に努め、文化財啓発保存活動等への参加を図る。
森林ボランティア育成事業 【みどり対策課】	管理不足により荒廃しはじめている生駒山の森を、市民との協働で管理することにより、自然とふれあえる憩いの場として利用を図るため、森林ボランティアを育成する。	講習・実習を実施し、ボランティアの育成を図る。
協働のまちづくり推進事業 【まちづくり支援課】	市民、市民活動団体、行政など自立した団体（個人）が協働してまちづくりを推進するため、交流や啓発を行う。	それぞれの特徴や能力を生かせる協働事業を推進する。

第3節 こころふれあうコミュニティづくり

住みよい地域社会をつくるため、コミュニティ活動を促進し、施設の充実や、相互扶助による地域の防犯体制の充実に努める。

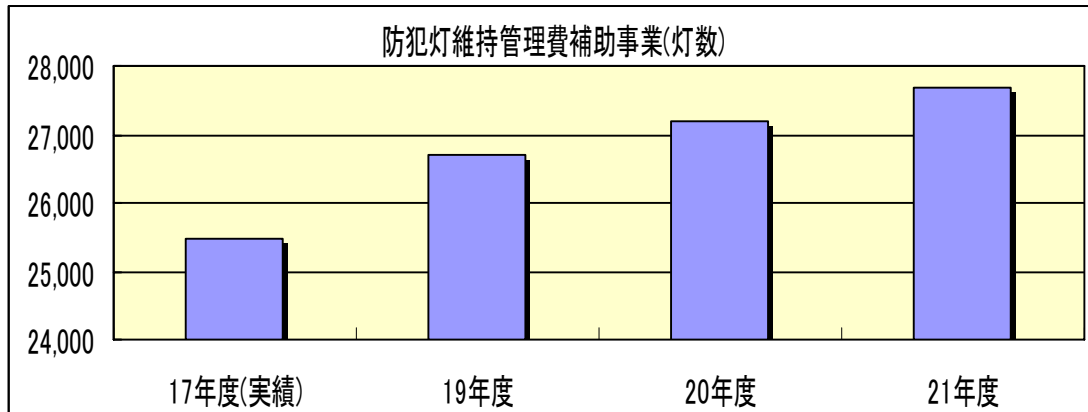
1 施策の体系



2 達成目標

多くの市民の参加を得ながら、市政に市民の声を反映させ、コミュニティづくりの方向性を明らかにし、コミュニティ活動の促進に努める。

項目	現 状	目 標
防犯灯維持管理費補助事業 (灯数)	17年度実績 25,486灯	21年度 27,700灯



3 主な事業計画

事業名	概要	目標及び計画
自治集会所整備助成事業 【地域振興室】	コミュニティ活動の拠点施設である集会所の整備を促進する。	助成金（補助限度額） 新築(私有地) 20,000千円 新築(公有地) 10,000千円 改修 1,500千円
リージョンセンター網整備事業 【地域振興室】	市民自らの活動の場を提供し、地域の特性を生かした個性豊かなまちづくりを推進するリージョンセンターの施設の設備、備品等の改修、補修を図る。	19年度 中鴻池リージョンセンター 吸収式冷温水機取替その他 工事
	中鴻池リージョンセンター 建設割賦金・償還金	19年度終了
防犯灯設置費補助事業 【地域振興室】	防犯灯を設置する自治会に対し、その費用の一部を補助する。	防犯灯の増設、照度アップを推進することにより、犯罪の誘発及び事故防止を図る。
防犯灯維持管理費補助事業 【地域振興室】	自治会が行う防犯灯の維持管理業務に要する費用の一部を補助することにより、明るいまちづくりに寄与する。	17年度(実績) 25,486灯 19年度 26,700灯 20年度 27,200灯 21年度 27,700灯

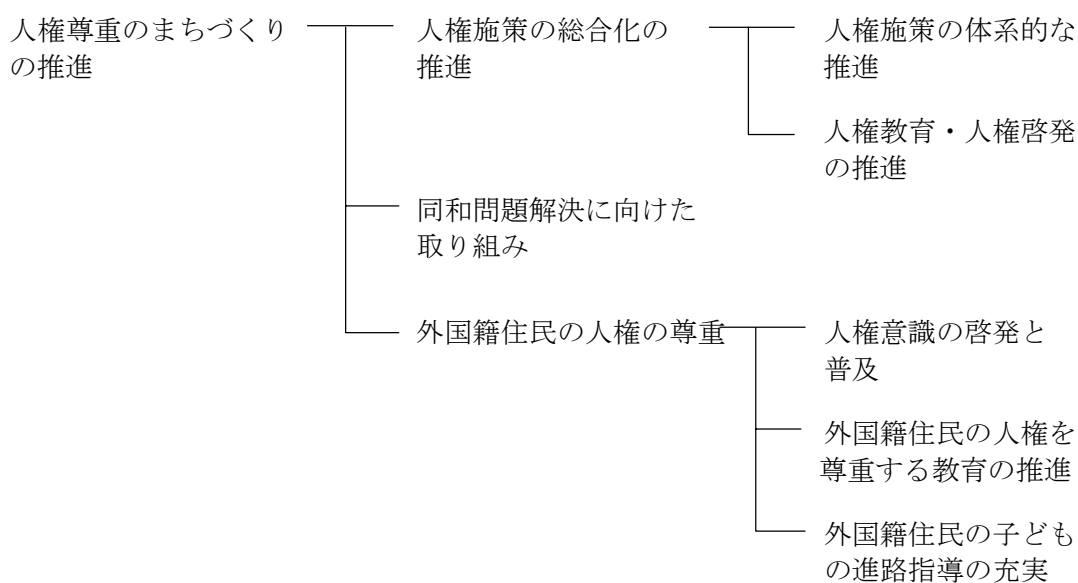
事業名	概要	目標及び計画
ひったくり防止カバー配布 【地域振興室】	ひったくり防止カバーを駅前等で配布し、市民の防犯意識の高揚を図り、ひったくりの発生を抑止する。	防止ネットからニーズの高い防止カバーに変更

第2章 人権尊重と平和のまちづくり

第1節 人権尊重のまちづくりの推進

「人権尊重のまちづくり」をめざして、人権施策の体系化に向けた取り組みを展開するとともに、市民の理解と協力のもとに人権教育・人権啓発の充実に努める。さらに、外国籍住民の人権擁護に関する施策の充実に努める。

1 施策の体系



2 達成目標

項 目	現 状	目 標
人権啓発促進事業 【人権啓発課】	人権の尊さを啓発し、人権尊重のまちづくりを推進するため、人権週間行事、憲法週間行事、人権尊重のまちづくり強化月間行事、親と子の人権教室等を実施する。	憲法週間・市民のつどい 人権週間・平和と人権のつどい 参加者数 17年度計 682人 →1200人

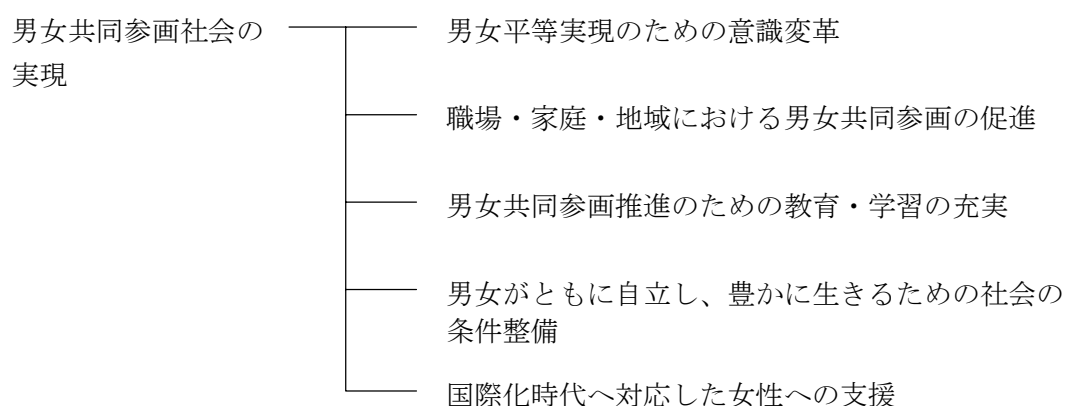
3 主な事業計画

事 業 名	概 要	目標及び計画
人権啓発関係団体補助 【人権啓発課】	市民組織51団体の加盟する「人権啓発協議会」等への補助を実施する。	理事会・委員会等 年9回開催する。
共同浴場改修事業 【人権同和調整課】	市民のニーズにあった安全で快適な浴場として、また市民の地域交流の場として活用できるよう、老朽化した共同浴場を改修する。	・長瀬共同浴場の改修 入浴者数 17年度 36,105人 → 21年度 39,000人 ・荒本共同浴場の改修 入浴者数 17年度 83,421人 → 21年度 86,000人
人権文化センター事業 【長瀬人権文化センター】 【荒本人権文化センター】	人権文化センターを中心に、地域の相談活動や、周辺地域との交流を深める事業等を実施する。	・人権文化センター周辺地域交流事業 ・人権相談事業 ・総合生活相談事業 ・在宅保健医療福祉サービス調整会議

第2節 男女共同参画社会の実現

社会のあらゆる分野における男女共同参画を推進するとともに、ドメスティックバイオレンスやセクシュアルハラスメントなどへの対応を進める。また、NGOとの連携を図り多様な人々との共生によって国際化に対応した取り組みを進め、外国籍住民女性への支援の充実を図る。

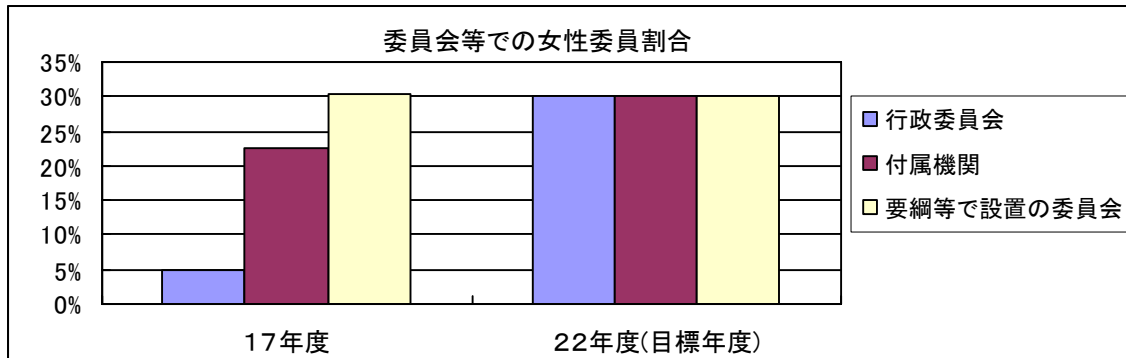
1 施策の体系



2 達成目標

項目	現状	目標
男女共同参画推進プラン 【男女共同参画課】	男女共同参画推進プランに基づく啓発活動や施策を実施する。	審議会等への女性の参加比率を「プラン」に定められた、30%を達成し、達成した委員会は新たに目標の設定を検討する。

女性の参加比率	行政委員会	附属機関	要綱等で設置の委員会
17年度	4.9%	22.7%	30.5%
22年度 (目標年度)	30.0%	30.0%	30.0%



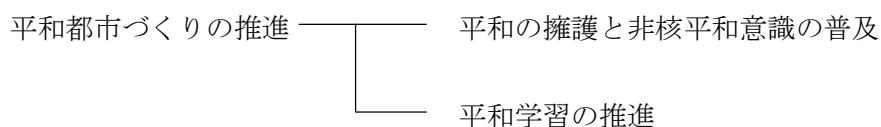
3 主な事業計画

事業名	概要	目標及び計画
男女共同参画推進事業 【男女共同参画課】	社会のあらゆる分野で男女共同参画の推進を図るため、各種啓発や情報提供に努めるとともに、学習の機会や交流について支援する。	<ul style="list-style-type: none"> ・男女共同参画施策実施状況の公表 ・男女共同参画審議会開催 ・情報紙等の発行 ・男女共同参画助成事業 ・男女共同参画地区推進員制度の発足
男女共同参画センター自主事業 【男女共同参画課】	男女共同参画社会の実現に向け、情報発信、学習機会や自主活動の場の提供、相談等の各種事業を実施する。また、団体・グループが行う活動を支援する。	講座や催し物の定員に対する参加者比率 17年度 56.1%→70%

第3節 平和都市づくりの推進

非核平和意識の普及に努め、市民の自主的な平和活動を促進するとともに、子どもたちが、平和と命の尊さを学び、国際社会を生きる資質を培う平和学習を充実する。

1 施策の体系



2 達成目標

本市、非核「平和都市宣言」の趣旨に基づき、平和への意識高揚を図るため、市民が参加できる啓発事業とともに、子どもたちが平和と命の尊さを学ぶ平和学習事業を実施する。

3 主な事業計画

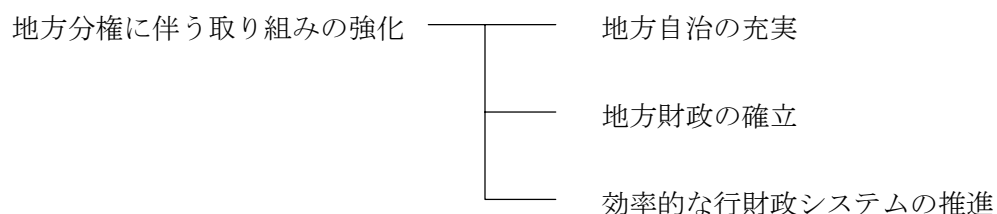
事業名	概要	目標及び計画
平和都市づくりの推進 【人権啓発課】	本市、非核「平和都市宣言」の趣旨に基づき、「平和のつどい」等の平和啓発事業や、市立幼稚園5園による折り鶴献納等の平和学習事業を実施する。	<ul style="list-style-type: none">平和のつどい（平和アニメフェスティバル、平和資料展）を開催する。 参加人数 17年度 4,312人→5,000人引き続き市立幼稚園5園での取り組みを実施する。

第3章 都市行政の総合的な推進

第1節 地方分権に伴う取り組みの強化

地方分権の推進に伴い、自主財源を確保して財政基盤の確立に努めるとともに、自治体として体質改善を図り、効率的な行財政システムを推進する。

1 施策の体系



2 達成目標

項目	現状	目標
電子入札システムの運用 【調度課】	インターネットで入札案件を公開し、事業者が市役所に出向かず入札できるシステムを導入した。	導入したシステムを活用し、入札・契約事務の公正性、透明性をより一層確保する。

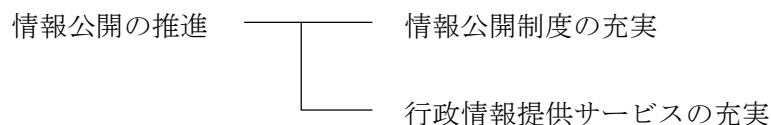
3 主な事業計画

事業名	概要	目標及び計画
統合型地図情報システム(GIS)導入 【情報化推進室】	地図を媒介にして情報の統合化、共有化を行い、行政事務の効率化、市民サービスの向上を図る。	・公開型GISの選定・開発稼動 ・統合型GISの検討・開発

第2節 情報公開の推進

個人のプライバシーの保護に配慮し、情報公開制度の充実に努めるとともに、市民ニーズに対応した情報提供の充実にを図る。

1 施策の体系



2 達成目標

項目	現 状	目 標
情報公開制度 個人情報保護制度	・ 情報公開条例：11年7月 施行 ・ 個人情報保護条例：11年 7月施行	市政情報コーナーでの相談 ・ 受付・情報開示の充実に を図る。

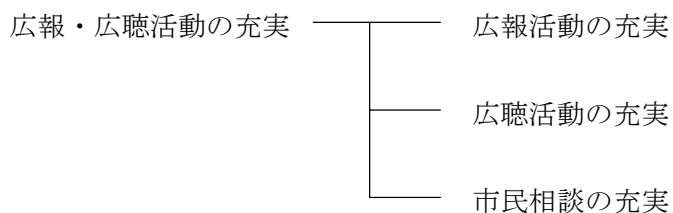
3 主な事業計画

事業名	概 要	目標及び計画
電子入札システムの運用 〔再 掲〕	1部3章1節 P.19参照	導入したシステムを活用し、入札・契約事務の公正性、透明性をより一層確保する。

第3節 広報・広聴活動の充実

行政が持つ情報を積極的に提供し、広報活動の充実に努めるとともに、広く市民の提言や要望などを的確に把握する広聴活動の充実に図る。また、市民相談の充実に努める。

1 施策の体系



2 達成目標

項 目	現 状	目 標
市政だよりの発行 【広報課】	発行部数 21万部 〃 回数 8頁 21回 12頁 2回 自治会委託方式で配布する。	広告掲載により財源を確保するとともに、市民への情報提供の充実に図るため、19年度は頁数を拡充する。 (8頁14回、12頁9回)

3 主な事業計画

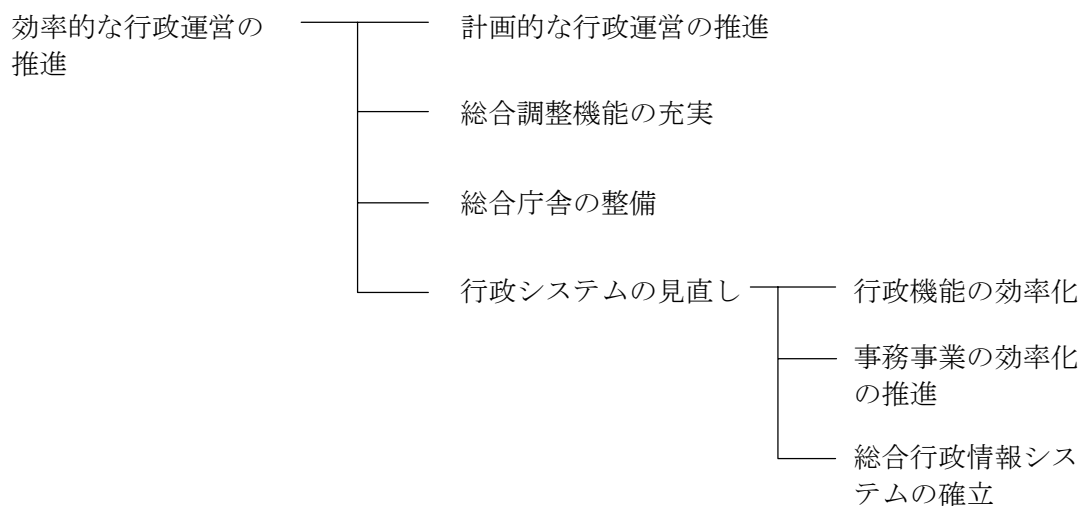
事 業 名	概 要	目標及び計画
こども市政だよりの発行 【広報課】	小学生全員に配布する。(記事は高学年向け) 3. 1万部、年2回(市内、公私立小学校、55校)	引き続き実施する。
市政情報番組提供事業 【広報課】	17年度 ニュース 488本 企画コーナー 52本	地域に密着した多様な情報を提供する。
くらしのガイド「あなたの市役所」作成 【広報課】	市行政手続き、制度の概要及び施設の案内等を掲載した、くらしのガイドブックを発行する。	全世帯に配布する。

事業名	概要	目標及び計画
パブリックコメント制度	パブリックコメント手続実施要綱：17年9月策定	引き続き実施する。
タウンミーティングの開催 【市政情報相談課】	市長が市民と直接対話し、市政への意見を聞き、地域課題などをともに考えることで、市役所と市民の信頼関係向上を図る。	市内全てのリージョンセンターでの開催をめざす。
市政世論調査 【市政情報相談課】	市政に関する市民の考え方を把握し、施策の基礎資料とするために実施する。	引き続き実施する。
市民相談業務 【市政情報相談課】	弁護士による無料法律相談を総合庁舎および各行政サービスセンターで実施する。また司法書士、行政書士による無料相談も総合庁舎で実施する。	引き続き実施する。

第4節 効率的な行政運営の推進

効率的な行政運営を推進するため、常に行政システムを見直し、行政機能や事務事業の効率化及び総合行政情報システムの確立を図る。

1 施策の体系



2 達成目標

効率的な行政運営を推進するため、基本計画に基づく計画的、体系的な行財政運営を推進するとともに、行政の横断的な調整機能の強化を推進するなど、総合調整機能の充実を図る。また、常に行政システムを見直し、行政機能の効率化や総合行政情報システムの確立をめざす。

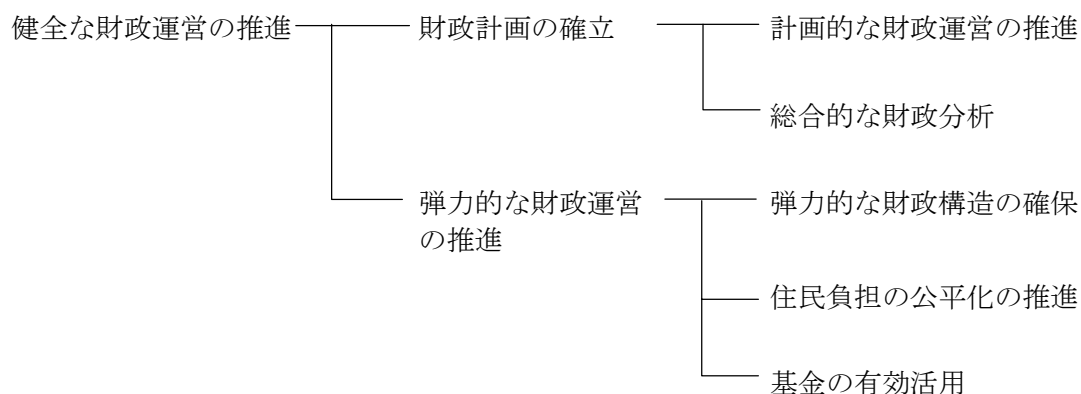
3 主な事業計画

事業名	概要	目標及び計画
行財政改革推進事業 【行財政改革室】	<ul style="list-style-type: none"> ・市民行革会議 市民の視点からの行革に対する意見を本市の行財政改革に反映させる。 ・事務事業評価 市が実施する事務事業について、評価票を作成し、各部局において総合評価を行い、事務事業の見直し、職員の意識改革、行政の透明性・説明責任の確保をめざす。 ・包括外部監査 外部監査人が必要と認める特定の事件（財務監査）について随時監査を行う。 	集中改革プラン実施項目の推進を図る。
職員研修 【人材育成室】	地方分権の時代にふさわしい職員を育成する。	研修受講後、自分の今後取るべき行動や考えが見えてきたと答える職員の割合 17年度 65%→80%
住民票等自動交付機導入事業 【市民総務室】	住民票の写し・戸籍関係証明書・印鑑登録証明書・外国人登録原票記載事項証明書等及び市民税府民税証明書を自動交付機で発行する。	総合庁舎及び日下・四条・中鴻池・若江岩田・楠根・布施駅前・近江堂の全リジョンセンターの8ヶ所に設置、地域に根ざしたサービス展開の推進を図る。

第5節 健全な財政運営の推進

総合的な財政分析に基づく計画的な財政運営を推進するとともに、経費全般の見直しを行い、財政構造の弾力性の確保に努める。

1 施策の体系



2 達成目標

項目	現状	目標
土地開発公社保有地健全化事業 【管財課】	17年度末債務残高 約190億円	引き続き国の経営健全化支援策を活用し、17年度から22年度までに60億円以上の債務残高減少を図る。

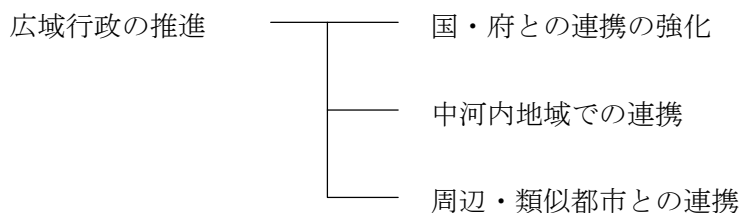
3 主な事業計画

事業名	概要	目標及び計画
市有地等有効活用事業 【管財課】	6年度より始めた、一般競争入札等による市有地売却により、17年度までに約243億円の財源確保に努めた。	不用となった市有地を計画的に売却するため、鑑定・測量等を実施する。

第6節 広域行政の推進

国・府との連携を強化し、中河内地域での連携を深めるとともに、多様な組み合わせによる広域的な連携、協力体制の整備を推進する。

1 施策の体系



2 達成目標

第3次中河内都市圏計画を具体的に進めるための施策のひとつとして「中河内歴史探訪の道」事業を推進する。

3 主な事業計画

事業名	概要	目標及び計画
中河内地域広域行政推進協議会 【政策推進室】	中河内都市圏計画を推進し 圏域住民に市域を超えた市民サービスを展開する。	「中河内歴史探訪の道」事業を推進する。

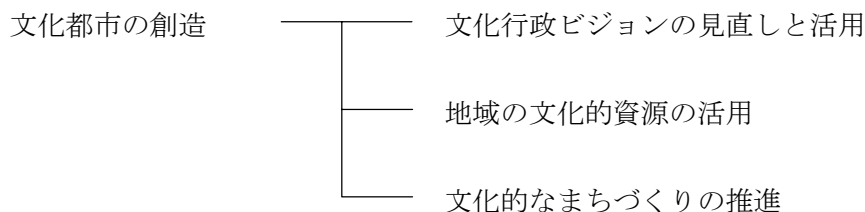
第2部 市民文化を育むまちづくり

第1章 市民文化の創造

第1節 文化都市の創造

市民が主体となった文化都市を創造するため、市民の文化に対するニーズの把握に努めるとともに、市内の歴史的、文化的な資源の活用にも努め、市民と一体となったまちづくりを推進する。

1 施策の体系



2 達成目標

「文化行政ビジョン」を（仮称）「文化政策ビジョン」として改訂し、文化振興の方向性や具体的な施策を市民に周知するとともに、ビジョンに基づく施策を推進していく。

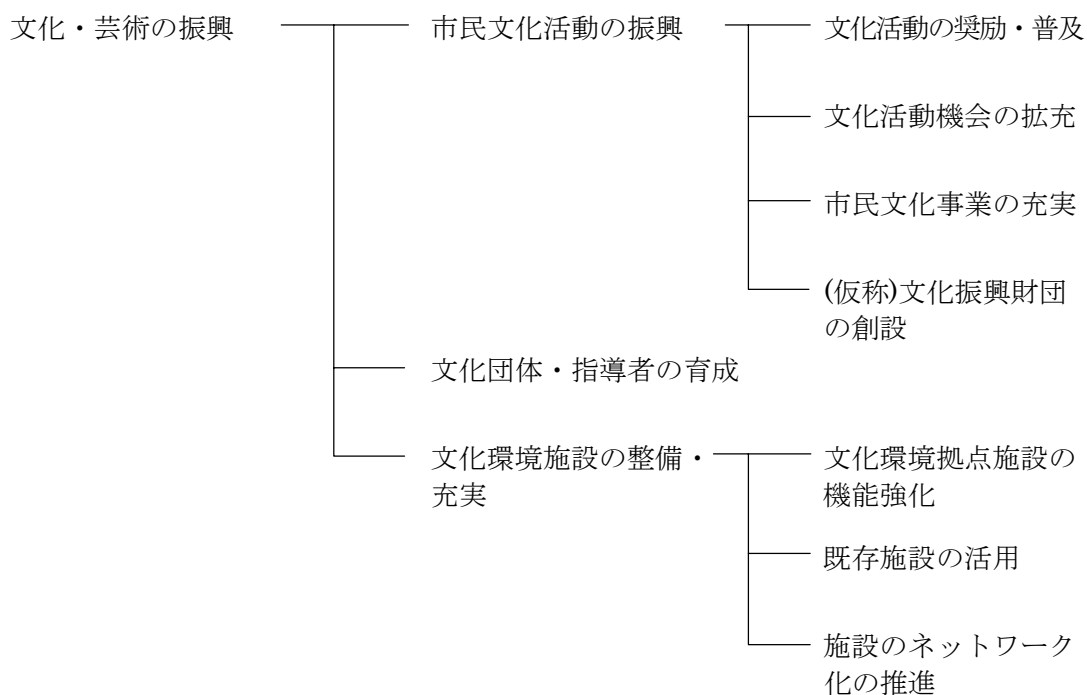
3 主な事業計画

事業名	概要	目標及び計画
(仮称)「文化政策ビジョン」の推進 【文化国際課】	「文化行政ビジョン」を（仮称）「文化政策ビジョン」として改訂し、今後ビジョンに基づく施策を推進する。	ビジョン改訂後は市民、事業者等多様な主体との協働によるビジョンの推進、及び市内外にビジョン推進・進行管理に係る組織整備を検討する。
地域の文化的資源の活用 【文化国際課】	地域の文化的資源を通じて市民がうるおいや安らぎ、まちへの愛着を感じるような事業を実施する。	司馬遼太郎記念館活用事業、文化人材バンク事業、ひるやすみホールコンサート等の実施により、文化的なまちづくりを進める。

第2節 文化・芸術の振興

河内の歴史・文化をいかした個性ある市民文化活動の振興や自主的な文化・芸術活動を行う団体や指導者の育成に努めるとともに、文化・芸術活動の拠点となる施設の充実や既存施設の活用及び関連施設のネットワーク化を推進する。

1 施策の体系



2 達成目標

市民文化活動の振興や、文化環境施設の活用に一層努める。

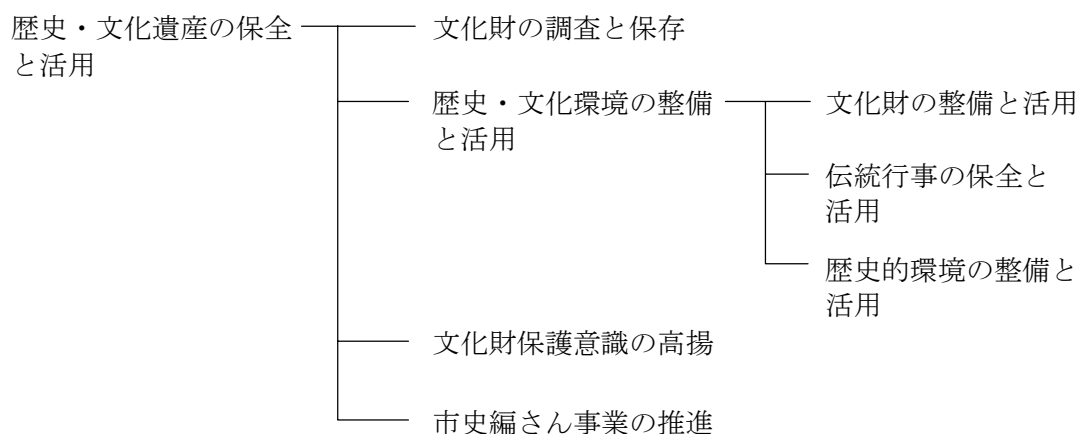
3 主な事業計画

事業名	概要	目標及び計画
市民美術センター自主事業の推進 【文化国際課】	特別展、創作講座、講演会、ロビーコンサート等、自主事業充実に努める。またボランティア受入れにより市民活動活性化を図る。	特別展入場者の満足度アップ（対前年比）をめざす。また、センター初来館者数及びリピーター数の増加を図る。

第3節 歴史・文化遺産の保全と活用

歴史的遺産について、文化財調査や研究を進めるとともに、その保存と活用に努め、文化拠点、歴史環境の整備に取り組む。また、郷土の文化遺産に対して、啓発活動、管理助成制度の確立、文化財ボランティアの育成などを行い、文化財保護に対する市民意識の高揚を図る。市史の編さんを促進し、古文書など歴史資料の保存と活用を図る。

1 施策の体系



2 達成目標

市の文化財であり、歴史的遺産である旧河澄家の主屋及び外構整備を進め、中河内歴史探訪の道案内拠点施設として、また、市民が歴史に身近にふれることのできる地域のコミュニティスペースとしての活用をめざす。

3 主な事業計画

事業名	概要	目標及び計画
旧河澄家整備活用事業 【文化財課】	寄附収受した旧河澄家住宅の主屋及び外構等の整備を進める。	中河内歴史探訪の道の案内拠点施設として整備し、公開活用を図る。

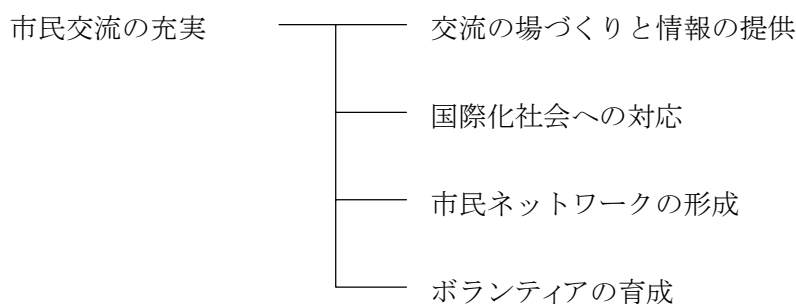
事業名	概要	目標及び計画
指定文化財保存事業 【文化財課】	指定文化財所有者、管理者が行う修理に対する補助。	指定文化財所有者、管理者が行う文化財保存の取り組みを奨励することにより、文化財保護意識の高揚に努める。
河内寺跡史跡公園整備事業 【文化財課】	発掘された飛鳥時代創建の河内寺の塔跡を史跡公園として整備するため、土地の先行取得を行う。	河内に由来する遺跡を史跡公園として整備するため、国史跡の指定をめざし、国の補助制度を活用する。
埋蔵文化財発掘調査事業 【文化財課】	文化財保護法に基づき、埋蔵文化財包蔵地内での開発行為届出に対し、発掘調査を行う。	地域の歴史を知る貴重な資料として埋蔵文化財の保存活用に努める。
文化財ボランティア育成事業 [再掲]	1部1章2節 P.11参照	文化財ボランティア育成に努め、文化財啓発保存活動等への参加を図る。
市史編纂事業 【市史史料室】	市史編纂の基礎資料となる古文書等の調査、解説を行っており、近代のみ終了。	寄託文書の整理率 21年度に100%をめざす。

第2章 交流文化の創造

第1節 市民交流の充実

幅広い市民交流の拡充を図り、拠点整備や情報提供に努める。
また、交流活動への参加支援を行い、ボランティアの育成に努める。

1 施策の体系



2 達成目標

ボランティア交流の推進と、NPOなど新しい市民公益活動の支援を通して、市民交流の充実を図る。

3 主な事業計画

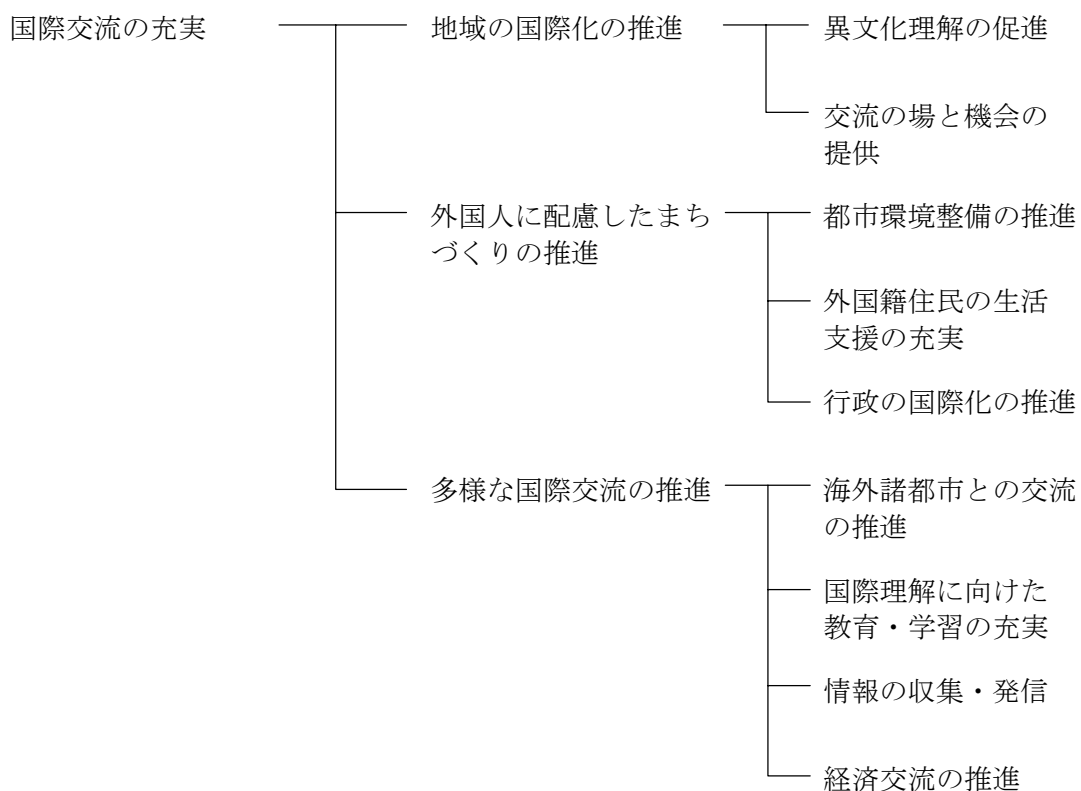
事業名	概要	目標及び計画
公民協働事業 〔再掲〕	1部1章1節 P.10参照	7つのリージョン区域ごとに、地域課題の発見や解決といった「地域まちづくり」をさらに展開していく

第2節 国際交流の充実

多文化共生のまちづくりをめざし、市民の意識啓発や、多言語での行政サービスの提供に努める。

また、姉妹都市交流などを通じ、国際交流の推進を図る。

1 施策の体系



2 達成目標

事業名	概要	目標
国際化推進事業 【文化国際課】	19年度に「国際化対策大綱」を改訂する。 国籍や民族等の異なる人々が互いの文化的な違いを認め合い、自分らしく生きられる多文化共生社会をめざす。	外国籍住民施策基本指針達成度 17年度 51%→100%

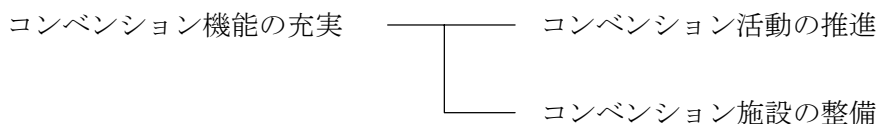
3 主な事業計画

事業名	概要	目標及び計画
<p>国際情報プラザ事業</p> <p>【文化国際課】</p>	<p>日本語を母国語としない住民が行政サービスにアクセスできる体制を整備する。また、国内外を問わず広い視野と認識を持つ「地球市民」の育成をめざす。</p>	<p>多言語による相談案内、行政情報等の発信、国際理解・協力に関する情報提供等を実施する。</p> <p>「（仮称）国際交流センター」設置を展望する。</p>
<p>外国籍住民の生活支援</p> <p>【文化国際課】</p>	<p>外国籍住民の生活支援の充実を図る。</p>	<p>日本語教室を開催する。語学ボランティアの派遣・育成に努める。</p>
<p>姉妹都市交流事業</p> <p>【文化国際課】</p>	<p>姉妹都市交流の充実を図る。</p>	<p>ベルリン市ミッテ区との派遣交換制度を充実する。</p>
<p>地域の国際化支援</p> <p>【文化国際課】</p>	<p>国際化の推進を目的とした情報提供及び団体が行う活動支援を実施する。</p>	<p>国際交流協会への運営補助を実施する。</p> <p>地域国際交流の支援を実施する。</p>

第3節 コンベンション機能の充実

市内において、コンベンション活動の推進を図るとともにコンベンション施設の確保に努める。

1 施策の体系



2 達成目標

市内におけるコンベンション活動の推進を図るよう努める。また、コンベンション施設の確保に努める。

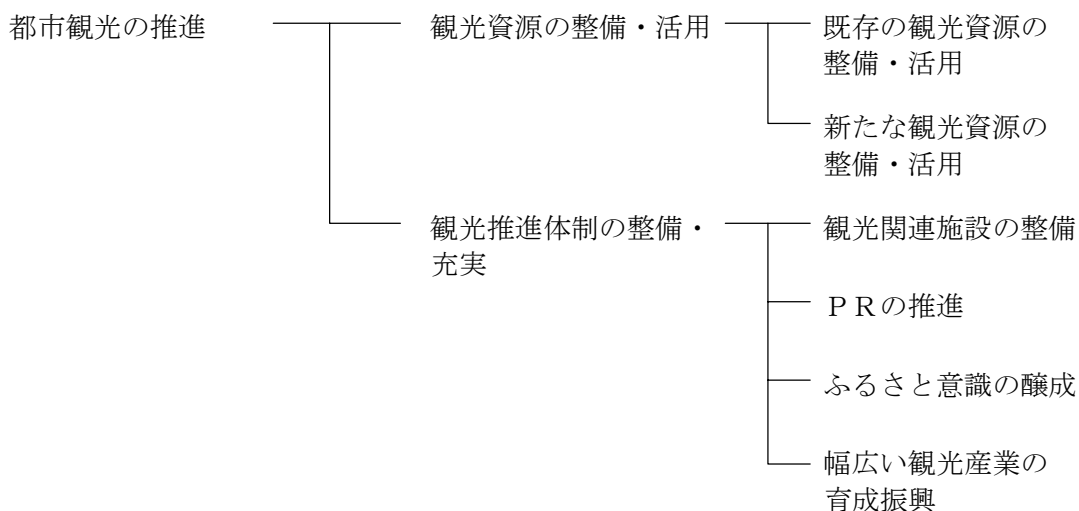
3 主な事業計画

- ・コンベンション活動の推進
市内での見本市、会議などのニーズを発掘し、コンベンション活動の推進を図る。
- ・コンベンション施設の整備
東大阪アリーナなど、既存施設の活用をはじめとして、市内でのコンベンションが開催できるよう施設誘致に引き続き努める。

第4節 都市観光の推進

本市の様々な魅力を多数の人が体感できる観光推進体制の整備に努める。

1 施策の体系



2 達成目標

生駒山麓の自然、鴻池新田会所の歴史文化遺産、司馬遼太郎記念館などの資源をいかしたまちづくりを行う。観光名所の魅力の紹介や、新たな観光資源の発掘に努める。

3 主な事業計画

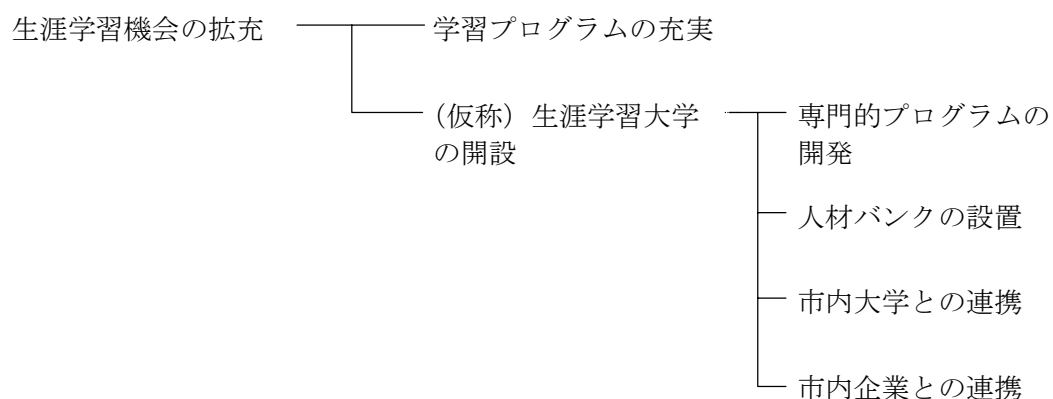
事業名	概要	目標及び計画
観光振興事業 【商業課】	観光関連施設の整備	多言語観光案内板（4カ国語、6カ所）の維持管理
	観光名所などのPRの推進	ホームページの更新
	ふるさと意識の醸成	わがまち魅力の発掘 観光ボランティアの育成 市内おもしろツアーの創出
	幅広い観光産業の育成振興	観光振興にむけた連携の推進

第3章 生涯学習環境の充実

第1節 生涯学習機会の拡充

市民の自主的な学習活動を支援するため、多様な学習プログラムの提供に努めるなど、広範な学習分野への支援の充実を図る。

1 施策の体系



2 達成目標

市民の自主的な学習活動を支援するため、多様な学習プログラムの内容を充実するとともに市内大学との連携に努める。

項 目	現 状	目 標
学習プログラムの充実 生涯学習活動の体系的整備	施設ごとの学習プログラムにより多くの講座等を実施する。	プログラムの体系的な整備を行い、充実することにより学習機会を拡充する。

3 主な事業計画

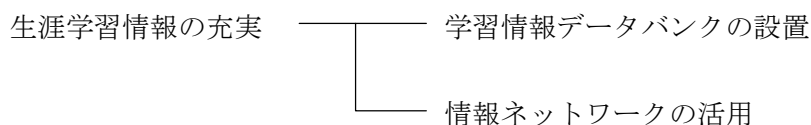
事 業 名	概 要	目標及び計画
生涯学習推進事業 【社会教育課】	市内5大学による公開講座 ふみんネットによる講座	多様な学習プログラムを提供し市民の学習機会の拡充に努める。

事業名	概要	目標及び計画
国際識字年推進事業 【社会教育課】	「よみかき教室」「国際識字デー・市民のつどい」「識字展」の開催等	国際識字デー・市民のつどい、識字展等の来場者数 1,500人 (現状1,361人)

第2節 生涯学習情報の充実

市民の自主的な学習活動を支援するため、生涯学習に関する情報を総合的に提供するデータベースの設置と情報のネットワーク化に努める。

1 施策の体系



2 達成目標

学習情報の収集や提供に努めるとともに生涯学習施設や市内大学等との連携を行い、生涯学習情報を充実していく。

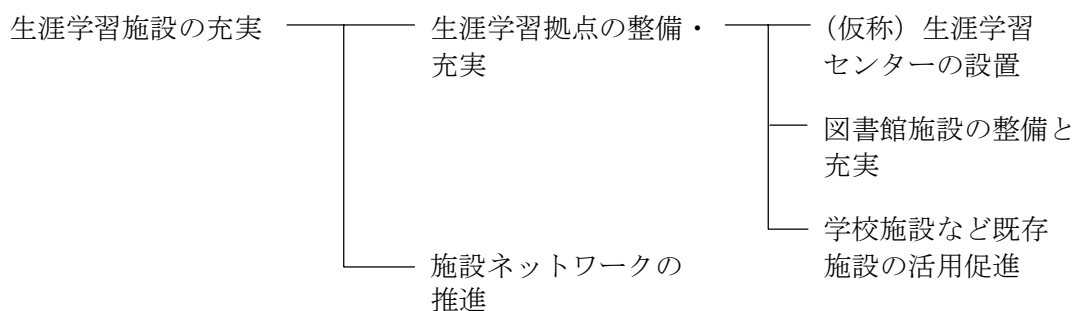
3 主な事業計画

事業名	概要	目標及び計画
生涯学習ニュースの発行 【社会教育課】	生涯学習事業をまとめた生涯学習ニュースを発行する。	配布・配信方法の改善を検討し、市民への啓発を進める。

第3節 生涯学習施設の充実

生涯学習の場としての公民館や図書館など既存施設の活用に努めるとともに、生涯学習に関連する文化、スポーツなど既存施設の充実に加え、民間施設も含めたネットワーク化を進める。

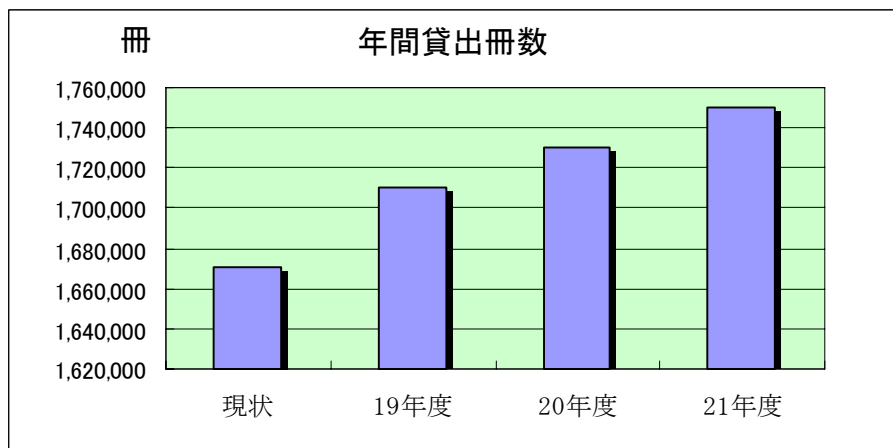
1 施策の体系



2 達成目標

市民の情報拠点、生涯学習の施設である図書館として、資料の充実及び永和図書館の建替整備を図る。また、インターネット蔵書検索を導入し、近隣市の図書館とインターネットを利用した横断検索や相互利用などを推進するとともに市内大学図書館との連携を図り、専門図書等の資料の活用をめざす。

項目	現状	目標
年間貸出冊数	1,671,114冊/年	1,750,000冊/年



3 主な事業計画

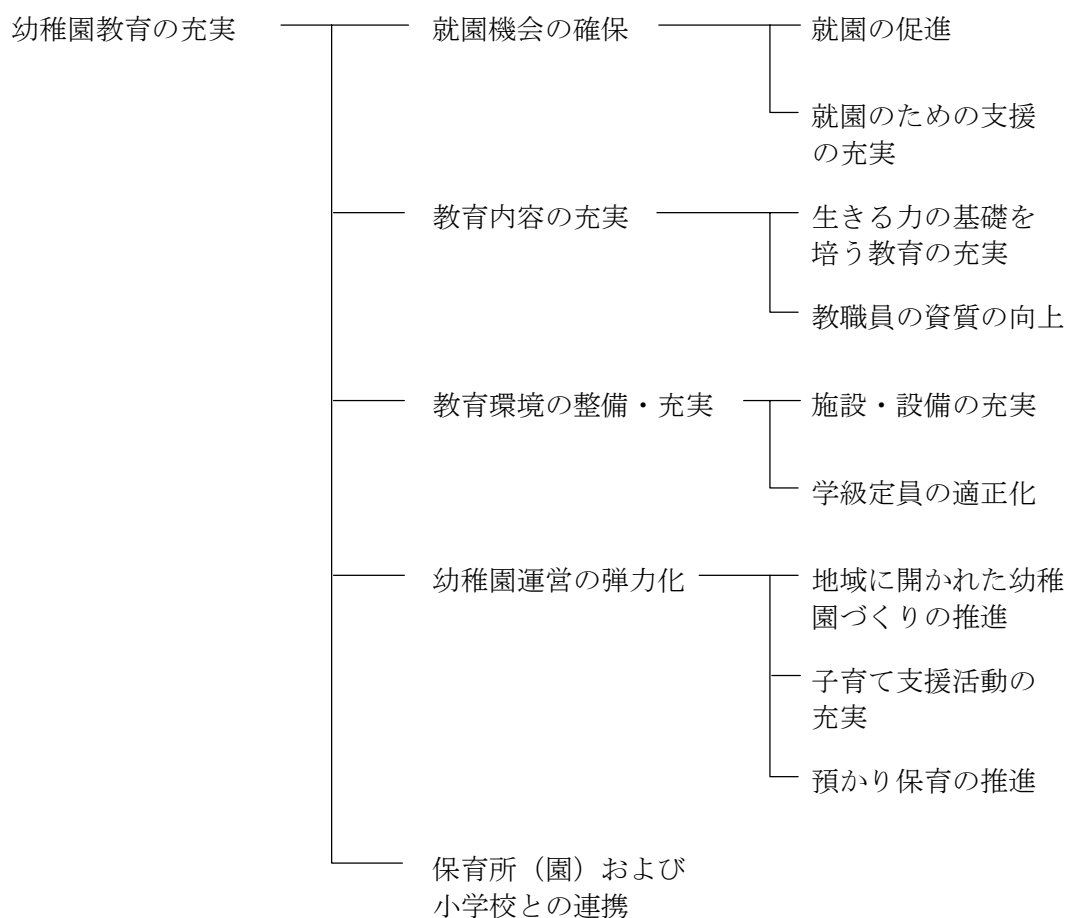
事業名	概要	目標及び計画
図書館図書購入経費 【図書館総務室】	市立図書館における各分野の図書資料を購入し、各種情報の提供を行う。	年間貸出冊数 1,750,000冊 (現状 1,671,114冊)
永和図書館整備事業 【図書館総務室】	永和図書館は建替整備を基本とするが老朽化が著しく放置できない状況にあることから解体し、図書サービスの継続及び蔵書保管のため暫定的に仮設永和図書館へ移転する。	地域の情報及び生涯学習の拠点である永和図書館の建替整備を図る。
市民会館等文化施設整備の検討 【社会教育課】	効果的な生涯学習の推進、市民文化の振興を図り、市民会館等文化施設の整備のあり方を検討する。	文化施設整備方針の策定

第4章 学校教育の充実

第1節 幼稚園教育の充実

公私協調を図りながら、入園を希望するすべての3・4・5歳児の就園をめざし、幼児の個性を尊重した豊かな人間性を育てる教育内容の充実に努める。

1 施策の体系



2 達成目標

幼稚園において、学習意欲や態度の基盤となる好奇心や探究心を養うなどの教育内容の充実に努めるとともに、就学前教育充実のため保育所との連携や中学校区内における小学校との連携を一層推進する。また、園児・児童の交流や教職員間の連携交流の充実に図り、その成果と課題に関する情報の提供や相互理解に努める。

項 目	現 状	目 標
小学校と幼稚園の連携の取り組み	公立幼稚園19園と中学校区内の小学校とが体験入学・授業参観・学校見学・行事等を通しての交流遊びや教職員の連携等を行っている。	現状の園児・児童の交流や教職員の連携交流を充実させ、その成果等の情報提供をする。

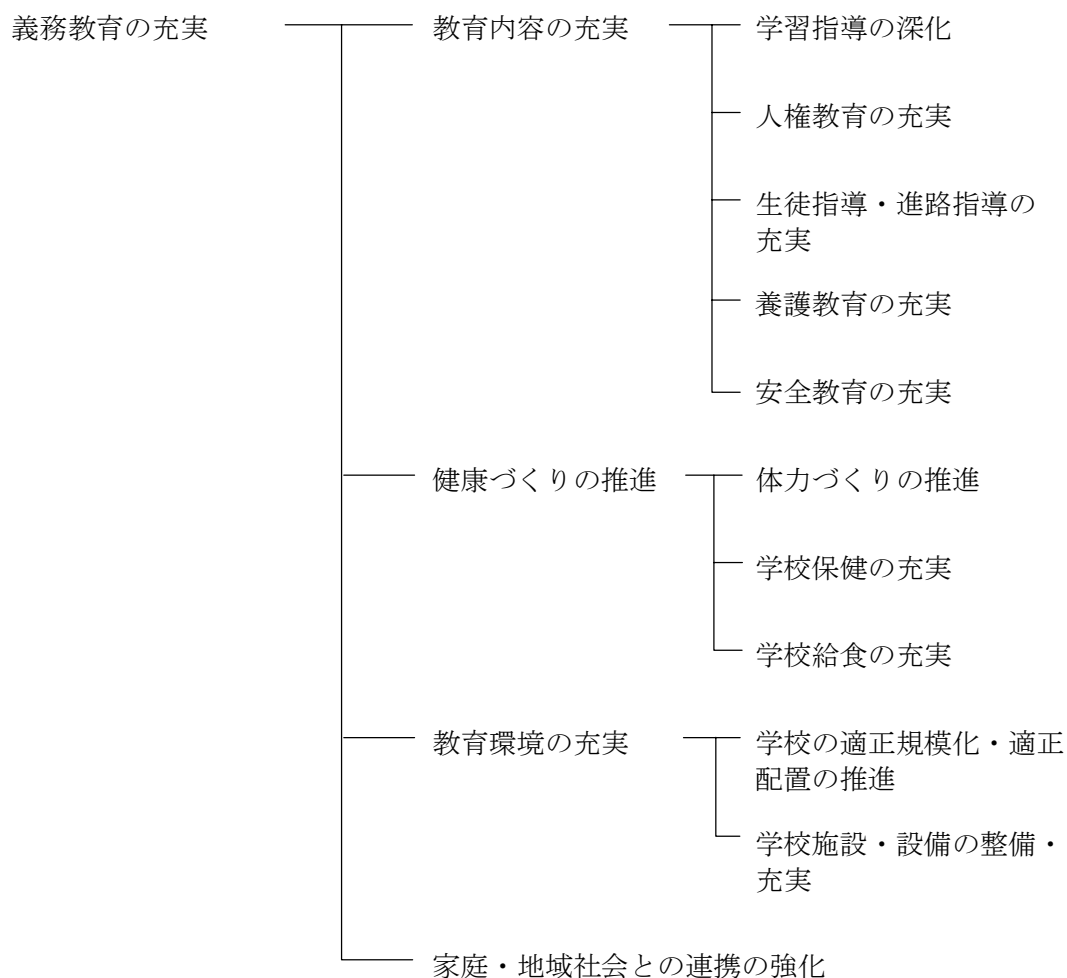
3 主な事業計画

事 業 名	概 要	目標及び計画
幼稚園フェスティバル開催 【学校教育推進室】	公立幼稚園園児による発表を行う幼稚園フェスティバルを開催する。	幼稚園教育の取り組みの充実に図る。
幼稚園舎整備事業 【施設整備課】	老朽化した公立幼稚園園舎の改修整備を図る。	各園舎の継続的な改修を行い、初期性能維持を図る。
幼稚園大型備品整備事業 【施設整備課】	公立幼稚園の教材教具・園用器具の整備を図る。	継続的な更新整備を行い、安全で充実した教育環境の整備を図り、教育効果を高める。

第2節 義務教育の充実

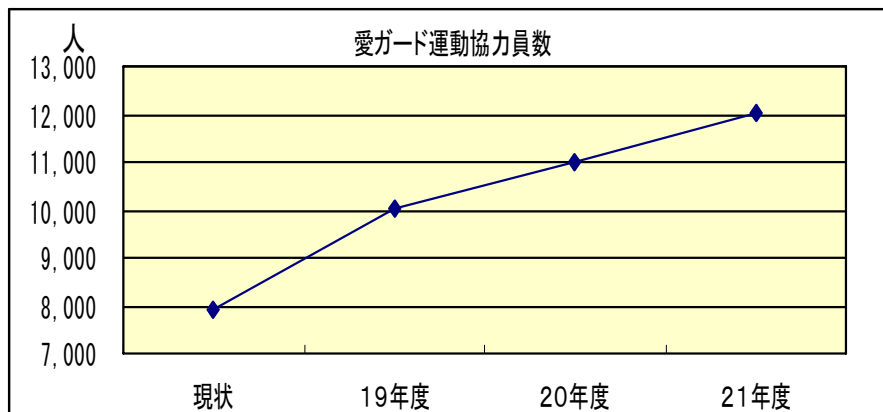
自ら学び、自ら考える力の育成を図り、一人ひとりの個性をいかした創造性を培う教育の推進のため、多方面からの意見や考え方を求め、学校、家庭、地域社会が連携協力し、市民に愛される開かれた学校園づくりの充実を図る。

1 施策の体系



2 達成目標

項 目	現 状	目 標
愛ガード運動協力員数	7, 931人	12, 000人



3 主な事業計画

事業名	概要	目標及び計画
子ども安全安心推進事業 (子ども安全パトロール事業) 【学校教育推進室】	学校内における児童の安全確保を図るため、警備員を配置するとともに、児童の下校時に通学路等をパトロールする。	校内への不審者侵入被害発生率 0% (現状 1.01%)
子ども安全安心推進事業 (愛ガード運動推進事業等) 【学校教育推進室】	地域の実情に応じて、登下校時の通学路などで安全を確保するため学校園・家庭・地域が連携した取り組みを進める。	登下校時事故・被害発生率 0% (現状 0.19%)
学校園教育推進事業 (オンリーワンスクール推進事業等) 【学校教育推進室】	学校園の活性化と特色ある学校園づくりをめざし、取り組みを進める。	オンリーワンスクール研究 実践発表の実施率 50% (現状 38.7%)
学校園教育推進事業 (学校園教育支援協力者活用事業) 【学校教育推進室】	運動部活動、生徒指導等において外部人材を活用し、教育活動の充実を図る。	学校園教育支援協力者活用率 100% (現状 89%)

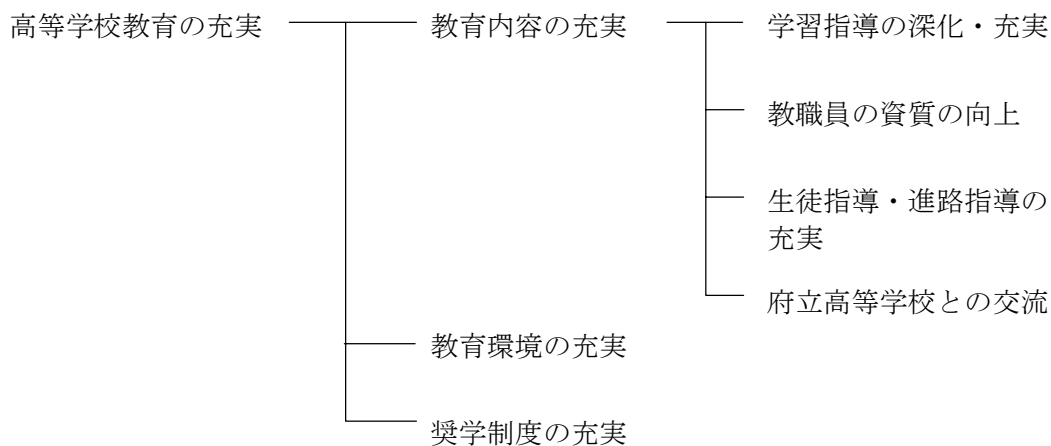
事業名	概要	目標及び計画
クラブ活動推進事業 【学校教育推進室】	部活動の活性化に向けた総合支援を行う。	部活動に参加する生徒の割合 90% (現状82.8%)
校庭芝生化事業 【施設整備課】	学校園単位で組織された校庭芝生化実行委員会に対して支援を行い、校庭の芝生化を推進する。	学校及び地域の協力に基づく校庭の芝生化を通して、教育環境の改善を図るとともに、地域コミュニティづくりを進める。
大規模営繕・学校整備事業 【施設整備課】	学校施設の大規模な改修工事、維持補修及び老朽設備の改善対策を図る。	学校施設の周期的な改修による初期性能の回復及び設備の改善対策により、耐用年数の確保を図る。
特別教室整備事業 【施設整備課】	概ね25年を経過した特別教室（理科室、家庭科室）のリフレッシュ工事を実施する。	11年度からの整備計画に基づき、19年度に整備を完了する。
老朽校舎建替等整備事業 【施設整備課】	老朽度の高い校舎の改築等整備を図る。	11年度の学校老朽施設建替調査に基づき、整備の必要性の高い校舎について、整備計画により改築等整備を図る。
屋内運動場整備事業 【施設整備課】	概ね20年を経過した小学校鉄骨造屋内運動場の床改修等整備を図る。	12年度からの整備計画に基づき、19年度に整備を完了する。
学校施設耐震化事業 【施設整備課】	学校建物の耐震化事業を促進する。	屋内運動場の耐震化整備について、22年度完了をめざし計画的に進める。また、校舎の耐震化について調査・研究を行う。

事業名	概要	目標及び計画
<p>アスベスト対策事業</p> <p>【施設整備課】</p>	<p>児童・生徒が安心して安全な環境で教育を受けられる環境整備を行うため、アスベスト除去工事を実施する。</p>	<p>中学校・日新高等学校アスベスト除去工事を19年度に完了する。</p>
<p>収容対策事業</p> <p>【施設整備課】</p>	<p>急激な人口増により、収容に支障をきたす学校について、仮教室の借り上げ及び増築を実施する。</p>	<p>児童の将来推計に基づき、学校規模適正を視野に入れながら、収容対策を図る。</p>
<p>教材校用備品整備事業</p> <p>【施設整備課】</p>	<p>小中学校の教材教具・校用器具の整備を図る。</p>	<p>継続的な更新整備を行い、安全で充実した教育環境の整備を図り、教育効果を高める。</p>
<p>人権教育研究事業</p> <p>【人権教育室】</p>	<p>人権教育研究集会全体会・分科会を開催する。</p>	<p>家庭・地域・学校が連携し、豊かな人権感覚と確かな学力を育むことをめざす。</p>
<p>給食施設整備事業</p> <p>【学校給食課】</p>	<p>老朽化した給食施設の改修整備を行う。</p>	<p>学校給食施設・設備の整備を継続的に行い、「安全・安心な給食」の安定的な供給を図る。</p>
<p>学校規模適正化事業</p> <p>【学事課】</p>	<p>学校規模適正化審議会の答申を尊重し、調整をすすめ、学校規模の適正化を図る。</p>	<p>より良い教育環境と効果的な学校教育の実現をめざす。</p>

第3節 高等学校教育の充実

高等学校の教育内容を充実するとともに、校舎等の施設・設備を整備し教育環境の充実に努める。また、奨学制度の充実に努める。

1 施策の体系



2 達成目標

本市唯一の市立高等学校である日新高等学校の特色ある学校づくりと活性化を図る。生徒の卒業後の進路が多様化しているため、進学・就職を含め多様な進路の実現に向け、進路指導の一層の充実に努める。

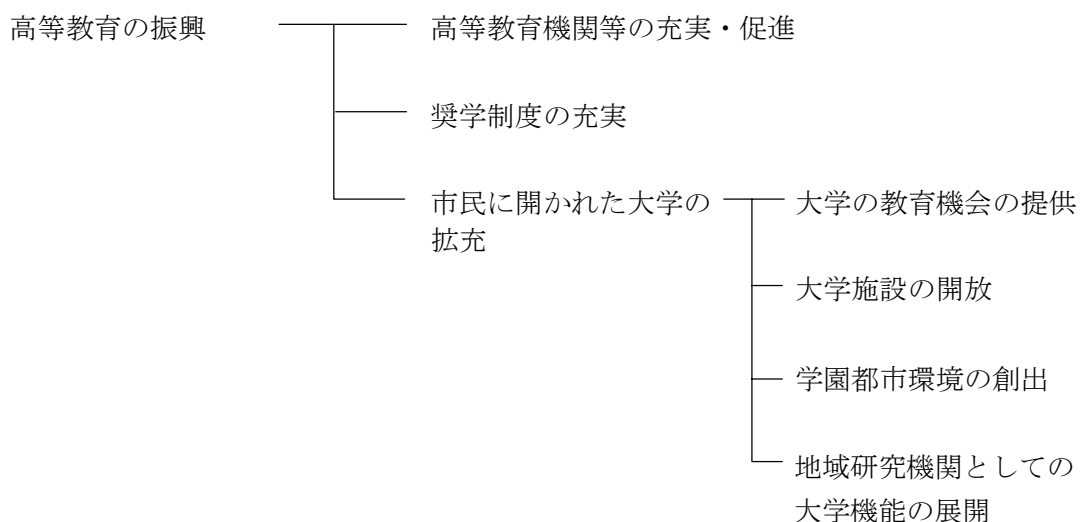
3 主な事業計画

事業名	概要	目標及び計画
高等学校整備事業 【施設整備課】 【学校教育推進室】	老朽化した校舎の改修整備及びトレーニングルームの整備を進める。	校舎の継続的な改修を行い、初期性能維持を図る。
日新高等学校生徒短期交換留学事業 【学校教育推進室】	姉妹都市との短期交換留学。	特色ある学校づくりの一環として生徒の国際感覚、英語力向上を図る。

第4節 高等教育の振興

地域社会に貢献する人材の育成を図るため、大学の充実の促進などに努める。また、文化施設の開放など学園都市と呼ぶにふさわしい教育・文化環境の醸成に努める。

1 施策の体系



2 達成目標

項目	現状	目標
大学による本市関連の研究の施策への反映	大学に募集をかけ、その中で本市に関連する研究に対して助成を行っている。	研究をより本市施策に反映していく。

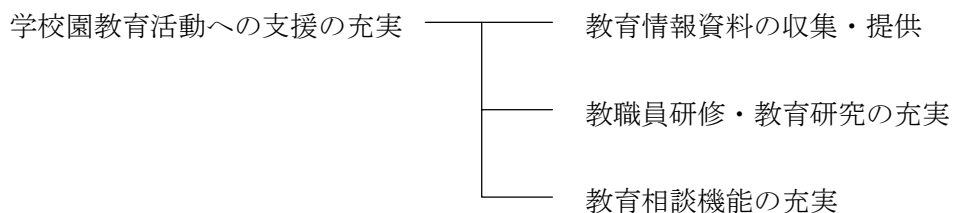
3 主な事業計画

事業名	概要	目標及び計画
東大阪市地域研究助成金事業 【政策推進室】	大学が行う地域研究活動への助成を実施する。	研究活動報告を受け、今後の東大阪市のまちづくりに役立てる。

第5節 学校園教育活動への支援の充実

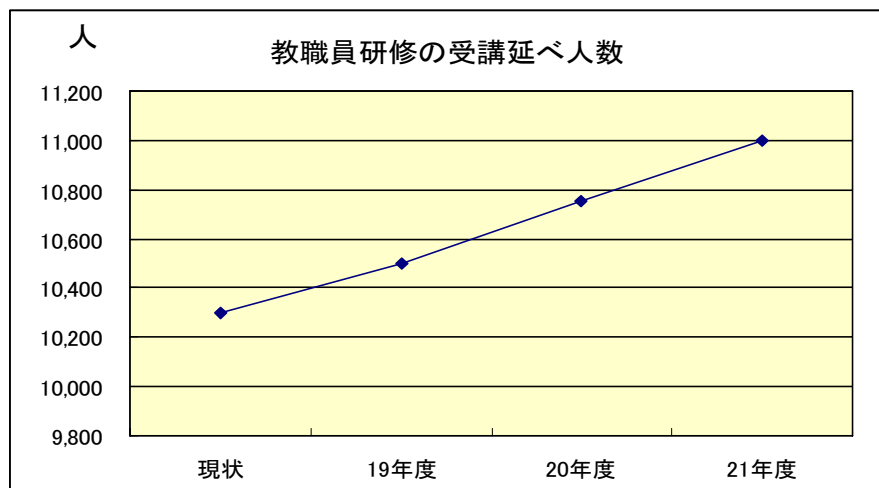
教育研究等を通じて教育諸問題解決への寄与を図るとともに、教職員研修や教育相談機能の充実を図る。

1 施策の体系



2 達成目標

項 目	現 状	目 標
教職員研修の受講延べ人数	10,300人	11,000人



3 主な事業計画

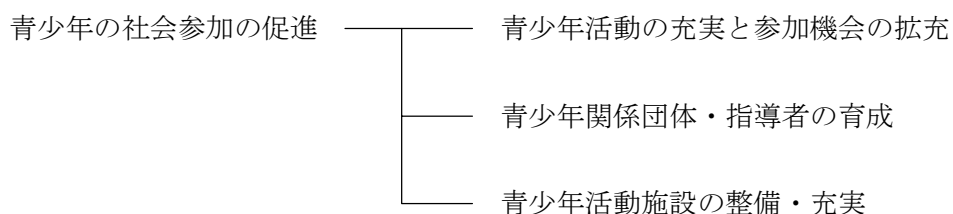
事業名	概要	目標及び計画
教職員研修事業 【教育センター】	教職員の資質・能力や実践的指導力の向上を図るため研修を実施する。	受講延べ人数 11,000人 (現状 10,300人)
学校教育情報化推進事業 【教育センター】	小・中学校教材用コンピューターのリース料及び更新。	学習素材（デジタルコンテンツ）利用を円滑にするため、インターネット高速化を進める。
不登校総合対策事業 【教育センター】	不登校園児・児童・生徒、不登校傾向にある園児・児童・生徒及びその家庭への支援を行う。	適応指導教室に通う不登校園児・児童・生徒へのきめ細やかな支援を充実し、学校復帰をめざす。
いじめ防止対策推進事業 【教育センター】 【学校教育推進室】 【人権教育室】 【社会教育課】	学校園でのいじめ防止対策にかかる教育活動実施に向けての支援や、市民を対象としたいじめ問題に対する啓発を行う。	学校と家庭の連携を図りながら、いじめのない学校づくりに向けて取り組み内容の充実を図る。

第5章 青少年が健やかに育つまちづくり

第1節 青少年の社会参加の促進

青少年の自立した社会参加を促進し、参加機会の拡充などを図る。また、青少年が自主的に多種多様な活動ができるよう施設の整備・充実に努める。

1 施策の体系



2 達成目標

青少年健全育成まちづくり事業（キキョウ・フェスタ）への学校・団体・企業の積極的な参加を促し活性化を図り、青少年の自立した社会参加を促進する。

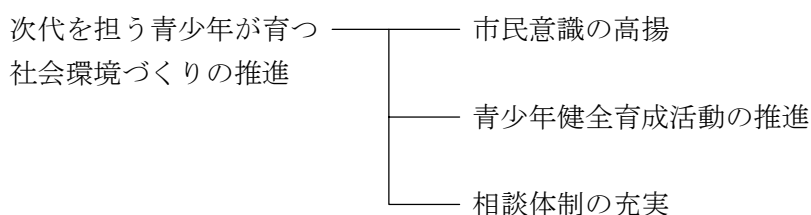
3 主な事業計画

事業名	概要	目標及び計画
青少年健全育成まちづくり事業 【青少年スポーツ室】	青少年の健全育成を図るため、学校・青少年関係団体・企業等で構成した実行委員会により企画・運営し、多くの市民が集うことができるキキョウ・フェスタを開催する。	実行委員会の活性化を図り次代を担う青少年が健やかにたくましく成長するまちづくりを達成するため内容の充実を図る。
児童文化スポーツセンター整備（宇宙広場改修）事業 【青少年スポーツ室】	子どもの未来創造への意欲を育成するため、ドリーム21のプラネタリウム改修を行う。	プラネタリウム1日平均利用者数 150人 (現状114人)

第2節 次代を担う青少年が育つ社会環境づくりの推進

「青少年健全育成都市宣言」の市民への浸透や、家庭、学校、地域社会などが一体となって青少年の健全育成に向けた総合的な活動を推進するとともに、青少年の保護につながる相談体制の充実にも努める。

1 施策の体系



2 達成目標

「青少年健全育成都市宣言」の浸透を図るなど、啓発活動の充実に取り組み市民意識の高揚に努めるとともに、各種相談機関の連携の構築と強化を促進する。

3 主な事業計画

事業名	概要	目標及び計画
総合的教育力活性化事業 【青少年スポーツ室】	学校、自治会、PTA、青少年育成団体などで構成する地域教育協議会を設置し、地域教育活動事業並びに学校教育支援等を実施する。	学校教育や地域における諸活動を活性化し、豊かな人間関係づくりを通して一人ひとりが自己実現できるよう支援する。
留守家庭児童育成事業 【青少年スポーツ室】	下校後、保護者が家庭にいない小学校低学年の留守家庭児童を預かり、遊びを主とした生活指導を行い、健全育成を図る。	地域の子どもは地域で守り育てるという理念のもと、運営委員会、学校、家庭、行政の連携をより一層強化する。

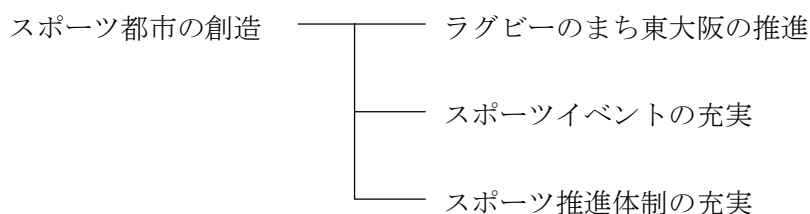
事業名	概要	目標及び計画
放課後子ども教室推進事業 【青少年スポーツ室】	放課後や週末に小学校の余 裕教室等を活用し地域の方 々の参画を得て、子どもた ちとともに勉強やスポーツ ・文化活動、地域住民との 交流活動等に取り組む。	子どもたちとの安全・安心 な活動拠点をつくり、地域 社会の中で心豊かで健やか に育つ環境づくりを推進す る。

第6章 スポーツ・レクリエーションの推進

第1節 スポーツ都市の創造

全国高等学校ラグビーフットボール大会の開催を支援し、「ラグビーのまち東大阪」のまちづくりを進めるとともに、様々なスポーツの活性化や地域が一体となったスポーツ推進体制の充実を図る。

1 施策の体系



2 達成目標

ふるさと意識の高揚と健康スポーツ都市のイメージを全国に発信するため、ラグビーフットボールの振興を図るとともに、市民スポーツへの幅広い参加と各種スポーツ活動の充実を図る。

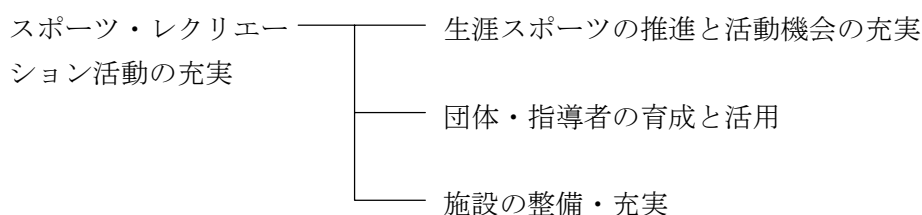
3 主な事業計画

事業名	概要	目標及び計画
大規模スポーツ施設運営補助金 【政策推進室】	市内のスポーツ施設で敷地面積または延床面積が3万㎡以上の運営施設に対し、補助金を交付する。	民間の大規模なスポーツ施設の経営を円滑にし、市民のためのスポーツの場をより一層充実させ、経済の活性化など広く地域の振興につなげる。

第2節 スポーツ・レクリエーション活動の充実

市民の誰もが、生涯の各時期にわたって「いつでも・どこでも」スポーツ活動に親しめる生涯スポーツ社会の基盤形成のため、スポーツ環境の整備・充実に図り市民のスポーツへの参加促進に努める。

1 施策の体系



2 達成目標

生涯スポーツの推進とスポーツ活動機会の充実に努めるとともに、スポーツ・レクリエーション団体の育成や施設の整備を図る。

3 主な事業計画

事業名	概要	目標及び計画
学校体育施設等開放事業 【青少年スポーツ室】	学校の体育施設並びに付帯設備を開放し、市民の体力づくりや幼児・児童の健全育成の場とする。	市内小、中学校の体育施設等を学校教育活動に支障がない範囲で全校開放実施をめざす。
学校プール開放事業 【青少年スポーツ室】	小学校の夏期休業中、学校のプールを地域児童に開放する。	市内小学校の全校開放実施を継続し、水泳を通じて児童の体力及び健康の増進を図る。

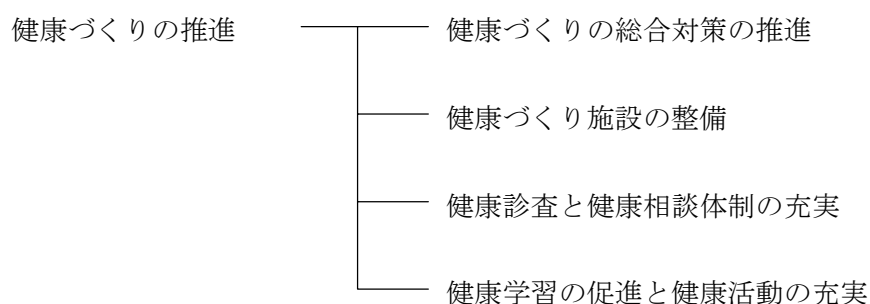
第3部 健康と市民福祉のまちづくり

第1章 健康で元気な市民づくり

第1節 健康づくりの推進

市民の健康を守り、明るく健康な長寿社会を築いていくための総合的な健康づくり対策を推進する。また、市民の自主的な健康づくり活動を支援する。

1 施策の体系



2 達成目標

健康日本21東大阪市計画に基づき、7つの分野（栄養、運動、こころ、たばこ、アルコール、歯の健康、生活習慣病）ごとにスローガンを掲げ、各分野において数値目標を設定し、各種イベント等あらゆる機会を捉えてPRを行い、「健康寿命」の延伸と「生活の質」の向上をめざす。

3 主な事業計画

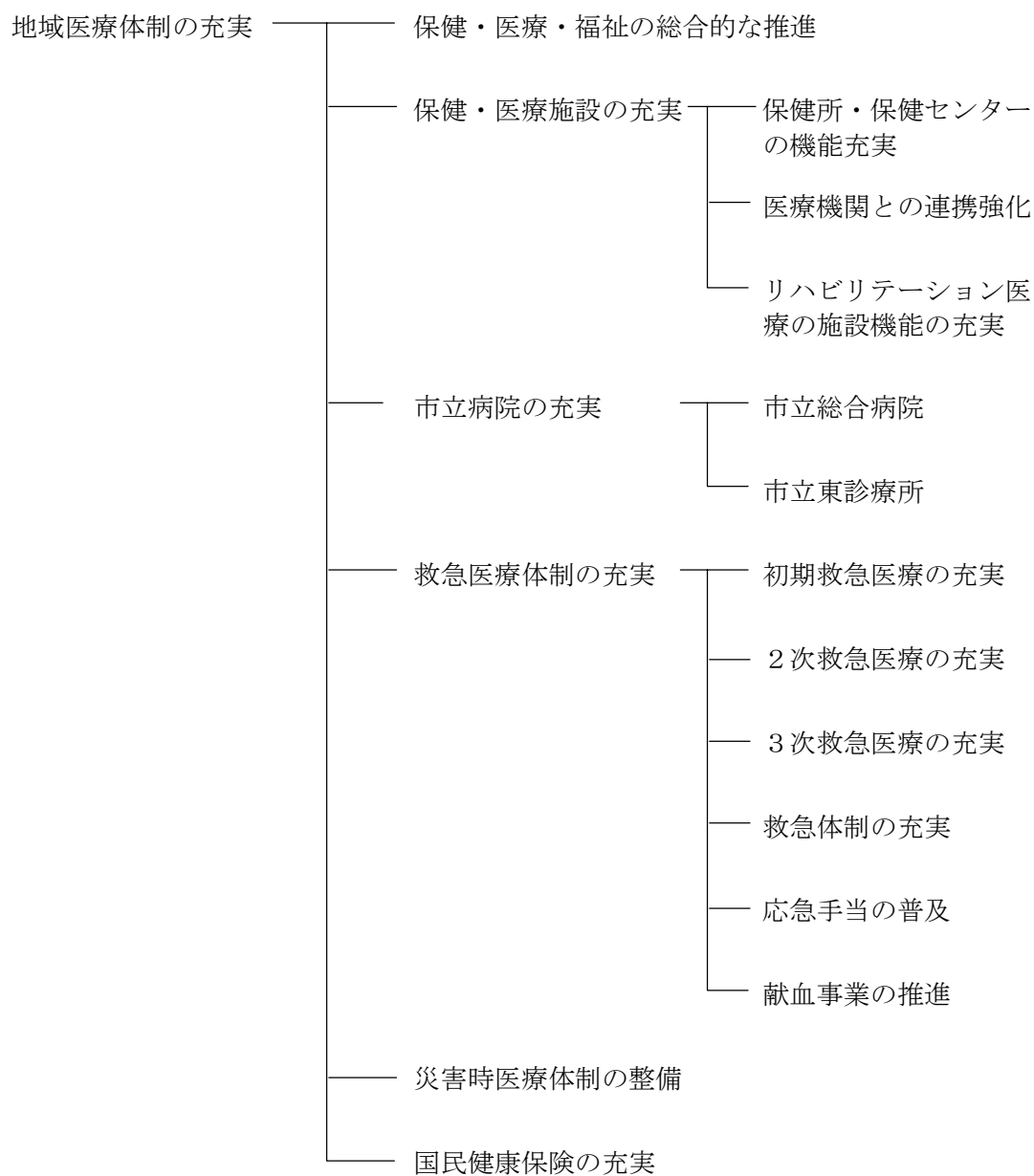
事業名	概要	目標及び計画
健康トライ21啓発事業 【健康づくり課】	健康日本21東大阪市計画に基づき、「健康寿命」の延伸と「生活の質」の向上をめざす。	保健センターでの日常活動を含め、各種イベント等あらゆる機会を捉えて市民へのPRを行う。
基本健康診査 (老人保健事業) 【健康づくり課】	心臓病・脳血管障害・肝臓病等の生活習慣病対策として、健康診断を実施する。	受診率の向上を図り、生活習慣改善意識の向上を推進する。

事業名	概要	目標及び計画
がん検診 (老人保健事業) 【健康づくり課】	がんの早期発見、早期治療のため、検診を実施する。	受診率(17年度実績) 胃がん検診 8.2% 子宮がん検診 10.6% 肺がん検診 1.0% 乳がん検診 7.8% 大腸がん検診 10.3% 各受診率の5%向上を図る。
健康相談 (老人保健事業) 【健康づくり課】	生活習慣病などを予防するとともに、市民が健やかで心豊かに生活できるよう、健康増進の総合的な推進を図る。	3保健センターにおいて常時保健師等が面接・相談を実施している。
健康教育 (老人保健事業) 【健康づくり課】	生活習慣病などの疾病や介護予防のための健康教育を推進する。	参加人数 ・個別健康教育 17年度(実績) 205人 21年度 250人 ・集団健康教育 17年度(実績) 11,713人 21年度 12,000人
成人歯科検診 (老人保健事業) 【健康づくり課】	満40、50、60、70歳の市民を対象に、市内歯科医療機関で歯科検診を実施する。	受診者数 17年度(実績) 740人 ↓ 21年度 800人

第2節 地域医療体制の充実

市民の健康を確保するため、行政・民間・地域の連携を図るとともに、保健・医療・福祉の総合的な施策を推進する。また、地域医療資源の効率的な活用、市立病院の整備充実、救急・災害時の医療体制整備に努める。国民健康保険については、円滑運営を図るため、財源措置等を国・府に働きかける。

1 施策の体系



2 達成目標

地域における保健・医療サービスを充実するため、地域医療資源の有効活用に努めるとともに、市立総合病院の施設・医療機器の充実を図る。また、増加する救急医療ニーズに対応するため、救急医療体制の充実に努める。

3 主な事業計画

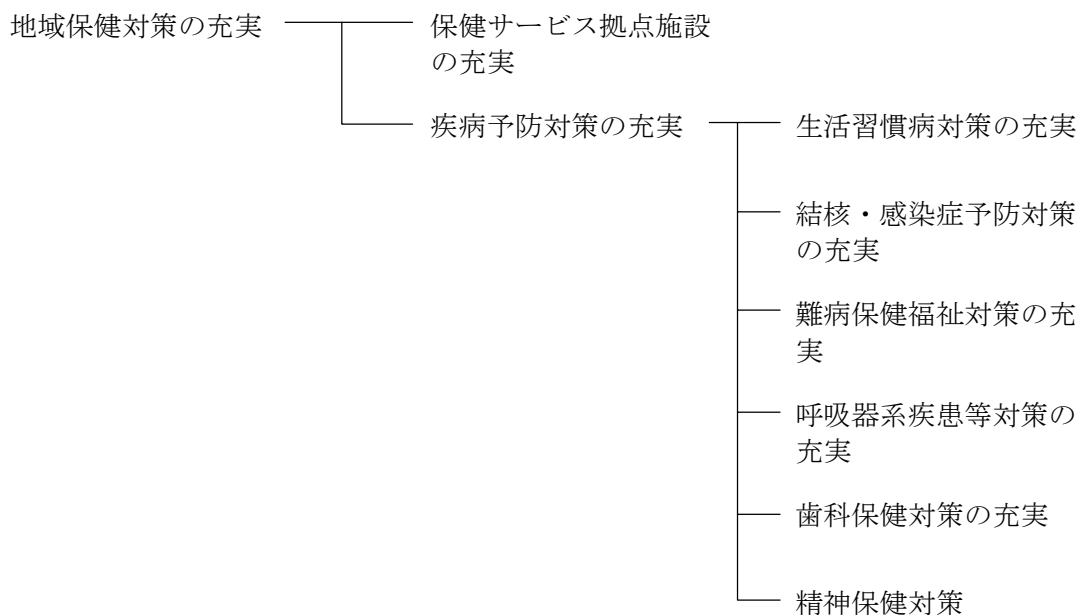
事業名	概要	目標及び計画
健康危機管理の推進 【地域健康企画課】	市民の生命、健康にかかる被害が発生し、または発生する恐れのある健康危機に対して、迅速・適切に対処し、市民の安全を守る。	予防体制の確立、強化 市民、関係機関等への周知、啓発医療体制の確保 警察・消防等関係機関、自治体等との連携
高度医療機器整備事業 【総合病院】	血管造影X線診断装置等の高度医療機器の整備を行い、高度かつ専門の安全な最新医療を提供し、効率的医療の質と医療サービスの向上を図る。	検査待ち時間（診療時間）の短縮と診療機能精度の向上を図る。
ナースコールシステム整備事業 【総合病院】	ナースコールシステムの更新を行い、入院患者の呼出に、看護師が即座に対応できる体制を整備し、安全で安心な医療環境の充実に努める。	19年度に整備を行う。
救急医療施設運営補助 【地域健康企画課】	市民が利用しやすい救急体制を構築するため、中河内医療圏において、各市の負担により、病院群輪番制病院運営補助及び小児救急医療支援補助を実施する。	病院群輪番制病院運営補助 小児救急医療支援補助

事業名	概要	目標及び計画
高規格救急車整備事業 【消防局警備課】	ますます増加傾向にある救急需要へ対応し、市民の救命率の向上を図るため、車両の更新を図る。	稼働率、耐用年数等を勘案し、19年度1台、20年度2台、21年度2台を更新する。
救急救命士養成・高度化事業 【消防局人事教養課】	高齢化社会の到来等により、今後も増加が予想される市民の救急需要に対応するため、高度な医療知識と技術を持った救急救命士の養成を計画的に行う。	救急救命士の国家資格に加え、気管挿管や薬剤投与などの技術を取得させる。
献血事業の推進 【地域健康企画課】	市民に広く献血制度への理解と協力を求め、医療に要する安全な血液製剤を献血により確保する。	献血者数 17年度（実績）8,442人 ↓ 21年度 8,500人
国民健康保険の充実 【国民健康保険室】	保険料の適正賦課や収納対策を推進し国民健康保険財政の健全化を図るとともに、医療費の適正化に努める。また事業の円滑な運営を図れるよう、制度の改善を国・府に働きかける。	収納率の向上を図る。

第3節 地域保健対策の充実

保健所や保健センターの機能充実を図るとともに、生活習慣病や結核などの予防対策に努める。

1 施策の体系



2 達成目標

生活習慣病対策として、市民の健康に対する意識の高揚を図り、市民の主体的・自主的な健康づくり活動の啓発に努める。

3 主な事業計画

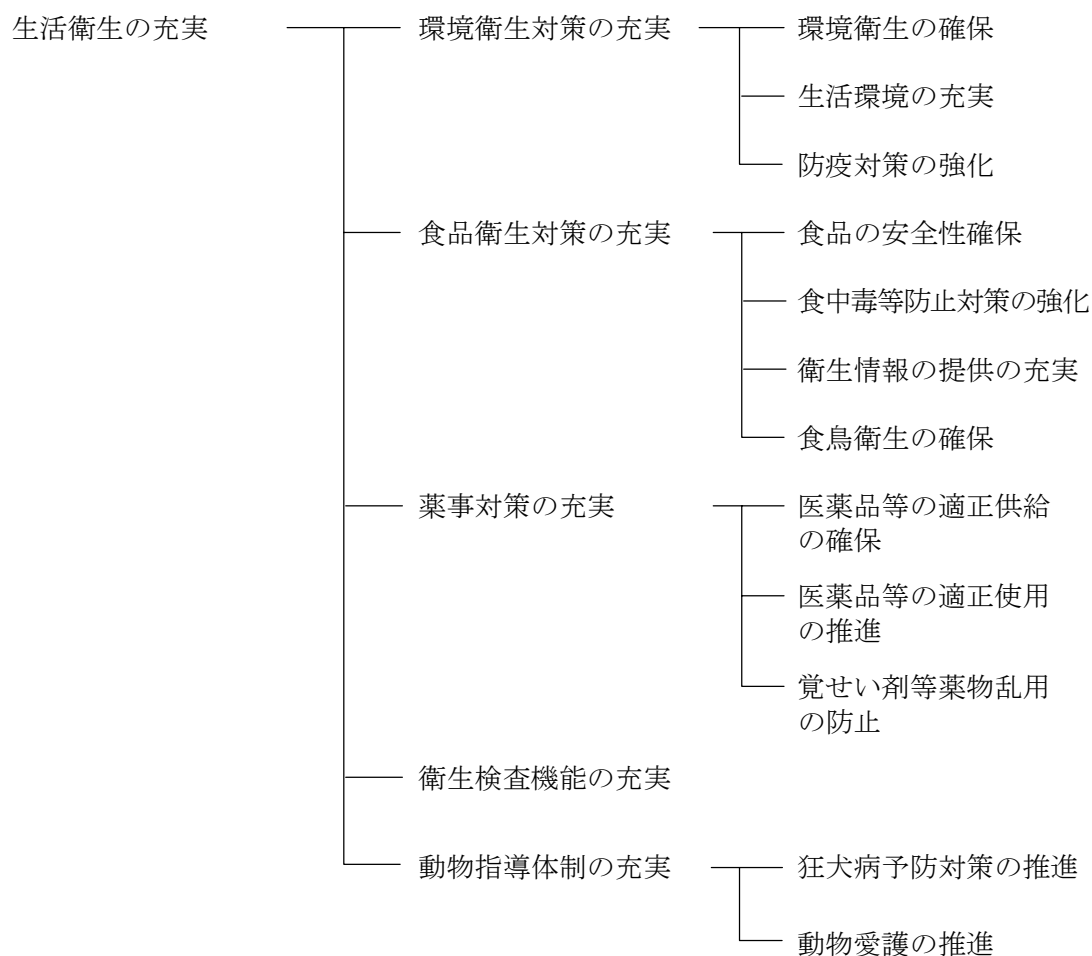
事業名	概要	目標及び計画
外食栄養成分表示事業 【健康づくり課】	飲食店や総菜などの販売店において栄養成分表示を進める。	外食栄養成分表示店 17年度（実績） 207店 ↓ 21年度 290店

事業名	概要	目標及び計画
<p>エイズ対策</p> <p>【健康づくり課】</p>	<p>H I V抗体検査を実施するとともに、エイズ予防週間など啓発冊子を配布する。さらには、若年層に対する性教育を推進し、エイズ対策を図る。</p>	<p>抗体検査：東・中・西保健センターに於いて月2回実施。</p>
<p>予防接種事業</p> <p>【健康づくり課】</p>	<p>B C G、ポリオワクチン、ジフテリア・百日咳・破傷風混合ワクチン、麻しん・風疹混合ワクチン、インフルエンザワクチンの接種を行う。</p>	<p>疾病を予防し、接種率の向上を図る。</p>
<p>結核予防対策</p> <p>【健康づくり課】</p>	<p>結核患者の早期発見・治療と二次感染の拡大を防止するために、啓発普及、健康診断及び予防接種の促進、患者管理の強化、結核予防研修の実施を図る。</p>	<p>結核罹患率 1年間の発生患者／人口 ×100,000=30%以下へ</p> <p>結核定期健康診断の受診率 100%へ</p>

第4節 生活衛生の充実

環境衛生や食品衛生などの生活環境の改善に努めるとともに、薬事対策や衛生検査機能、動物管理体制の充実を図る。

1 施策の体系



2 達成目標

項目	現状	目標
食中毒発生件数 【食品衛生課】	食品衛生関係施設の監視指導、営業の許認可、検査、講習会、食品衛生情報の提供等を実施し、食中毒等防止を図っている。	食中毒発生件数0件をめざす。

3 主な事業計画

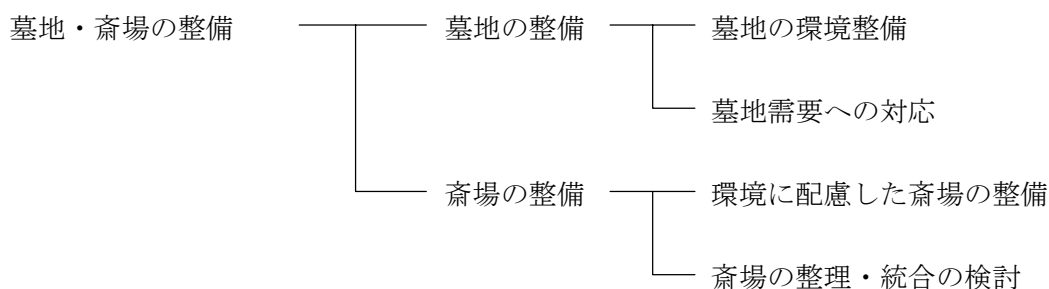
事業名	概要	目標及び計画
環境衛生営業関係施設監視指導 【環境薬務課】	環境衛生営業関係施設に対する許認可業務、監視指導を実施し、衛生及び安全性を確保する。	施設の衛生的な環境の充実、健康被害の未然防止
生活環境衛生関係施設監視指導 【環境薬務課】	特定建築物、専用水道、貯水槽水道、浄化槽等施設の環境衛生を確保するため、審査事務及び監視指導を実施する。また、家庭用品の試験検査、シックハウス等の住まいに起因する健康影響に関する相談、啓発を実施する。	健康で安全な生活環境の確保、健康被害の未然防止
防疫対策強化 【環境薬務課】	ねずみ、ゴキブリ等の駆除等により、感染症の予防、蔓延を防止し、市民ニーズの多い有害・不快害虫の駆除指導等を行う。	快適で健康的な住みよい生活環境の確保、健康被害の未然防止
食鳥検査業務 【食品衛生課】	食鳥肉処理場での生体検査及び検査事務所での検査、認定小規模施設の監視指導を実施する。	疾病鳥の流通、食鳥肉の原因とする危害の発生を防止
医薬品適正供給確保事業 【環境薬務課】	医薬品一般販売業、特例販売業及び毒物劇物販売業の審査事務、監視指導を実施する。	医薬品の適正な供給確保と不良医薬品等の流通・毒物劇物による危害の防止

事業名	概要	目標及び計画
医薬品等適正使用事業 【環境薬務課】	医薬品や毒物劇物等の適正使用、保管管理に関して、医療関係者及び市民の理解促進により、健康被害を未然に防止する。	医薬品・毒物劇物等による健康被害の発生防止
覚せい剤等薬物乱用防止対策 【環境薬務課】	小・中・高校生を含む一般市民に対し、学校・地域・家庭における薬物乱用防止のための啓発活動を実施する。	薬物乱用の未然防止
動物指導業務 【食品衛生課】	飼い犬登録と狂犬病予防注射の徹底を図る。 浮浪犬の捕獲、飼えなくなった犬・猫の引取り、負傷動物の収容等抑留業務の充実動物の愛護と適正飼養についての普及啓発に努める。	狂犬病予防注射実施件数 17年度（実績） 12,352件 ↓ 21年度 13,000件
動物由来感染症分析 【食品衛生課】	ペットを飼育している市民や医療機関等に動物由来感染症に関する正確な情報の啓発を図る。	市民・医療機関等に正確な情報を提供し、市民の健康を守る。

第5節 墓地・斎場の整備

市営墓地の環境改善と地域・法人墓地の新增設を促進する。また、地域の環境に配慮した斎場づくりを進める。

1 施策の体系



2 達成目標

項目	現状	目標
未使用の墓地の整理	市営墓地については、旧布施市・旧枚岡市の市営墓地について、無縁墳墓等と思われる墓石が見受けられる。	台帳を確認し又本人の意志を確認し、返還あるいは墓石等の設置について指導するとともに、年次的に無縁墳墓の改葬を検討する。

3 主な事業計画

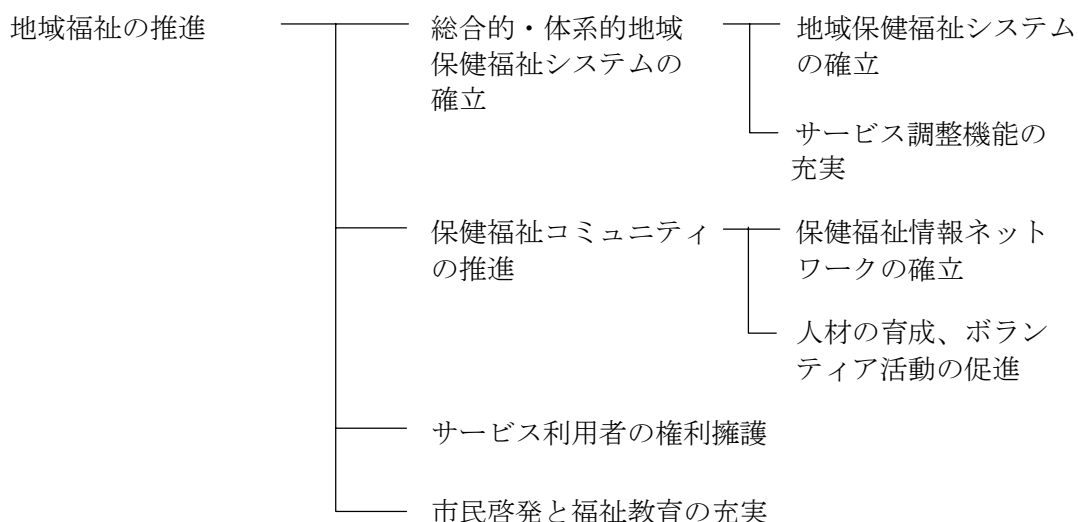
事業名	概要	目標及び計画
墓地・斎場の整備 【斎場管理課】	市営墓地の環境改善や墓地台帳の整備に努めるとともに、環境に配慮した斎場の整備を進める。	墓地の整備 斎場の整備

第2章 地域福祉のまちづくり

第1節 地域福祉の推進

すべての市民が住み慣れた地域社会で自立した生活を営めるよう、総合的・体系的な福祉施策を推進する。

1 施策の体系



2 達成目標

身近な地域において、要援護者に対する「見守り・発見・相談・サービス」への「つなぎ機能」を強化する。

3 主な事業計画

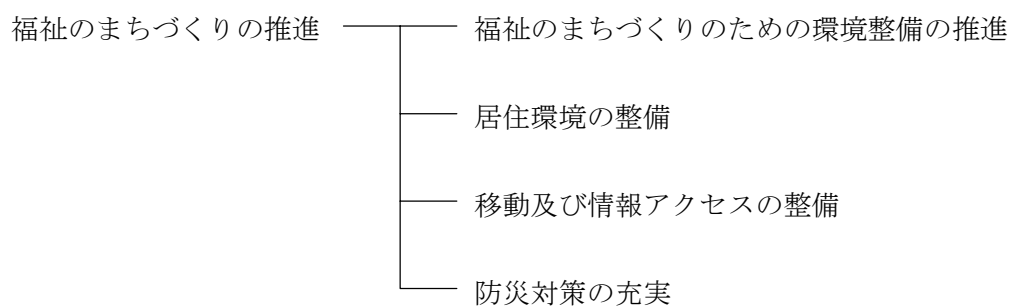
事業名	概要	目標及び計画
コミュニティソーシャルワーカー配置 【健康福祉企画課】	地域における高齢者、障害者、ひとり親家庭などの支援を通じて、地域の要援護者等の福祉の向上と自立生活のための基盤づくり、地域福祉の計画的な推進を図る。	市内にある社会福祉施設にコミュニティソーシャルワーカーを配置する。
新地域福祉計画策定事業 【健康福祉企画課】	高齢者、障害者、こども等の各分野に関する総括的な計画を策定する。	計画期間 21年度～26年度

事業名	概要	目標及び計画
小地域ネットワーク活動 推進 【生活福祉課】	高齢者、障害者(児)及び子育て中の親子等自立生活を行う上において支援を必要とする人々などが安心して生活できるよう、地域住民の参加と協力による支え合い・助け合いの活動を実施する。	校区福祉委員会が実施する小地域ネットワーク活動を推進するための補助を行う。

第2節 福祉のまちづくりの推進

すべての人が利用しやすいまちづくりをめざして、都市施設のバリアフリー化に努め、地域環境等などの基盤整備を推進する。

1 施策の体系



2 達成目標

項目	現状	目標
鉄道駅舎エレベーター整備補助駅数	7年度～18年度 10駅に補助	19年度 2駅に補助

3 主な事業計画

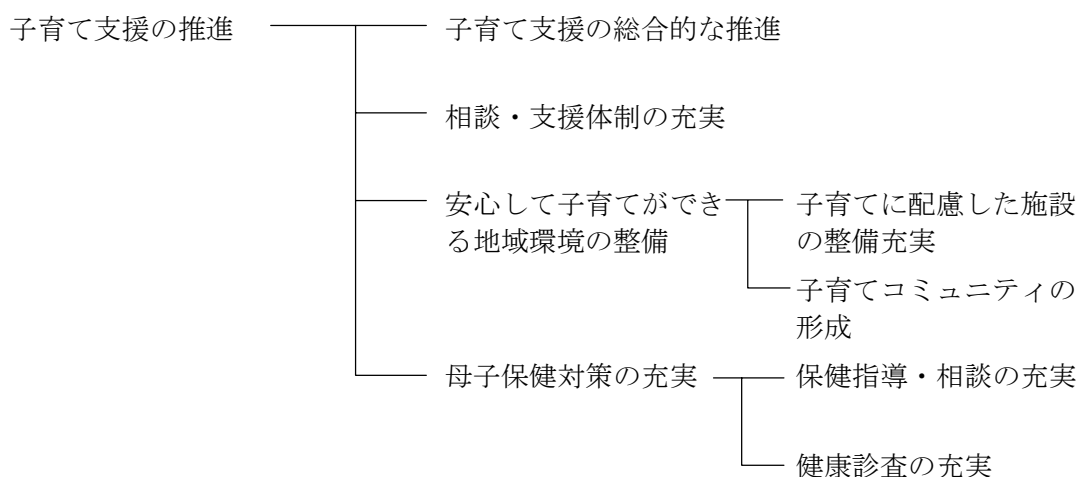
事業名	概要	目標及び計画
<p>住宅改造助成事業</p> <p>【障害者支援室】</p>	<p>高齢者や障害者が住みなれた地域で自立して生活できるよう必要な住宅改造費の一部を助成する。</p>	<p>室内の段差解消等の改造工事を実施し、在宅での安心した生活を維持する</p> <p>住宅リフォームに際し適正な工事が行われるよう支援システム等を検討する。</p>
<p>鉄道駅舎エレベーター整備補助事業</p> <p>【障害者支援室】</p>	<p>高齢者や障害者をはじめとするすべての人が公共交通機関を利用して、円滑に移動できるよう、鉄道駅舎エレベーター設置を促進する。</p>	<p>(19年度設置)</p> <p>近鉄 俊徳道駅</p> <p>近鉄 吉田駅</p>

第3章 健やかに子どもを育む福祉の充実

第1節 子育て支援の推進

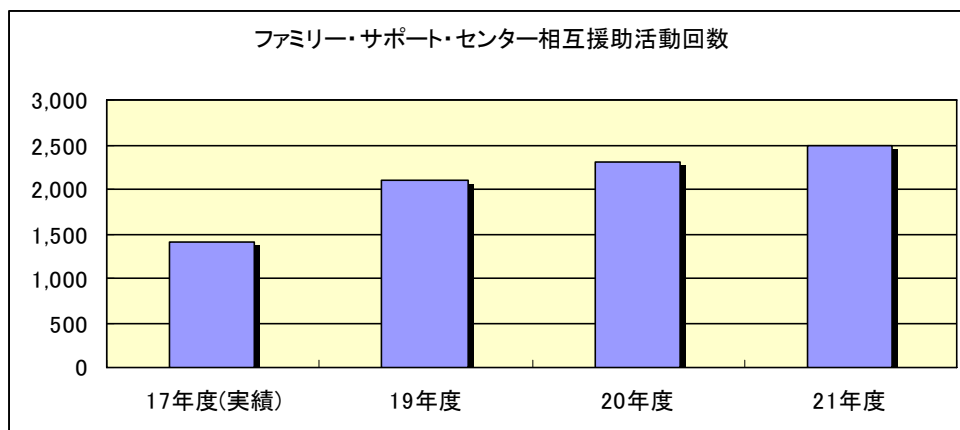
次代を担う子どもたちが、心身ともに健やかに育つために、少子化や核家族化などの社会傾向に対応した総合的な子育て支援に努める。

1 施策の体系



2 達成目標

項目	現 状	目 標
ファミリー・サポート・センター相互援助活動回数	17年度(実績) 1,400回	19年度 2,100回 20年度 2,300回 21年度 2,500回



3 主な事業計画

事業名	概要	目標及び計画
子育て支援相談事業 【子育て支援課】	育児の不安や悩みについて相談を受け、各家庭の状況に応じた適切な支援を行う。	子育て支援相談員を東・中・西福祉事務所に各1名 子育て情報誌「はなまるブック」の作成
地域子育て支援センター事業 【子育て支援課】	保護者の育児不安に対する相談指導、子育てサークルの育成支援を行い地域に密着した子育て支援を実施する。	平成21年度整備に努める。
ファミリー・サポート・センター事業 【子育て支援課】	育児の援助をしたい方（援助会員）と育児の援助を受けたい方（依頼会員）が相互に援助活動を行うことにより、仕事と育児を両立できる環境を整備する。	会員数（累計） 17年度(実績) 462人 19年度 600人 20年度 700人 21年度 800人
つどいの広場事業 【子育て支援課】	地域における子育て支援の拠点施設として、子育て中の親・子が気軽に集い、交流できる場所を提供し相談に応じるアドバイザーを配置する。	9ヶ所の整備に努める。
乳幼児医療費助成事業 【医療助成課】	乳幼児を抱える家庭の医療を助成し、経済的負担の軽減を図る。 (入院) 0歳児～6歳就学前まで (通院) 0歳児～5歳誕生日まで ※ 保護者の所得制限無し	平成20年度より (通院) 0歳児～6歳就学前までに 拡充
未熟児養育医療費等支給事業 【健康づくり課】	入院治療を必要とする未熟児等に対して未熟性がなくなり健康に成長することを目的に医療に関する支給を行う。	指定医療機関に入院している出生体重が2,000g以下、または生活能力が特に薄弱な未熟児の医療費を軽減

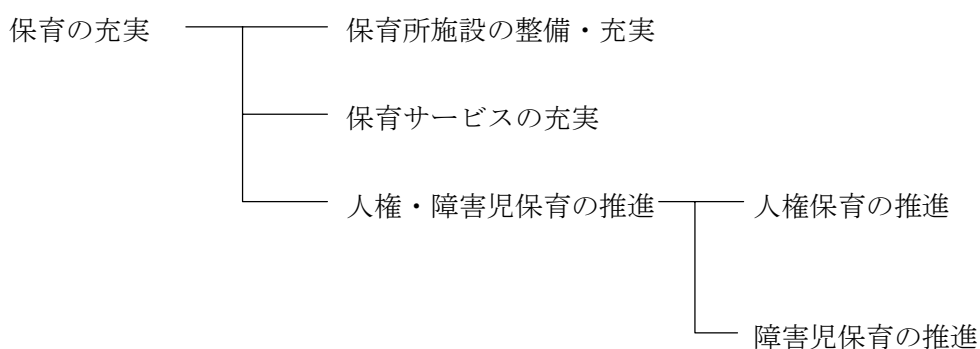
事業名	概要	目標及び計画
健診時育児支援・虐待対応サポート事業 【健康づくり課】	身近に相談できないなどの育児不安を抱える親が子どもの虐待に至ってしまうことがあり、これらの親子に対して相談やグループ援助などを行う。	健診時育児支援事業 マザーサポート教室
児童虐待防止事業 【子育て支援課】	児童虐待の未然防止のための研修会の開催等の啓発や乳幼児健診未受診家庭への家庭訪問を実施する。	関係機関との連携強化 地域ネットワークを活用し、虐待防止に取り組む。
自立支援医療（育成医療）給付事業 【健康づくり課】	身体上の障害を有する児童、または現存する疾患がこれを放置すると将来、障害を残すと認められる児童に対して医療についての給付を行う。	身体に障害のある児童に対し、必要な医療等の給付
結核児童療育給付事業 【健康づくり課】	結核に罹患し、入院した児童が治療に専念し、心身両面にわたる健全な育成に努める。	結核に罹患し、入院した児童に対して医療や必要な学習用品、日用品を支給
小児慢性特定疾患治療研究事業 【健康づくり課】	特定の小児慢性疾患について治療研究を推進し、医療の確立と普及を図る。	患者家庭の医療費の負担軽減
特定不妊治療費助成事業 【健康づくり課】	特定不妊治療に要する費用の一部を助成することにより、その経済的負担の軽減を図る。	(18年度) 年1回 上限10万円 (19年度) ↓ 年2回 上限20万円
子育てサークル支援事業 【子育て支援課】	子育てサークルを育成・支援することにより、子育てに対する不安、孤独感、行き詰まり、悩みなどの解決を図る。	子育てサークルの数 17年度(実績) 56団体 ↓ 21年度 60団体

事業名	概要	目標及び計画
思春期保健対策事業 【健康づくり課】	学校等で思春期教育を実施するとともに、学校や助産師会へ啓発用備品の貸し出しを行う。	思春期の健康と性に関する問題（性・喫煙・エイズ・薬物等）について学ぶことを支援する。
母子保健業務 【健康づくり課】	乳幼児健診、育児教室、健康相談等、母性保護・育児支援としてマタニティクラス、両親学級、口腔衛生対策として妊婦歯科検診、24ヶ月児むし歯予測検査等を実施する。	受診率 平成17年度（実績） 4ヶ月児健診 (99%) 1歳6ヶ月児健診 (93%) 3歳6ヶ月児健診 (80%) ↓ 目標 各100%

第2節 保育の充実

多様な保育ニーズに対応した保育サービスの充実・向上を図る。

1 施策の体系



2 達成目標

多様化する保育ニーズへの的確な対応と、次代を担う子どもたちの健全育成を図るため、保育環境の整備を図るとともに、家庭や地域における子育て支援の充実に努める。

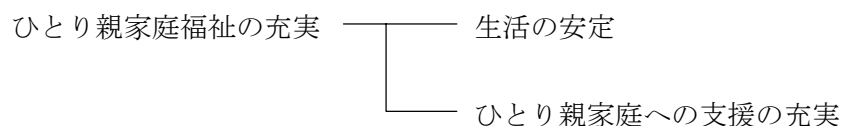
3 主な事業計画

事業名	概要	目標及び計画
民間保育所施設整備補助事業 【保育課】	待機児童解消を目的とした民間保育所施設整備及び既存施設の老朽化による改築等の施設整備を図る。	19～21年度 1ヶ所整備
子育て短期支援事業 【子育て支援課】	疾病等により、家庭において一時的に養育が困難となった場合に、児童福祉施設において一時的に養育する	ショートステイ 宿泊養育 トワイライトステイ 午後6時～午後10時
乳幼児健康支援一時預かり事業 【保育課】	保育所に通所中の児童が病気の回復期にあり、集団保育が困難な場合に一時的に保育・看護を行う。	ニーズ量を見極め、事業の拡充を図る。
保育研究 【子育て支援課】	保育所の障害児に対する保育相談・保育観察、発達検査、巡回訪問指導、障害児研修を実施する。	障害児が健常児とともに健やかに育つことを目標に、保育担当者、保護者に指導、助言、養育相談を行う。

第3節 ひとり親家庭福祉の充実

増加傾向にあるひとり親家庭に対して生活の安定を確保するため、支援制度の充実を図る。

1 施策の体系



2 達成目標

健康で安定した生活を確保するため、公的年金、貸付制度、医療助成など社会保障制度の充実を国に要望するとともに、ひとり親家庭が抱える様々な問題や悩みに応える相談機能の充実とひとり親が安心して子どもを育て、住み、働けるよう養育環境の整備を図る。

3 主な事業計画

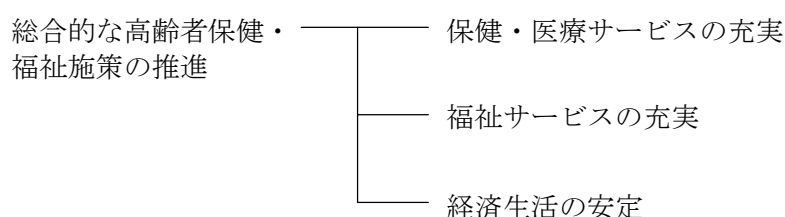
事業名	概要	目標及び計画
母子自立支援事業 【こども家庭課】	福祉事務所の母子自立支援員が母子・寡婦家庭への貸付金をはじめとした生活全般の相談に応じ、情報提供及び指導にあたっている。 19年度より就業支援のための母子自立支援プログラム策定員を置く。	母子家庭等の自立を支援する相談体制の充実を図る。
母子家庭等就業・自立支援センター事業 【こども家庭課】	母子家庭の母及び寡婦に就業相談・就業支援講習会等の就業支援サービスを実施することにより経済的自立を促進する。	主な事業 ・就業相談 ・就業情報提供 ・就業支援講習会 (簿記3級・パソコン初級・ヘルパー2級等) ・地域生活支援 (弁護士等による特別相談)
母子家庭自立支援給付金事業 【こども家庭課】	母子家庭の母が教育訓練講座を受講する場合などに、利用することで経済的負担を軽減し、スキルアップや就職の促進を図る。	主な事業の種類 自立支援教育訓練給付金 高等技能訓練促進費
母子寡婦福祉資金貸付金事業 【こども家庭課】	母子寡婦家庭等の経済的自立を図るため子どもの修学等に係る費用を貸し付ける。	主な資金の種類 修学資金、技能習得資金、修業資金、就学支度資金
母子家庭等日常生活支援事業 【こども家庭課】	母子家庭・父子家庭及び寡婦が就学・疾病等により、一時的に介護、保育等のサービスが必要なときに、家庭生活支援員を派遣する。	母子家庭等の生活の安定を図る。
母子生活支援施設運営事業 【こども家庭課】	市立高井田ホームにおいて母子家庭に対する生活指導を行い、早期の自立が図れるよう支援する。	年間延べ措置件数 120世帯

第4章 長寿社会を支える福祉の充実

第1節 総合的な高齢者保健・福祉施策の推進

高齢者が住み慣れた家庭や地域で安心して暮らせるよう、「東大阪市高齢者保健福祉計画」を基本に施策の充実を図る。

1 施策の体系



2 達成目標

高齢者の健康の維持、疾病の早期発見と治療が行われるよう保健・医療サービスの充実を図る。

3 主な事業計画

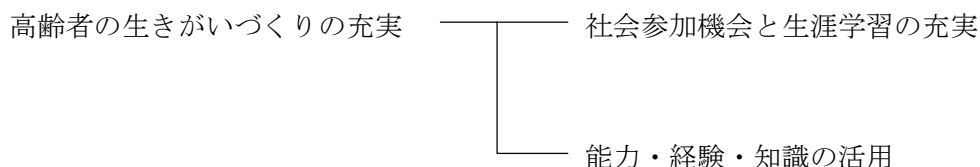
事業名	概要	目標及び計画
第5次高齢者保健福祉計画 ・第4期介護保険事業計画 策定事業 【高齢介護課】	21年度を初年度とする3ヵ年計画とした「第5次高齢者保健福祉計画・第4期介護保険事業計画」を策定する。	老人福祉法第20条の8 老人保健法第46条の18 介護保険法第117条の規定 による計画期間 21～23年度
在宅寝たきり老人等訪問 歯科健康診査事業 【健康づくり課】	寝たきり等で歯科医療機関を訪れることが困難な概ね65歳以上の市民に対し、訪問歯科健診を実施し、口腔内検査や保健指導を行う。	受診者数 17年度(実績) 23人 ↓ 21年度 45人
はり・きゅう等施術事業 【高齢介護課】	高齢者がはり・きゅう、マッサージ施術を受けるため補助を行う。	敬老月間の9月に実施 毎年度 延べ2,000人

事業名	概要	目標及び計画
街かどデイハウス運営事業 【高齢介護課】	介護保険制度の要介護認定で非該当と判定された者のうち、虚弱、閉じこもりがち等援助を必要とする高齢者に地域の民家等の施設を利用して、地域のボランティア団体がきめ細かい日帰りサービスを提供する。	街かどデイハウス設置数 26ヶ所
訪問理容サービス事業 【高齢介護課】	寝たきり等で理容店に行くことができない高齢者に対し、理容師自らが高齢者宅に出向き理容サービスを行う。	理容師の出張費を負担 毎年度延べ300人
ふれあい入浴事業 【高齢介護課】	65歳以上の高齢者が市内の公衆浴場を半額で利用することで、高齢者の社会参加を促進し、地域コミュニティづくりを図る。	実施日 毎月1回 年12回
敬老事業 【高齢介護課】	満77、88、99、100歳の市内在住の方へ祝品をお届けするとともに、市内校区で実施される敬老事業を補助する。また、結婚60、50年の夫婦の集いを開催する。	敬老祝品 最高齢者記念品 敬老事業補助金 ダイヤモンド婚金婚夫婦の集い(結婚60、50年)
独居老人訪問相談事業 【高齢介護課】	ひとり暮らしの高齢者を訪問し、話し相手や安否確認を実施する。	東大阪市社会福祉協議会に補助

第2節 高齢者の生きがいがづくりの充実

高齢者が生きがいにあふれた豊かな人生を送れるよう、高齢者の積極的な社会参加機会の充実に努める。

1 施策の体系



2 達成目標

高齢者のふれあいと生きがいがづくりを図るとともに、豊富な経験と知識をいかすことの支援に努める。

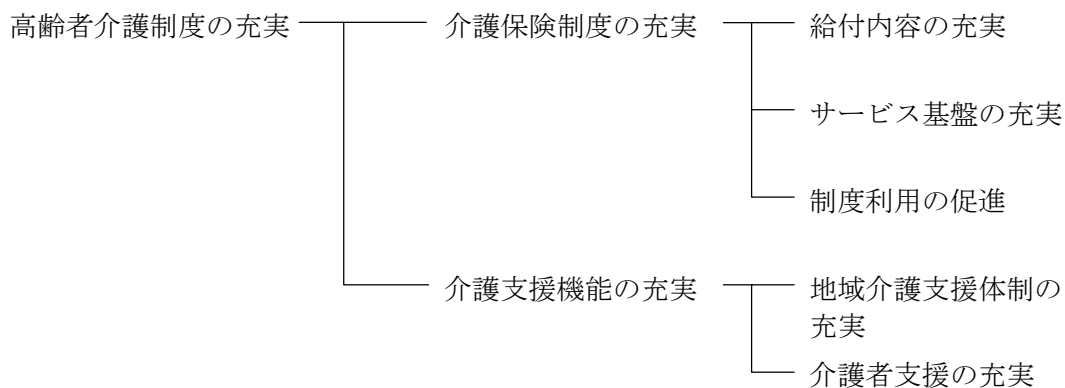
3 主な事業計画

事業名	概要	目標及び計画
福祉農園設置事業 【高齢介護課】	土を通して、高齢者や障害者(児)の健康増進と、お互いに助け合う仲間づくりを促進する。	無償で借り受けた農地を福祉農園として利用者に提供する。
老人クラブ活動助成事業 【高齢介護課】	老後の生活を健全で生きがいのあるものにしようと、高齢者が集まって勉強会や奉仕活動などを続けているクラブの活動を援助するため、補助金を交付する。	各地域で趣味や教養、社会奉仕などの活動を行うために、自主的に組織された老人クラブ(60歳以上、50人以上)を支援する。
高齢者就労的生きがい活動支援事業 【高齢介護課】	高齢者がその知識や経験をいかしてグループで事業を起こし、生きがいがづくりと就労を結び付けた活動を実施しようとする場合、補助金を交付し、その活動を支援する。	各年度 1カ所

第3節 高齢者介護制度の充実

要介護者などのニーズに応え、介護給付やサービス基盤の充実を図るとともに、介護者支援の充実を図る。

1 施策の体系



2 達成目標

介護保険制度の内容やサービス基盤などの情報を提供するとともに、相談体制の強化に努める。また、介護サービスを利用しやすい環境の形成に努める。

3 主な事業計画

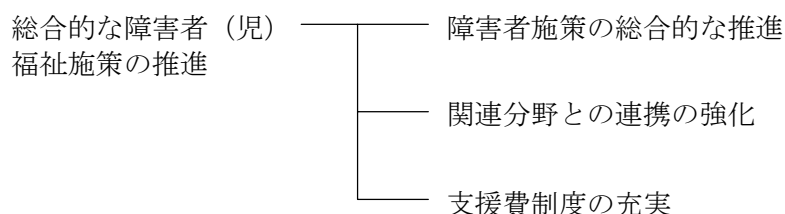
事業名	概要	目標及び計画
介護保険事業 【高齢介護室】	市が保険者として介護保険法に基づく事業の運営を図る。	介護給付及び予防給付に要した費用に係る法定負担分及び法定外負担分を一般会計から繰入
第5次高齢者保健福祉計画 ・第4期介護保険事業計画 策定事業 〔再掲〕	3部4章1節 P.74参照	老人福祉法第20条の8 老人保健法第46条の18 介護保険法第117条の規定 による計画期間 21～23年度

第5章 障害者(児)福祉の充実

第1節 総合的な障害者(児)福祉施策の推進

障害者の完全参加と平等の実現をめざして、総合的・体系的に障害者施策を推進し、また、保健・医療・教育など関連する分野との連携を強化する。

1 施策の体系



2 達成目標

障害者一人ひとりの状況やニーズに対応した障害者施策の推進のため、保健・医療、教育など関連する分野との連携強化を図る。

項目	現 状	目 標
児童デイサービスを受けた児童数 (延べ日数)	保健センターの健診等で障害が認められたり、療育を要すると認められる児童の発達を支援している。	17年度(実績) 1,922日 →21年度 2,000日 サービスを受けた児童数の増減により適正なサービス量を検討する。

3 主な事業計画

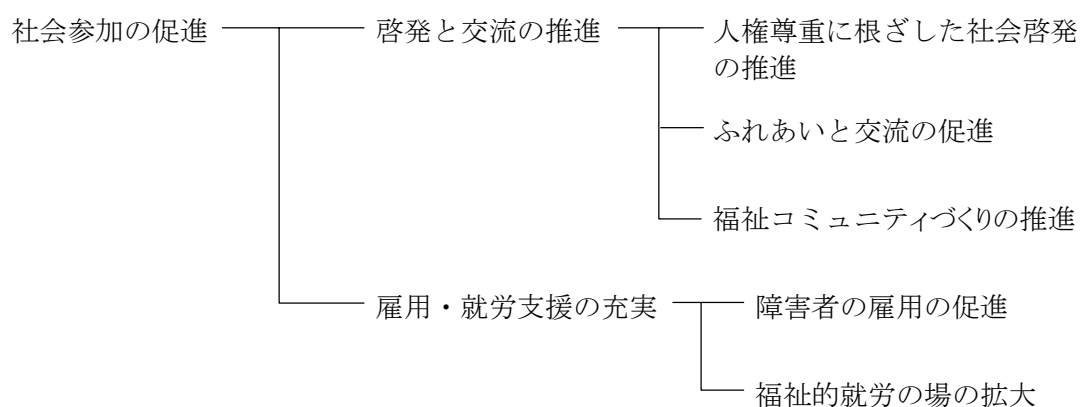
事業名	概 要	目標及び計画
第二期(後期)障害福祉計画策定事業 【障害者支援室】	障害福祉サービス等の整備方針を明確にするとともに、障害福祉サービスの向上を図る。	障害者自立支援法第88条の規定に基づき、第二期(後期)障害福祉計画を策定する。 計画期間 平成21年度～23年度

事業名	概要	目標及び計画
心身障害児通園施設運営事業 【こども家庭課】	心身障害児通園施設への入所児童の発達支援・通園児、一般外来の診療・巡回訓練指導等を実施する。	心身障害児とその家族のニーズに応じた療育、医療、相談などを総合的に支援する。

第2節 社会参加の促進

障害者が社会参加をしやすい環境づくりを推進し、障害者の雇用を促進するとともに、地域でのふれあいの機会の拡充を図る。

1 施策の体系



2 達成目標

項目	現状	目標
福祉作業所の障害者自立支援法内施設移行促進	障害者自立支援法外施設 福祉作業所（37ヶ所） 小規模通所授産施設 （11ヶ所）	市内作業所の移行を促進 平成19年度～ 平成23年度 （目標年度）

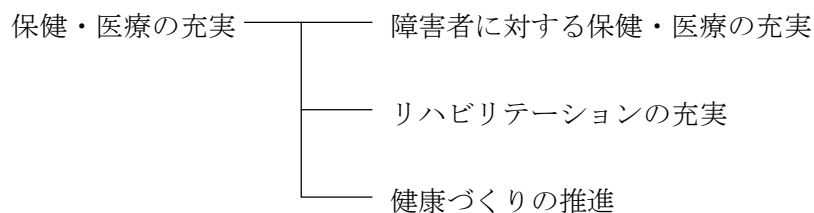
3 主な事業計画

事業名	概要	目標及び計画
社会福祉施設等施設設備整備費補助事業 【障害者支援室】	民間社会福祉法人が、身体や知的障害者の施設の整備又は設備の整備を行う事業に対し、国に承認された場合に補助金を交付し、心身障害者福祉施設の整備拡充を図る。	障害者施設の施設整備に要する費用の一部を補助することにより、施設入所等の福祉の向上を図る。
障害者ケアホーム運営安定化事業 【障害者支援室】	自立支援法施行に伴い障害者ケアホーム事業所に対し運営経費の一部を補助する。	自立支援法への円滑な移行を促進する。
福祉作業所等の障害者自立支援法内施設移行促進事業 【障害者支援室】	NPO法人取得のための支援や経理事務（財務、会計処理等）の研修	福祉作業所等から地域活動支援センターⅢ型等への移行促進

第3節 保健・医療の充実

障害者に対する総合的な医療体制や、精神障害者に対する精神保健福祉対策の充実を図る。

1 施策の体系



2 達成目標

項目	現状	目標
精神保健福祉相談 【健康づくり課】	精神保健福祉に関して、適切な医療・福祉サービスの提供等相談	相談訪問延回数 17年度(実績) 5,461回 ↓ 21年度 6,300回

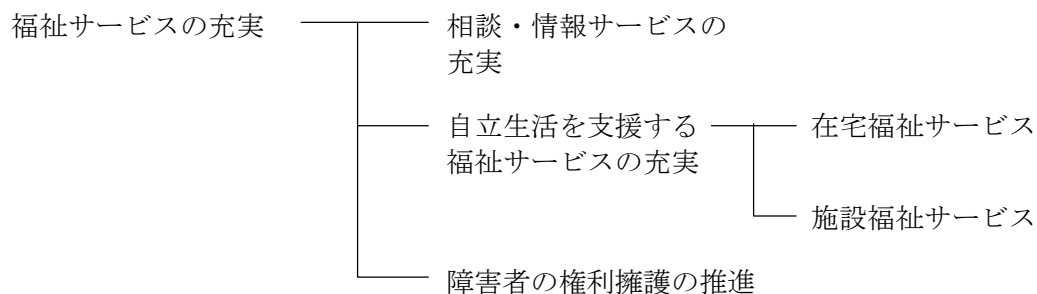
3 主な事業計画

事業名	概要	目標及び計画
精神保健福祉対策事業 【健康づくり課】	精神障害者に適切な医療サービス提供、社会復帰促進を図るために必要な援助を行い、また、精神障害者の発生予防の各種施策を実施する。	社会資源の整備促進 地域生活支援センター 2ヶ所 小規模通所授産施設 10ヶ所

第4節 福祉サービスの充実

障害者が地域社会で自立した生活ができるよう、ニーズに対応した福祉サービス、相談・情報サービスの充実に努める。

1 施策の体系



2 達成目標

障害者一人ひとりのニーズに応じた福祉サービスを受けられるよう、関係機関と連携し相談体制・機能の充実に努めるとともに、多様できめ細かな情報の提供に努める。

3 主な事業計画

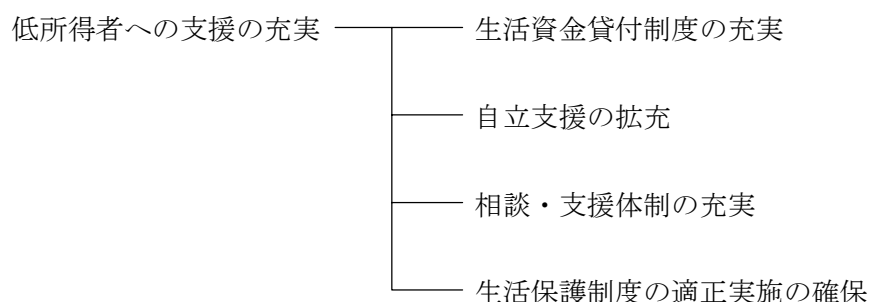
事業名	概要	目標及び計画
障害者自立支援給付 【障害者支援室】	身体・知的障害児、精神障害者の居宅や施設での生活及び就労の支援を行う。	介護給付・訓練等給付・自立支援医療・補装具などの給付
障害者地域生活支援事業 【障害者支援室】	身体・知的障害児、精神障害者等に地域で自立した日常生活、社会生活を営むための支援を行う。	相談支援、コミュニケーション支援、日常生活用具給付、地域活動支援センター事業等障害者（児）の日常生活を地域で支えるサービスを提供する。
障害者自立支援対策臨時特例交付金事業 【障害者支援室】	自立支援法施行に伴う利用者・事業所に対して新法への円滑な移行のために激変緩和補償等を行う。	主な事業内容 ・事業運営円滑化事業 ・通所サービス利用促進事業

第6章 生活自立の援助

第1節 低所得者への支援の充実

低所得者の生活の安定と自立を支援するため、関係機関との連携を深め、経済的自立の助長促進を図る。

1 施策の体系



2 達成目標

項目	現状	目標
生活保護の適正実施推進 レセプト点検実施による過誤返戻調整率 (過誤調整額/支払基金総額×100) 【生活福祉課】	適正な保護の適用に資するため、生活保護受給者の職業相談、求職活動支援等就労支援を実施するとともに、医療扶助の適正実施に努めており、生活保護費の約50%を占める医療扶助について、レセプト点検における内容点検、資格点検を実施している。	レセプト点検実施による過誤返戻調整率 17年度(実績) 0.72% ↓ 1.00%

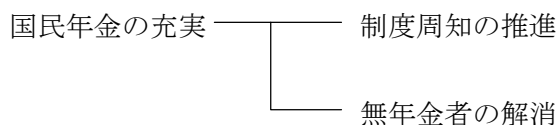
3 主な事業計画

事業名	概要	目標及び計画
ホームレス自立支援事業 【生活福祉課】	ホームレスの人への巡回相談を実施し、状況把握に努め、ホームレスの人への自立支援と予防を推進する。	大阪府ホームレス総合相談事業共同運営体に事業委託

第2節 国民年金の充実

市民が不利益なく年金権を確保できるよう、年金制度の正しい理解を得るための周知に努めるとともに、未加入者・無年金者や未納者の解消に向けた啓発に努める。

1 施策の体系



2 達成目標

国民年金制度に対する市民の理解と認識を高め、制度の周知並びに無年金者の解消に向けた啓発に努める。

3 主な事業計画

事業名	概要	目標及び計画
国民年金制度の充実 【国民年金課】	国民年金制度に対する正しい理解を得るため制度の周知に努め、未加入者・無年金者の解消や未納者の解消に向けた啓発に努める。	制度周知の推進 無年金者の解消に向けた啓発

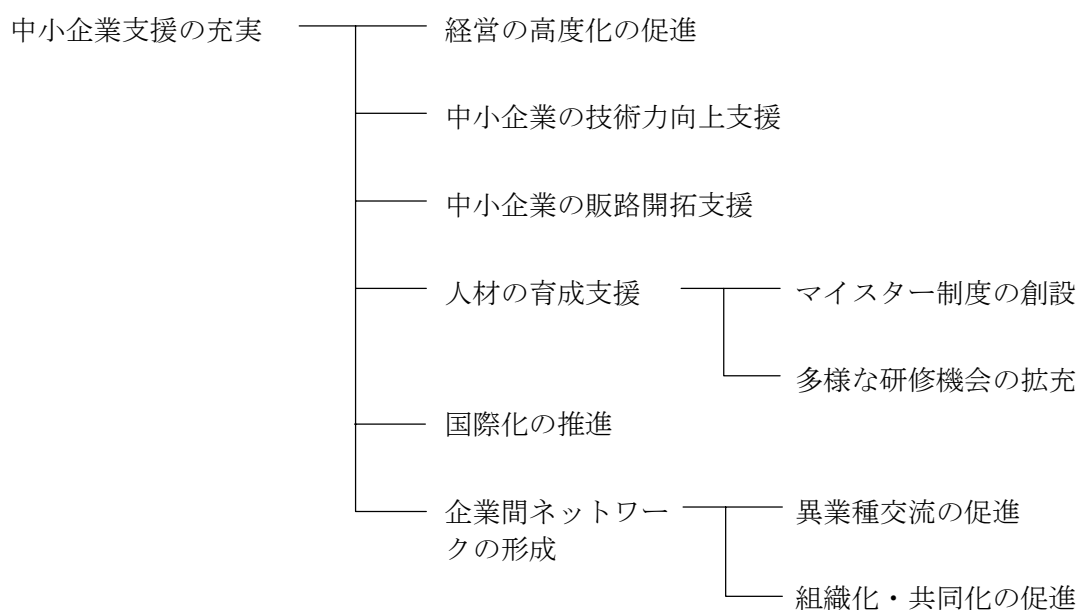
第4部 活力ある産業社会を切り拓くまちづくり

第1章 中小企業活性化の推進

第1節 中小企業支援の充実

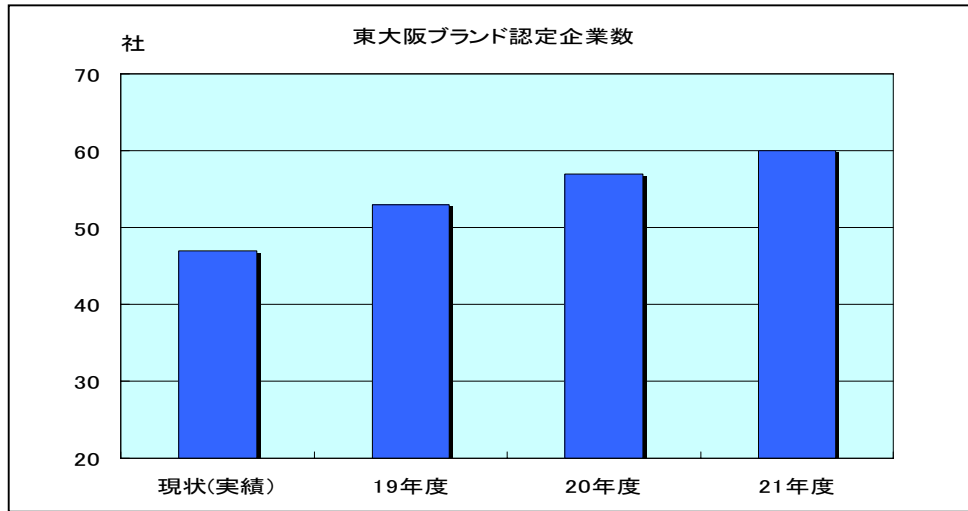
本市に集積する多種多様な業種の中小企業が、国際的な経済状況の変化に対応し、健全な発展が図れるよう、経営の高度化の促進、技術力の向上、新規取引先の開拓、人材育成、経済のグローバル化への対応、企業間のネットワークの構築などの取り組みを支援する。

1 施策の体系



2 達成目標

項 目	現 状	目 標
クリエイション・コア東大阪でのワンストップサービス相談件数	1,250件	2,300件
東大阪ブランド認定企業数	47社	60社



3 主な事業計画

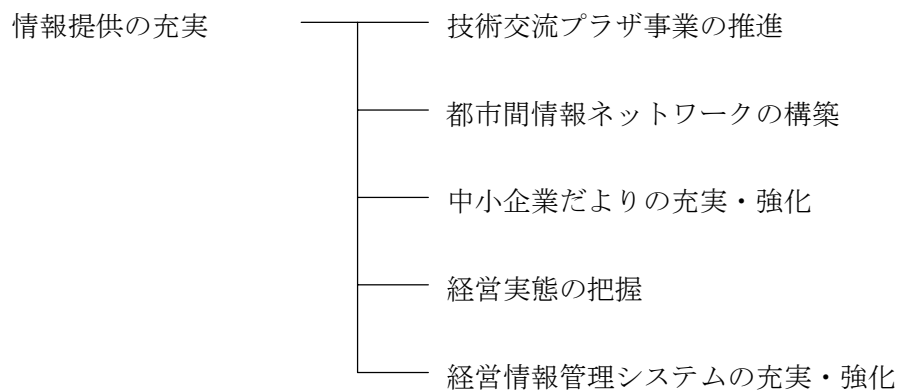
事業名	概要	目標及び計画
中小企業振興会運営補助事業 【モノづくり支援室】	クリエイション・コア東大阪ワンストップサービスで中小企業の経営・技術相談や技術・販売のマッチングの相談等を行い、中小企業の活性化を図る。	コーディネーター相談件数 17年度 1,250件 ↓ 21年度 2,300件
中小企業訪問相談支援事業 【モノづくり支援室】	中小企業・商店を対象とした相談窓口を設置し、ニーズに応じた専門家の派遣による総合的な支援を図る。	専門家訪問件数 19年度 80件 ↓ 21年度 100件
モノづくり商談会開催事業 【モノづくり支援室】	モノづくり商談会を開催し、大手・中堅メーカーと市内中小製造業が出会う場を提供し、取引拡大、販路拡充を図る。	商談件数 17年度 550件 ↓ 21年度 700件
産業技術センター整備事業 【モノづくり支援室】	技術相談・研修による業務強化や、測定・加工機器等の開放による技術の高度化を支援し、中小企業の技術力向上を図る。	中小企業の技術力向上を支援する。

事業名	概要	目標及び計画
モノづくりクラスター推進事業 【モノづくり支援室】	市内製造業、商社、大学、公的技術支援機関、金融機関、行政がネットワークを形成し、市内製造業の新製品等の開発から販路開拓までを総合的に支援する研究会を運営し、中小企業の活性化を図る。	新製品、新技術開発プロジェクト認定件数 21年度 4件 販売成約金額 150百万円 又は、販売成約件数 50件 (70%以上が輸出による)
東大阪ブランド推進機構補助事業 【モノづくり支援室】	「東大阪ブランド」C I運動を展開することで各事業所の営業力を補完するとともに、都市イメージの向上を図る。	ブランド認定企業数 17年度 47社 ↓ 21年度 60社
もうかりメッセ東大阪開催事業 【モノづくり支援室】	市内企業の高付加価値製品の展示・商談会を東京で開催し、市内中小製造業の取引拡大、販路拡充を支援する。	出展した中小製造業者に対しての引き合い件数 17年度 1,916件 ↓ 21年度 4,000件
モノづくり親善大使 【モノづくり支援室】	モノづくり親善大使による本市のPRを通じて、本市への立地誘導と市内企業の販路拡大を図る。	本市の認知度を広く高める
ビジネスセミナー開催事業 【モノづくり支援室】	市内中小企業の人材育成を図るためビジネスセミナーを開催し、新分野進出や業務改善、後継者育成を図る。	ビジネスセミナー受講申込率 17年度 75.6% ↓ 21年度 80.0%
中小企業研修事業 【モノづくり支援室】	市内中小企業者が中小企業大学校等に従業員を派遣する研修等に対し費用の一部を補助し人材の育成を図る。	補助金交付企業数 21年度 40社

第2節 情報提供の充実

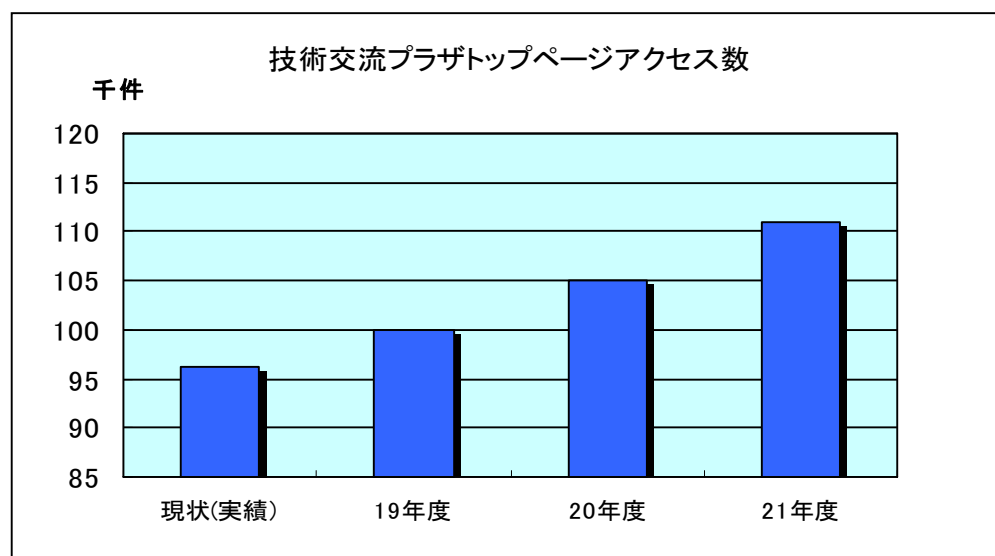
中小企業への各種情報提供サービスの充実のため、技術交流プラザ事業を推進するほか、各種情報の提供に努める。

1 施策の体系



2 達成目標

項 目	現 状	目 標
技術交流プラザトップページアクセス数	96,149件	111,000件



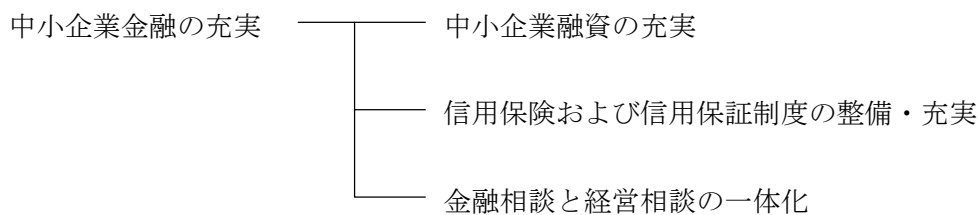
3 主な事業計画

事業名	概要	目標及び計画
技術交流プラザ事業 【モノづくり支援室】	市内企業約1,100社をデータベース化しインターネットで全国に紹介し、近隣の大学等と連携して情報交流・発信、技術的な課題の問い合わせを行う窓口機能を担う。	トップページアクセス数 17年度 96,149件 ↓ 21年度 111,000件
中小企業情報提供事業 【モノづくり支援室】	毎月定期的にFAX・メールにより「中小企業だより」を送信。また四半期ごとに市内景気動向調査を実施する。	中小企業だより送信件数 17年度 16,000件 ↓ 21年度 18,000件

第3節 中小企業金融の充実

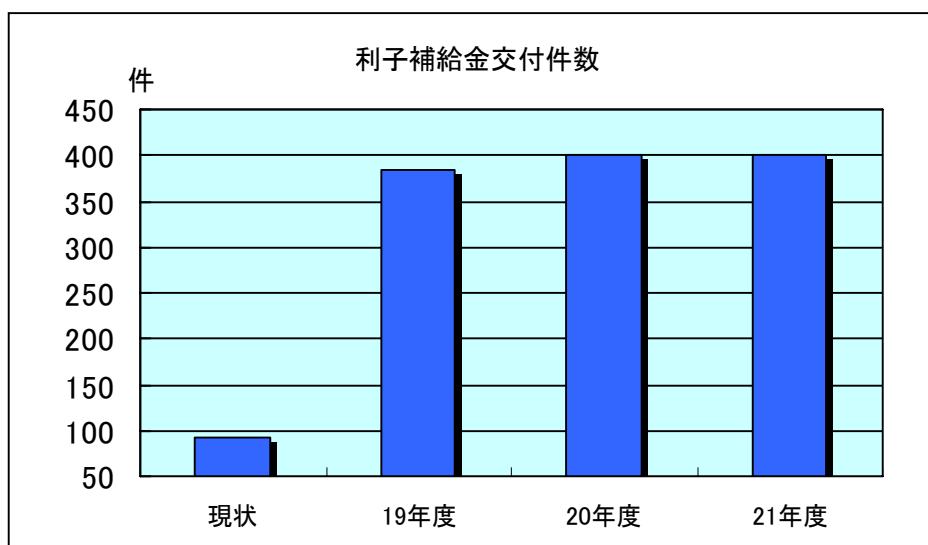
経済、金融環境の変化に対応し、中小企業の経営の安定化と体質強化のため公的な融資制度や信用保証制度の充実を図るとともに、金融相談、経営相談の一体化を図る。

1 施策の体系



2 達成目標

項目	現状	目標
中小企業融資事業 (利子補給金交付件数)	93件	400件



3 主な事業計画

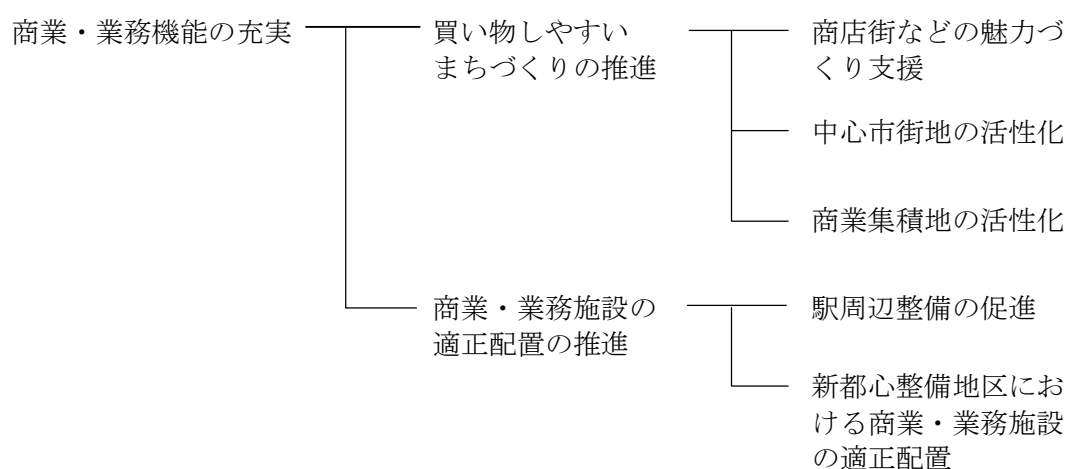
事業名	概要	目標及び計画
中小企業融資事業 【経済総務課】	市内中小企業者の経営資金の円滑化を促し、事業資金確保に係る負担経費（利子・信用保証料）を軽減することにより、市内中小企業者の経営の安定化を図る。	融資相談件数 17年度 2,035件 ↓ 21年度 3,000件 利子補給金交付件数 17年度 93件 ↓ 21年度 400件

第2章 都市型産業の振興

第1節 商業・業務機能の充実

商業地の活性化を図るとともに、商店街などの魅力づくり支援や商業集積地などの活性化を進めるとともに、駅周辺や新都心整備地区における環境整備に努める。

1 施策の体系



2 達成目標

項 目	現 状	目 標
空き店舗活用促進による コミュニティ施設累計数	5ヶ所	9ヶ所

3 主な事業計画

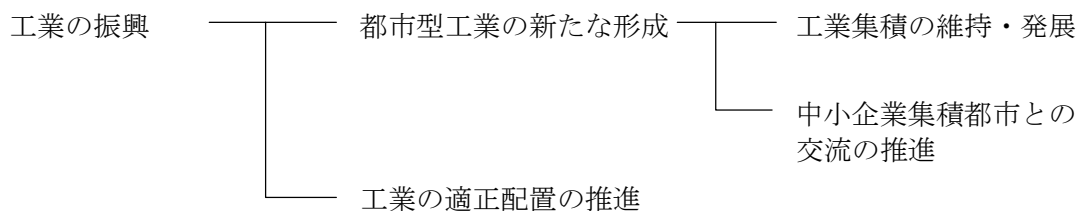
事 業 名	概 要	目標及び計画
空き店舗活用促進事業 【商業課】	商店街等における空き店舗をコミュニティ施設等としての活用促進を図る。	コミュニティ施設数累計 17年度 5ヶ所 ↓ 21年度 9ヶ所

事業名	概要	目標及び計画
共同施設設置助成事業 【商業課】	商店街等中小小売商業者で組織する団体がアーケード等の共同施設の設置又は補修する場合に支援を行う。	事業実施率 17年度 100% ↓ 21年度 100%
中小企業振興補助事業 【商業課】	商店街のソフト事業を支援し、地域特性に応じた活性化手法の導入、地域との交流・連携促進を図り地域全体の活性化につなげる。	事業実施商店街数 17年度 34団体 ↓ 21年度 44団体
まちナビ支援事業 【商業課】	インターネットモールを構築して、商店の情報発信と販路拡大を図る。	参加店舗数 21年度 600店
商店街・小売市場集客力強化事業 【商業課】	各商業集積地商店街が独自に行う商品券事業等の販路開拓事業に対して支援を行う。	実施団体数 21年度 7団体
小売商業活性化先進モデル助成事業 【商業課】	魅力ある商店街、小売市場づくりを促進するため、公募提案方式による「個店の個性重視志向」の取組みに対して支援を行う。	実施団体数 各年度 2団体
商業集積地商業基盤施設整備事業 【商業課】	商業集積地における大型店撤退に伴う商店街等の衰退を防ぐため、大型空き店舗を活用し、商店街等の活性化を図る事業に対して支援を行う。	集積地商店数の維持を図る。
再開発周辺地域活性化振興助成事業 【商業課】	花園駅前の再開発事業と連動し、地域周辺の商店街等の環境整備に対して支援を行う。	駅前商店街の集客力を高める。

第2節 工業の振興

モノづくり経済特区構想を推進し、本市の工業集積をいかした、都市型工業の新たな形成を進めるとともに、工場の適正配置を図る。

1 施策の体系



2 達成目標

工場が立地・操業しやすい恵まれた製造環境を提供し、本市への製造業の立地を促進する。

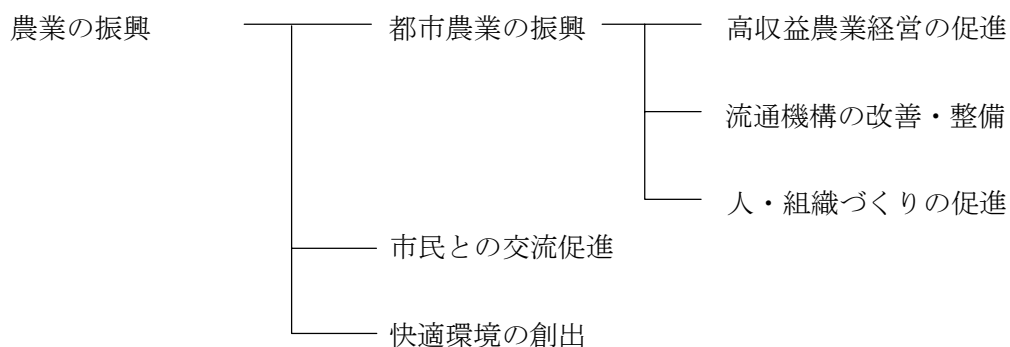
3 主な事業計画

事業名	概要	目標及び計画
中小企業都市連絡協議会経費 【モノづくり支援室】	中小企業が集積する都市が連携して協議会を結成しサミット等を開催する。	都市間の交流と連携の強化
モノづくり立地促進事業 【モノづくり支援室】	市内の特定の用途地域において新たに製造業を営む場合や新たに工場を建設する場合等に、都市計画税および固定資産税相当額の一定割合を補助し、本市への製造業の立地促進を図る。	補助対象指定累計企業数 21年度 28社

第3節 農業の振興

都市農業の振興を図るとともに、農地を保全活用して快適環境の創出に努める。

1 施策の体系



2 達成目標

項 目	現 状	目 標
都市農業活性化及び農地活用事業補助件数	76件	80件

3 主な事業計画

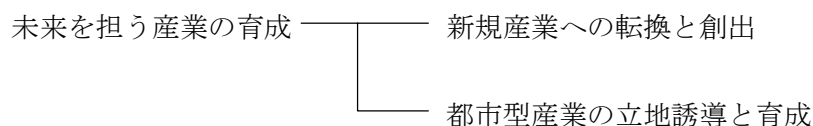
事 業 名	概 要	目標及び計画
都市農業活性化及び農地活用事業 【農政課】	農業団体及び農業経営者が行う、農業生産基盤整備や農業近代化施設設置等の事業を支援し、農地経営の安定化と農地の保全を図る。	農地面積を維持する (17年度 267ha)
有害鳥獣捕獲対策事業 【農政課】	生駒山中に生息するイノシシが農地に出没し、農作物に被害を及ぼすため捕獲対策を行う。	捕獲数 17年度 69頭 ↓ 21年度 80頭

事業名	概要	目標及び計画
農産物展示品評会事業 【農政課】	市内農家から出品された自家産野菜・花卉を審査し、成績優秀者を表彰し、農業啓発を図る。	出品点数 17年度 128点 ↓ 21年度 150点
花とみどりいっぱい運動事業 【農政課】	休耕地や耕作放棄地での草花作りを支援し、市民に親しまれる景観形成を進める。	作付面積 17年度 20,270㎡ ↓ 21年度 30,000㎡
水路改修事業 【河川課】	農業環境周辺や堤防道路の景観に配慮した整備を進める。	<ul style="list-style-type: none"> ・五個水路改修事業 早期完成をめざす ・長瀬川総合整備事業 下流部1.0kmの整備を行い、20年度完成をめざす
農業用排水路しゅんせつ事業 【土木工営所】	都市農業の振興を基本に農業用排水路の維持を委託し、農地の保全をすることにより豪雨時による洪水防止の役割や災害時における避難空間の確保並びに緑地空間を創出し、市民にうるおいと安らぎを与えることを目標とする。	農業用排水路のしゅんせつ 予定 年間約7km

第4節 未来を担う産業の育成

高い技術力を有した既存産業の集積や関西の中心都市の大阪市と隣接するなど、優位な立地環境を活用した新規産業の創出に努めるとともに、都市型産業の立地誘導と育成に努める。

1 施策の体系



2 達成目標

クリエイション・コア東大阪のインキュベーションルーム入居企業の創業を支援し、市内での立地を促進する。

3 主な事業計画

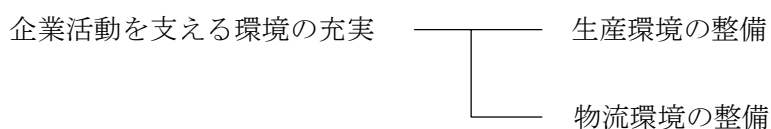
事業名	概要	目標及び計画
創業促進インキュベーション支援事業 【モノづくり支援室】	クリエイション・コア東大阪のインキュベーションルームに入居している中小企業者等に対して、賃借料相当額の一部を補助する。	中小企業者等の創業を支援し、市内での立地誘導を図る。

第3章 産業活性化のための環境の整備

第1節 企業活動を支える環境の充実

本市経済の活性化に向け、生産環境や物流機能の整備を図る。

1 施策の体系



2 達成目標

1 生産環境の整備

企業活動の安全性・快適性を高めるため、緑地の整備や防災機能の強化に努めるとともに、道路などの整備を図る。

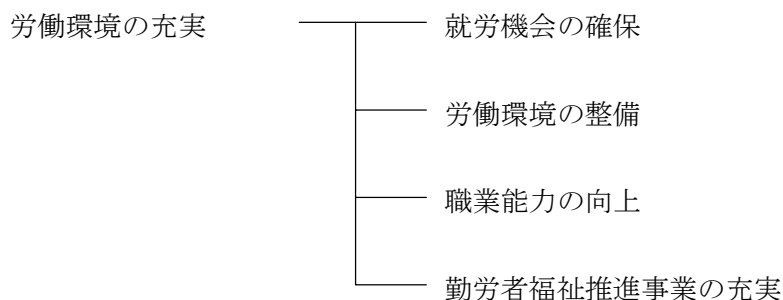
2 物流環境の整備

市内物流の円滑化を進めるため道路整備を推進するとともに、中小企業の効率的な物流システムの構築を支援する。

第2節 労働環境の充実

勤労者の雇用の安定のため、雇用の確保を積極的に働きかけるとともに、労働環境の整備や職業能力の向上に努める。また、勤労者福祉推進事業の充実を図る。

1 施策の体系



2 達成目標

項 目	現 状	目 標
就職フェア・就職フェスタへの参加者数	677人	1,300人

3 主な事業計画

事 業 名	概 要	目標及び計画
モノづくり人材育成事業 【労働雇用政策室】	フリーター・ニートなどの若年者等の早期就職、常用雇用の実現、雇用機会の創出支援を行う。	19年度： 雇用実態調査実施 20年度、21年度： 職業能力開発訓練・就職マッチング事業の実施
人材確保事業 【労働雇用政策室】	市内産業界と組織的連携を有する商工会議所が行う求人・求職促進事業等の雇用対策事業を支援する。	就職フェア・就職フェスタ参加者数 17年度 677人 ↓ 21年度 1,300人

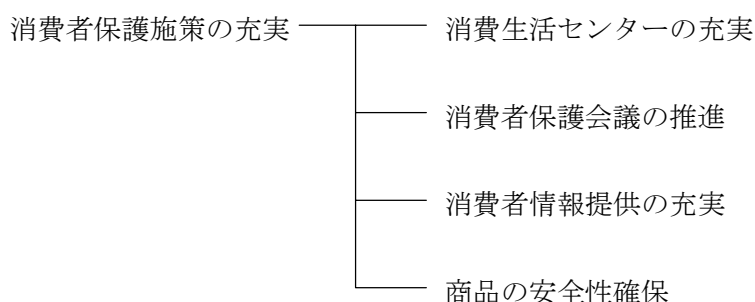
事業名	概要	目標及び計画
地域就労支援事業 【労働雇用政策室】	障害者や母子家庭の母親、中高年齢者などで働く意欲がありながら就労できない就職困難者を対象として、雇用・就労の支援を行う。	就労相談件数 17年度 150件 ↓ 21年度 200件
障害者雇用促進事業 【労働雇用政策室】	常用雇用の労働者として障害者を雇用した事業主に対して奨励金を支給し、雇用の拡大を図る。	奨励金交付件数（月数） 17年度 32件 ↓ 21年度 200件
雇用開発センター運営補助事業 【労働雇用政策室】	中高年齢者及等すべての就職困難者に対して、雇用の開発・促進を図る。	就労者数 17年度 36人 ↓ 21年度 60人
シルバー人材センター運営補助事業 【労働雇用政策室】	高齢者の労働能力を活用し就労機会の拡大を図るとともに生きがいの充実や社会参加を確保し、福祉の増進を図る。	会員の就業率 17年度 66.1% ↓ 21年度 80.0%
パート労働相談事業 【労働雇用政策室】	不安定な状況にあるパート労働者の処遇や労働条件について、専門の労働相談員がその問題解決を図っている。	労働相談件数を維持する (17年度 223件)
若年等トライアル雇用事業 【労働雇用政策室】	国が実施する試行雇用を実施する事業主に奨励金を支給し、雇用のミスマッチの解消及び企業の人材確保を図る。	奨励金交付件数 17年度 12社 ↓ 21年度 48社
勤労者福祉サービスセンター運営管理事業 【労働雇用政策室】	勤労者の福利厚生事業の拡充、労働福祉の増進を図る。	ゆとりーと共済加入者数 17年度 3,769人 ↓ 21年度 4,500人

第4章 消費生活の充実

第1節 消費者保護施策の充実

消費者保護施策の充実を図るため、消費生活センターの機能強化に努めるとともに、消費生活の多様化に適応した消費者保護施策の検討や、消費者被害防止のため情報提供や啓発などに努める。

1 施策の体系



2 達成目標

平成18年4月1日に施行した「東大阪市消費者憲章」のもと、市民生活に密着した消費者行政の積極的な推進が図れるよう、消費者憲章の柱である生命、安全、保護、環境、学び、情報及び協働の各分野ごとに取りまとめた「東大阪市消費生活施策スクラムプログラム」に基づき、消費者保護施策の充実に努める。

3 主な事業計画

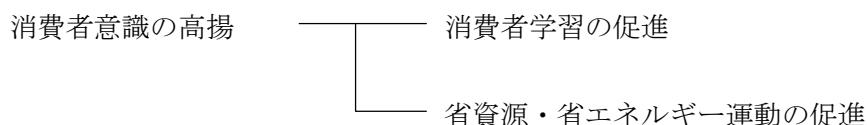
事業名	概要	目標及び計画
消費生活相談の充実 【消費生活センター】	消費者行政の推進の拠点として、消費生活相談体制や情報の収集・提供などの充実を図り、消費生活センターの機能強化に努める。	ホームページや市政だより、出張講座等により、消費者に対する啓発活動の強化を図るとともに、相談員の相談体制の整備に努める。また、関係機関との連携強化を図るなど、総合的な消費者支援施策の推進に努める。

事業名	概要	目標及び計画
消費者情報提供の充実 【消費生活センター】	消費者被害の防止・救済のため、国民生活センター等と連携し、消費者情報の提供の充実を図る。	情報収集 パンフレット作成等

第2節 消費者意識の高揚

消費者として正しい知識を身につけるため、消費者教育を推進するとともに、省資源・省エネルギー運動の促進に努める。

1 施策の体系



2 達成目標

消費者の自立支援策として、啓発や講座を実施するなど消費者学習の促進に努める。

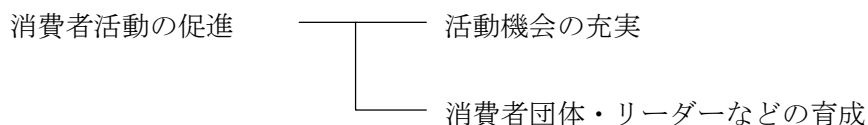
3 主な事業計画

事業名	概要	目標及び計画
消費生活啓発講座 【消費生活センター】	消費者意識の高揚や消費者として正しい知識の習得を図るため、講座・講演会や消費生活展を開催するとともに、学校教育において消費者教育を推進する。	出張講座 消費生活展の開催
省資源・省エネルギー運動の促進 【消費生活センター】	資源循環型社会の構築をめざして、消費者・事業者・行政が一体となった実践的な活動の促進に努める。	消費者の環境問題への取り組みを広げる。

第3節 消費者活動の促進

消費者の自主的な活動を支援するため、活動機会の充実を図るとともに、地域の主体となるリーダーの育成に努める。

1 施策の体系



2 達成目標

消費者が社会生活を将来にわたって安定したものにするため、消費者が保護される者から自立した主体として、積極的に自らの利益を確保する行動ができるよう、消費者団体・リーダーの育成など消費者活動の促進に努める。

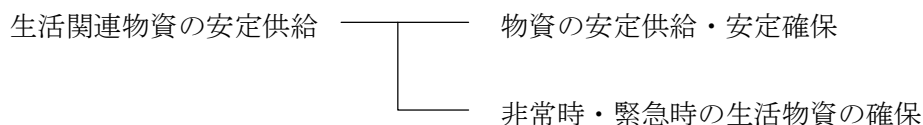
3 主な事業計画

事業名	概要	目標及び計画
消費者活動の促進 【消費生活センター】	消費者の自主的な活動を支援するため、活動機会の充実を図るとともに、地域の主体となるリーダーの育成に努める。	活動機会の充実 消費者団体の育成、消費生活リーダー養成講座などの開催

第4節 生活関連物資の安定供給

生活関連物資の安定した供給と確保のため、価格や需給の動向の調査・監視とともに、非常時、緊急時に生活物資を確保できる体制づくりに努める。

1 施策の体系



2 達成目標

生活関連物資の需給状況の調査を行うなど、安定供給・確保に努めるとともに、公正で安全な取引・適正な計量の確保に努める。

3 主な事業計画

事業名	概要	目標及び計画
商品の安全確保（石けん使用運動推進） 【消費生活センター】	市民の健康と環境を守るため石けん使用運動を推進し、石けんの使用啓発と市民生活の安全と向上を図る。	調査、研究 啓発活動 製造・販売業者との連絡及び要請
物資の安定供給・安定確保 【消費生活センター】	生活関連物資の価格や需給動向等を調査するとともに調査結果を市民に迅速に提供するなど、物資の安定供給・安定確保を図る。	物価調査 商品量目調査
計量検査 【消費生活センター】	適正な計量を確保し、生産や取引の公正化により産業経済の発展と市民生活の安定を図る。	指導・立入検査 計量にかかる啓発 特定計量器の定期検査

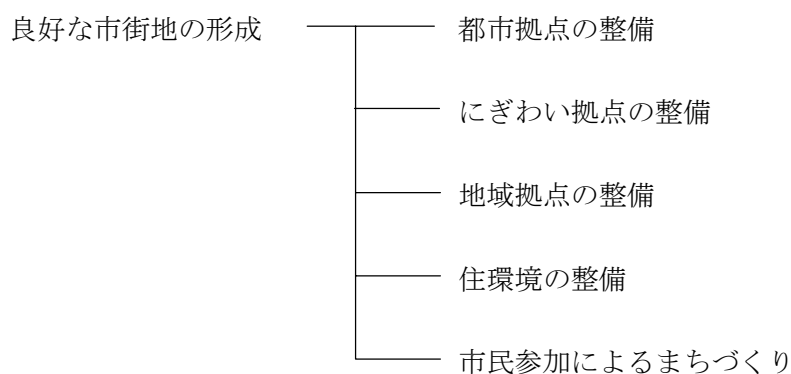
第5部 安全で住みよいまちづくり

第1章 魅力ある都市環境の形成

第1節 良好な市街地の形成

地域の文化・歴史・自然環境などの個性をいかしつつ、地域の拠点となる市街地の機能再生に向けた整備を推進するとともに、機能的な都市活動の推進、良好な都市環境の形成と安全で快適な市街地の形成に努める。

1 施策の体系



2 達成目標

項 目	現 状	目 標
河内花園駅前地区市街地再開発事業	施設建築物工事中	19年度末竣工

3 主な事業計画

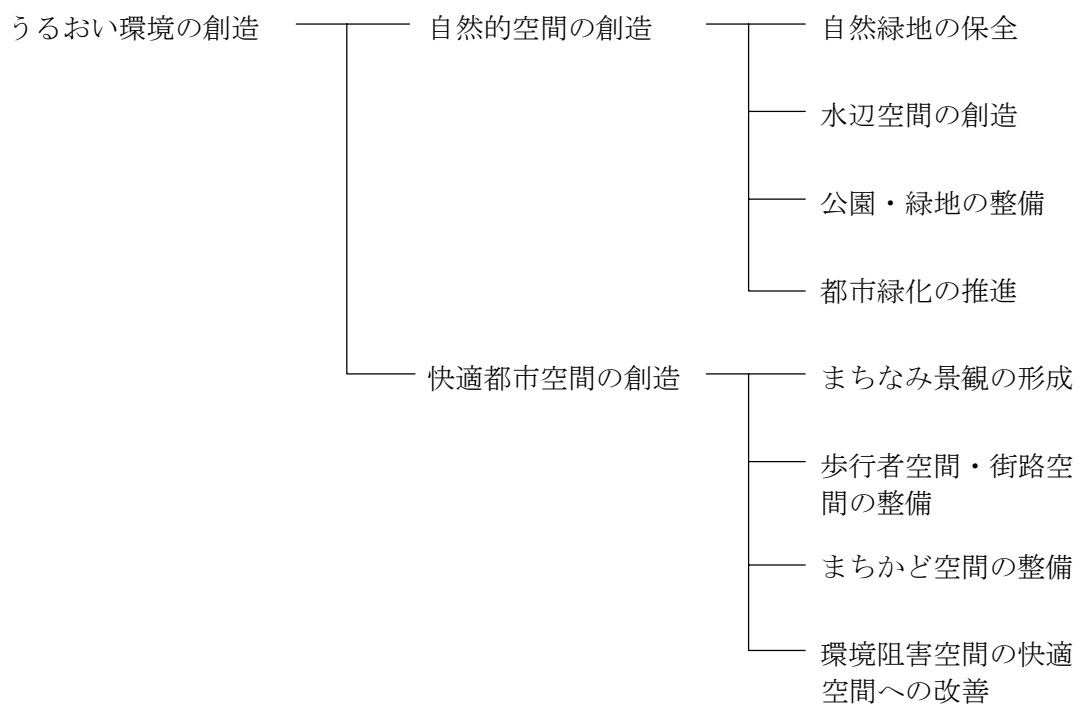
事業名	概要	目標及び計画
河内花園駅前地区市街地再開発事業 【花園再開発事務所】	駅前広場、都市計画道路、再開発ビル等の公共施設整備により、駅前の利便性を図るとともに、土地の合理的かつ健全な高度利用と都市機能の更新を図る。	19年度末竣工
住居表示整備事業 【都市整備庶務課】	入り組んだ町の境界を整理し、判りやすい住所の表示に変更することにより、市民サービスの向上を図る。	①第27次(荒本・菱江地区等)：20年度実施 ②上石切町2丁目地区の実施に向けた調査：20年度
街区整備事業 【都市整備庶務課】	街区表示板の毀損・消失等による地域住民の不便を解消し、街の景観保全を図る。	実施年度の古い地区より、順次実施。
違法屋外広告物除却事業 【土木環境課】	東大阪市違法簡易屋外広告物追放推進団体制度要綱に基づき、除却権限を地域市民団体等に委任し、市民との協働により違法簡易屋外広告物を除却する。	参加団体が増えるよう働きかけ、市民との協働により市域の景観の向上を図る。

第2節 うるおい環境の創造

生駒山系の保全を図り、市街地に対しては、みどりのオアシスとなる公園・緑地を拠点的に配置し、これらを結び、うるおいのある水と緑のネットワークの形成を図る。

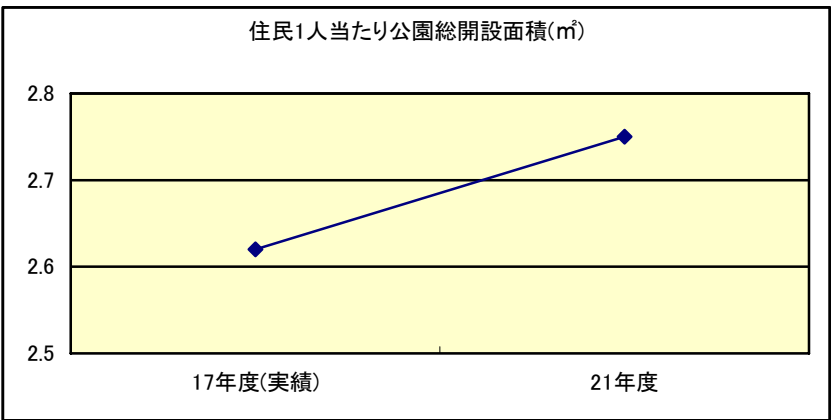
また、地域の歴史的・文化的遺産などを活用しながら道路等の都市施設と建物の調和を図り、地域的な特性を踏まえて、まちなみにゆとりとうるおいの創出をめざす。

1 施策の体系



2 達成目標

項 目	現 状	目 標
住民1人当たりの 公園総開設面積	17年度末 2.62㎡	21年度末 2.75㎡



項 目	現 状	目 標
花園中央公園整備	17年度末現在 事業認可区域 26.7ha 計画区域 36.3ha 用地取得面積 26.1ha 進捗率 71.9% 施設整備面積 供用開始面積17.39ha 進捗率 47.9%。	認可区域の早期整備完了を めざす。

3 主な事業計画

事業名	概要	目標及び計画
森林ボランティア育成事業 〔再掲〕	1部1章2節 P.11参照	講習・実習を実施し、ボランティアの育成を図る。
生産緑地関係経費 【都市づくり課】	生産緑地法に基づく、生産緑地地区の追加指定及び廃止を行うための都市計画手続きを行う。	市街化区域内農地を生産緑地として保全し、みどりの確保を行う。
公園整備事業 【公園整備課】	子どもや高齢者が日常的に利用できる街区公園・近隣公園やスポーツ・レクリエーションを楽しめ、防災機能をあわせもつ総合公園である花園中央公園などを、すべての人が安全で利用しやすく、避難地としての役割をも考慮した公園として整備を進める。	布施公園 金岡公園 まちづくり活動推進事業 花園中央公園 島之内公園 長瀬川緑地整備事業 トイレ等バリアフリー化 その他公園整備 緩衝緑地公園購入割賦金
駅前等・公共施設緑化事業 【みどり対策課】	駅前等や公共施設への緑化推進を図る。	花ポールやフラワーポットを設置 毎年2箇所程度整備
民有地緑化助成事業 【みどり対策課】	工場その他事業所等の緑化を促進し、職場環境の向上を図るとともに、住宅地においては、民間住宅の生垣化を促進し、市街地における連続した緑や良好な街並みを形成するための緑化を推進する。	屋上緑化・壁面緑化促進

事業名	概要	目標及び計画
花とみどりいっぱい運動 【みどり対策課】	駅前等を市民との協働により四季折々の花々で飾る、花いっぱい運動を推進するため、市民、学校に花の種や苗等の提供を行い、地域での花づくりを推進し、緑化の啓発に努める。	①市民緑化支援事業 ②花づくり学習会 ③植樹帯への花いっぱい運動
花とみどりいっぱい運動事業 [再掲]	4部2章3節 P.95参照	作付面積 17年度 20,270㎡ →21年度 30,000㎡
東大阪市植樹祭 【みどり対策課】	市民の緑化意識の高揚と普及を図るため、植樹祭を開催する。	19年度 弥刀東小学校で開催 20、21年度 市立小学校において開催

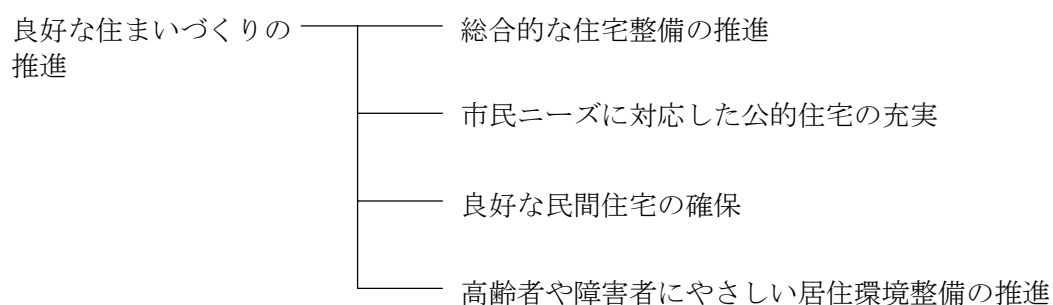
第3節 良好な住まいづくりの推進

良好な住まいづくりのため、総合的な住宅整備を推進するとともに、災害に強いすまいとまちづくりに努める。

老朽化した公共住宅については、建替えにより居住水準の向上を図るとともに、高齢者や障害者も安心して生活できる居住環境の整備を図る。

また、民間による良好な住宅ストックの形成を図る。

1 施策の体系



2 達成目標

項 目	現 状	目 標
市営住宅整備事業	耐用年数が経過している市営住宅について、集約等により老朽市営住宅の解消を図る。	島町住宅を一般住宅化し、稲田南、太平寺北住宅を島町住宅に集約する。

3 主な事業計画

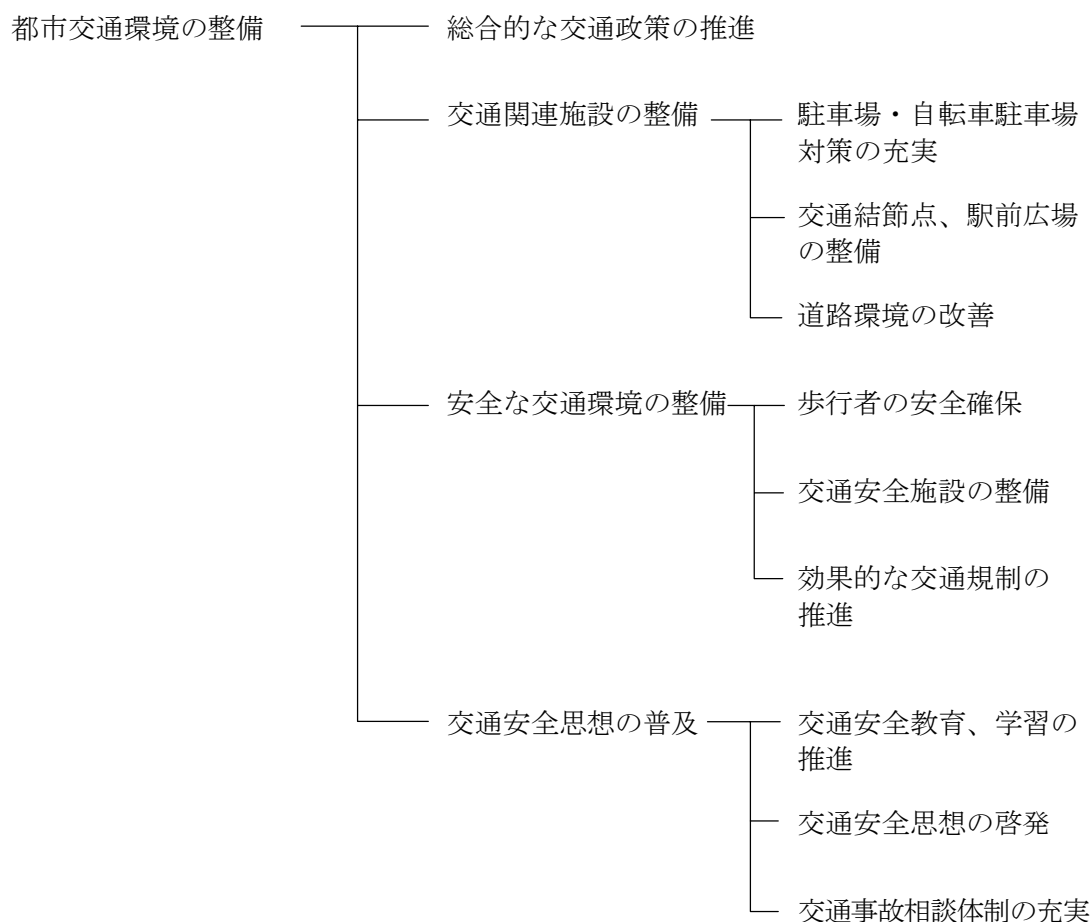
事業名	概要	目標及び計画
市営住宅整備事業 【住宅政策課】 【住宅改良室】	<ul style="list-style-type: none"> 市営住宅の集約を推進する。 荒本・北蛇草地区既設住宅の改修、駐車場整備を推進する。 	<ul style="list-style-type: none"> 島町住宅の改修及び稲田南、太平寺北住宅の島町への移転：19年度 荒本、北蛇草地区既設住宅の計画修繕
住宅マスタープラン策定事業 【住宅政策課】	<ul style="list-style-type: none"> 良好な住宅まちづくりを進めるための基本となる計画を策定する。 	<ul style="list-style-type: none"> 19年度策定
まちづくり基本構想推進経費 【住宅改良室】	<ul style="list-style-type: none"> 平成16年3月に両地区で策定された「長瀬、荒本地域まちづくり基本構想」を基に、地元住民が主体となり、一般施策としてのまちづくりの推進に取り組んでいく。 	<ul style="list-style-type: none"> ワークショップ手法によるまちづくりの実践的な取組を進めていく。
空家一般募集事業 【住宅改良室】	<ul style="list-style-type: none"> 住宅確保に困窮している市民のために住宅の一般募集を実施する。 	<ul style="list-style-type: none"> 公正、公平な住宅の供給を実施する。 年間2回程度募集
若江・岩田・瓜生堂地区密集住宅市街地整備促進事業 【住宅政策課】	<ul style="list-style-type: none"> 道路・公園などの公共施設の整備とあわせた建替えを促進し、民間と行政の協働による良好で災害にも強い住まいづくりを進める。 	<ul style="list-style-type: none"> 老朽木造賃貸住宅の建替促進 防災道路の整備
高齢者向け優良賃貸住宅供給促進事業 【住宅政策課】	<ul style="list-style-type: none"> 高齢者向けの良好な賃貸住宅に対する整備費補助、家賃減額補助を実施する。 	<ul style="list-style-type: none"> 毎年50戸認定予定

第2章 総合的な都市交通環境の充実

第1節 都市交通環境の整備

駐車場・自転車駐車場、駅前広場など利便性の高い快適な交通関連施設の整備に努めるとともに、歩行者などの安全を確保するため交通安全施設の整備、交通規制などに取り組み、安全な交通環境を総合的に整備する。また、市民の交通安全を図るため、教育・啓発活動を推進するとともに、交通事故に伴う相談体制の充実に努める。

1 施策の体系



2 達成目標

項 目	現 状	目 標
駅前広場整備事業	高井田、柏田及び俊徳道駅前広場については事業中であり、永和駅前広場は事業化をめざしている。	高井田、柏田、俊徳道及び永和駅前広場整備

3 主な事業計画

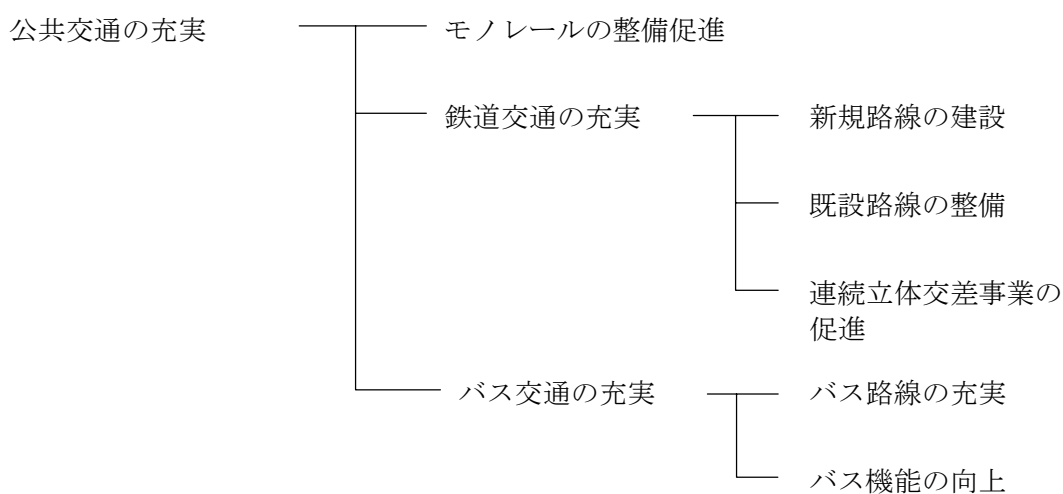
事 業 名	概 要	目標及び計画
自転車駐車場整備事業 【交通対策室】	駅周辺に利便性の高い自転車駐車場の整備を進める。 また、効率的な運用と適正な管理を図るため有料自転車駐車場の整備を進める。	①布施駅前地下自転車駐車場分割取得(25年度終了) ②荒本駅他主要駅有料自転車駐車場整備
駅前広場整備事業 【街路整備室】	大阪外環状線鉄道駅の新設に伴う交通結節点機能の向上を図る。	①高井田駅前広場整備事業 19年度末完成 ②柏田駅前広場整備事業 19年度末完成 ③俊徳道駅前広場整備事業 早期完成をめざす。 ④永和駅前広場整備事業 早期事業化をめざす。
自転車駐車場管理運営事業 【交通対策室】	市内有料自転車駐車場14箇所における利用料の徴収等を行う。	・適正な管理の実施
交通安全施設整備事業 【道路整備課】	誰もが安心して歩ける道路整備を図る。	・歩道設置、道路照明灯、道路反射鏡、防護柵等の整備 ・徳庵駅前エレベーター設置にかかる設計調査費 ：21年度

事業名	概要	目標及び計画
交通バリアフリー重点整備 地区事業 【道路整備課】	交差点の歩道段差解消など バリアフリー化を推進す る。	①小阪駅周辺地区 ②荒本駅周辺地区
長瀬駅踏切道交差点改良事 業（俊徳道第4、5号踏切 道等改良事業） 【道路整備課】	交通渋滞の解消と安全確保 を目的として、2箇所の踏 切道を1箇所に整備する。	19年度末完成
違法駐車等防止活動 【交通対策室】	「東大阪市違法駐車等の防 止に関する条例」に基づ き、取り組む。	重点区域である布施駅周辺 を中心に取り組む。
放置自転車防止事業 【交通対策室】	駅前の放置自転車を追放 し、歩行者の安全及び良好 な景観を確保するため、啓 発、指導及び撤去を実施す る。	引き続き放置自転車防止啓 発、指導及び撤去活動を実 施。
パブリックアート整備事業 【交通対策室】	市内の自転車駐車場にパブ リックアートを設置するこ とにより、市民に愛される 施設として、景観に配慮 し、落書きを防止するも の。	20年度までに約100枚 設置
交通安全運動推進事業 【交通対策室】	春・秋等の各交通安全運動 を中心に交通事故防止の啓 発活動の推進を行う。	交通安全思想の高揚推進を 図り、交通事故の減少をめ ざす。

第2節 公共交通の充実

公共交通は、通勤通学等の大量の交通を処理できる定時性に優れた輸送効率の高い交通システムであると同時に、交通弱者にとっても不可欠な移動手段であり、交通渋滞の緩和、環境問題への対応、都市の活性化を図るうえで非常に重要であるため、ネットワークの充実とサービスの向上を促進する。また、踏切事故の防止、交通渋滞の解消、鉄道で分断された地域の一体的整備を図るため、連続立体交差事業を促進する。

1 施策の体系



2 達成目標

項 目	現 状	目 標
大阪外環状線鉄道建設事業 (南区間) [放出～久宝寺]	17年度進捗率 約65%	19年度進捗率 100%

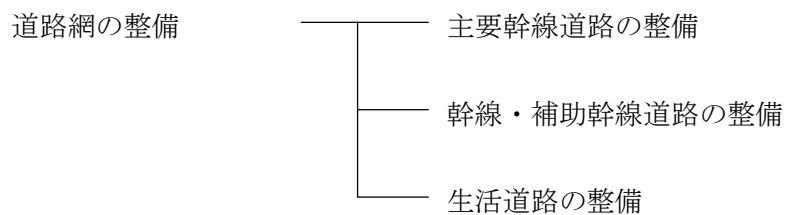
3 主な事業計画

事業名	概要	目標及び計画
大阪モノレール早期南伸 【政策推進室】	早期南伸について、大阪府をはじめとした関係機関に強く働きかける。また府及び沿線市とともに、南伸に向けた調査を実施する。	近畿地方交通審議会答申において位置づけられた門真市駅から瓜生堂（近鉄奈良線）までの早期事業化をめざす。
大阪外環状線鉄道建設事業 【政策推進室】	建設促進を図るため、事業主体である大阪外環状鉄道(株)に対する出資金・貸付金・補助金を支出する。	南区間（放出～久宝寺） 19年度末完成 北区間（新大阪～放出） 23年度末完成予定
大阪外環状線鉄道新駅設置事業 【政策推進室】 【建設局】	大阪市との境界部に新駅を設置する。	関係機関との協議が整い次第、事業着手し早期完成をめざす。
大阪外環状線鉄道関連道路整備事業 【道路整備課】	鉄道と既存道路との交差部分の改良及び永和駅周辺のスラブ化事業を実施する。	19年度末完成
近鉄奈良線連続立体交差事業 【連続立体交差推進室】	大阪中央環状線～大阪外環状線の区間約3.3kmの高架化事業及び関連する側道等の整備事業を実施する。	解消する踏切：9箇所 事業認可期間 23年度末
大阪外環状線連続立体交差事業 【連続立体交差推進室】	俊徳道駅～大阪市との市域界の区間約2.2kmの高架化事業及び関連する側道等の整備事業を実施する。	解消する踏切：11箇所 高架化工事19年度末完成予定 事業認可期間 21年度末
コミュニティバスの運行 【政策推進室】	コミュニティバスの運行について、他市事例等の調査・研究を進め、本市独自の運行について検討する。	他市事例等について調査・研究を実施する。

第3節 道路網の整備

安全かつ円滑な道路交通と、安全で快適な生活環境の確保を図るため、主要幹線道路、幹線・補助幹線道路、生活道路などの整備を計画的・体系的に推進する。

1 施策の体系



2 達成目標

項 目	現 状	目 標
街路整備事業 (都市計画道路の整備)	17年度末現在 計画路線数：62路線 計画延長：168,350m 整備済延長：74,330m	事業認可路線の早期完成

3 主な事業計画

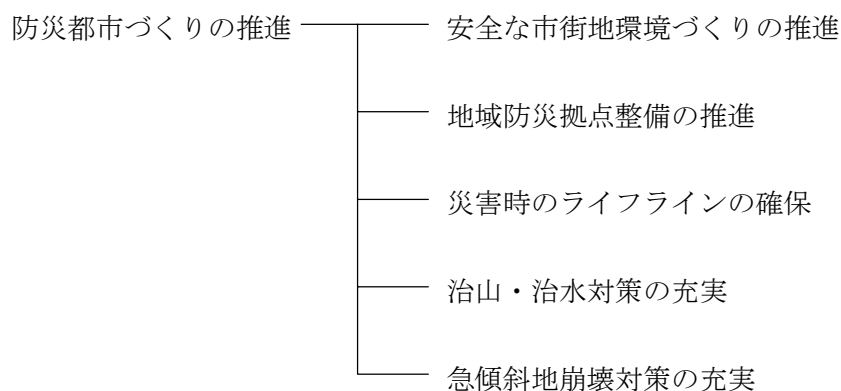
事業名	概要	目標及び計画
街路整備事業 【街路整備室】 【連続立体交差推進室】	都市交通の円滑化、都市機能の充実を図るため、都市計画道路を計画的に整備する。	①主要幹線道路の整備 渋川放出線 （府事業）国道170号 （西石切付近） ②幹線・補助幹線道路の整備 太平寺上小阪線、菱江玉串線、小阪稲田線、大阪金岡線、足代四条線、 （府事業）大阪瓢箪山線、八尾枚方線
道路橋りょう新設改良事業 【道路整備課】	安全・快適な道路空間の確保のため、地域の特性に応じた多様な生活道路の整備を行う。	①市内一円道路橋りょう新設改良事業 ②市内一円側溝整備事業 ③長瀬川沿道整備事業（下流域） ④石切西26号線道路整備事業 ⑤松ノ町踏切道改良関連道路事業
道路舗装事業 【道路整備課】	道路交通の円滑化、交通事故の未然防止を図り、歩きやすい道づくりをめざし、舗装事業を実施する。	① 市内一円舗装事業 ② 私道舗装事業 ③ 法定外公共物舗装事業
街区基準点の管理 【道路管理課】	国において設置した街区基準点を維持、管理する。	G I S整備等に必要な基準点を適正に維持管理していく。

第3章 災害に強いまちづくり

第1節 防災都市づくりの推進

市民が安心して暮らせる災害に強いまちづくりを進めるため、都市防災対策の推進に努める。

1 施策の体系



2 達成目標

項 目	現 状	目 標
震災対策推進事業	<ul style="list-style-type: none">・民間既存建築物耐震診断補助・「建築物の耐震改修の促進に関する法律」に基づき、大阪府が「大阪府住宅建築物耐震改修10ヶ年戦略プラン」を平成18年度に策定	<ul style="list-style-type: none">・民間既存建築物耐震診断補助の推進及び相談業務の充実・耐震改修促進計画の策定：19年度・木造住宅耐震改修補助事業の実施：19年度

3 主な事業計画

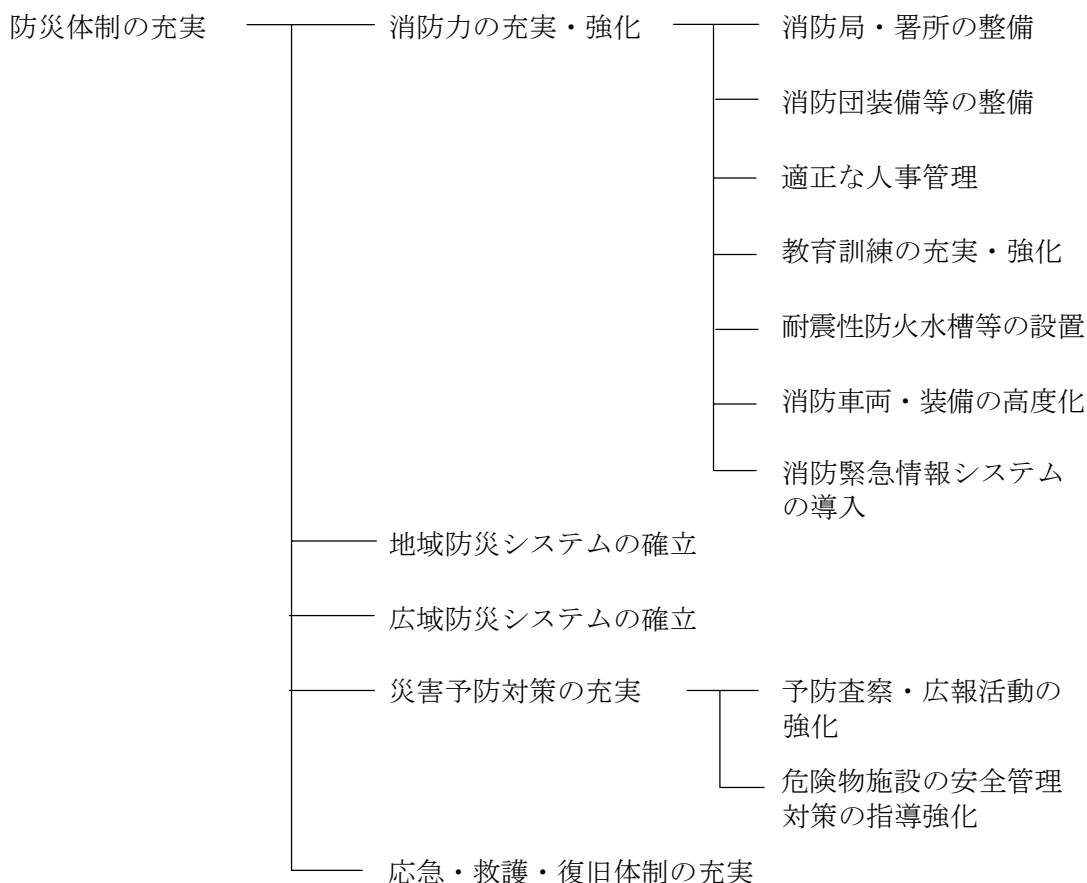
事業名	概要	目標及び計画
若江・岩田・瓜生堂地区密集住宅市街地整備促進事業 〔再掲〕	5部1章3節 P.111参照	老朽木造賃貸住宅の建替促進 防災道路の整備
震災対策推進事業 【指導監察課】	「建築物の耐震改修の促進に関する法律」に基づき、耐震改修促進計画の策定を行い、耐震改修補助制度を創設する。	①民間既存建築物耐震診断補助 木造住宅：4.5万円／戸 非木造住宅：2.5万円／戸 特定建築物：上限100万円／棟 ②耐震改修促進計画の策定：19年度 ③木造住宅耐震改修補助事業：19年度から実施
橋梁耐震補強事業 【道路整備課】	「東大阪市地域防災計画」に基づき、震災による河川に係る橋の落橋防止のため、市内の（準）緊急交通路を対象とし、現況の橋梁の耐震調査を実施する。	・対象橋梁23橋の耐震調査の実施：21年度
水道施設整備事業 【施設整備課】	水走配水場他の老朽化した受配電設備の更新を中心に、震災等災害に強い水道施設及び経年施設の更新整備を行い、「安心できる水道」を維持しライフラインの強化に努める。	・19年度から21年度までの3ヵ年で、水道施設の整備を行う。 ・水走配水場等、水道施設の耐震化及び電気設備等更新工事を行う。 ・水道部門について、総合庁舎等の活用を図る。

事業名	概要	目標及び計画
総合流域防災事業 (流域貯留浸透事業) 【河川課】	第二寝屋川以東において、 内水被害が生じている地域 の小中学校での校庭貯留に による治水対策を行う。	18年度から毎年1校を整 備 ①盾津中学校 19年度 ②英田南小学校 20年度 ③花園北小学校 21年度
河川改修事業 【河川課】	護岸の老朽化、河川断面狭 小による流下能力不足を解 消し、治水安全度を高める ため、河川断面拡大及び環 境に配慮した河道整備を行 う。	①大川改修 旧国道170号以東の整 備 ②河川改修事業
日下南谷第2支溪砂防えん 堤整備事業 【大阪府】	日下南谷第2支溪の土石流 危険溪流において、土砂災 害から、生命、財産を守る ことを目的とした砂防えん 堤を築造する。	21年度完成
恩智川治水緑地整備事業 【大阪府】	大雨など一時的な流量増加 に伴う洪水を貯留し、河川 の負担軽減を図るととも に、災害時の避難場所の確 保を図る。	II期事業の早期完成

第2節 防災体制の充実

災害に強い安全なまちをつくるため、総合的な消防力の充実、強化に努める。

1 施策の体系



2 達成目標

消防・防災活動拠点となる消防総合庁舎の整備を行い、消防力の充実・強化を図るとともに、市民の防災意識を高める。

また、防災情報システムの整備を図るとともに、非常用備蓄物資の更新及び資機材の整備による応急・救護・復旧体制の充実に努める。

3 主な事業計画

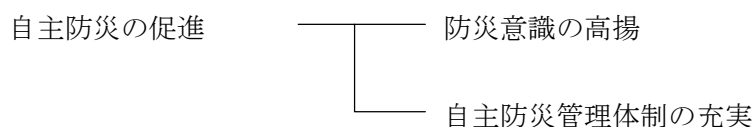
事業名	概要	目標及び計画
(仮称) 消防局・中消防署 庁舎整備事業 【消防局総務課】	P F I 手法により、耐震性や市民体験型防災教育施設、総合訓練施設、高機能消防指令センター等の総合防災活動拠点機能を有する消防総合庁舎の整備を図る。	20年4月の供用開始をめざす。
消防署所移転・建替え事業 【消防局総務課】	13年度実施の常備消防力適正配置調査の結果を踏まえて策定した消防力整備計画に基づき、署所の適正配置を進める。	署所の建築経過年数、消防車収容能力、立地条件等を勘案し、適正配置を行う。
消防団屯所整備事業 【消防局総務課】	阪神・淡路大震災以降、消防団の役割及び重要性が改めて認識されたことから、消防団活動の拠点となる、消防団屯所の整備を進める。	地元において建設用地を確保されたところを優先し、屯所の建替え整備を行う。
消防団車両整備事業 【消防局警備課】	消防団車両の機能を向上し、より効果的な消防活動を行うため、車両の更新を図る。	自動車NOx・PM法、耐用年数等を勘案しながら、計画的な更新を図る。
防火水槽整備事業 【消防局警備課】	震災時や林野火災に有効な消防水利を確保するため、耐震性防火水槽及び山林火災用防火水槽の整備を年次的に進める。	<ul style="list-style-type: none"> ・耐震性防火水槽100 m³/40 m³ 17年度41基⇒21年度53基 (最終目標24年度60基) ・山林火災用防火水槽20 m³ 17年度 6基⇒21年度10基 (最終目標22年度11基)
消防車両整備事業 【消防局警備課】	あらゆる災害に対応可能な消防車両の更新を図る。	自動車NOx・PM法、耐用年数等を勘案しながら、計画的な更新を図る。

事業名	概要	目標及び計画
高度救助用器具整備事業 【消防局警備課】	大規模災害時に備え、高度救助用器具の整備を図る。	19年度に地震警報器と電磁波探査装置を整備する。
地域防災計画の推進 【危機管理室】	地域防災計画について、時点修正を実施し推進する。	地域防災計画に基づき、土砂災害マップを発行する。
防災情報システム整備事業 【危機管理室】	総合防災情報システム基本計画に基づき、被害状況、緊急物資の整備状況、災害時における情報の迅速かつ正確な収集・分析・提供等の処理を図るため防災システムを整備する。	総合防災情報システム実施計画策定及び基礎調査後、防災行政無線を更新し、デジタル化を実施する。
備蓄物資整備事業 【危機管理室】	大阪府の被害想定約10万人に対する備蓄目標数確保及び資機材等の整備に努める。	現有備蓄物資の更新及び資機材等の整備に努める。

第3節 自主防災の促進

市民の防災意識の高揚を図り、自主防災組織が連携して防災活動ができる地域ぐるみの防災体制を推進する。

1 施策の体系



2 達成目標

災害時における市民の自主防災の促進を図るため、防災知識の普及に取り組むとともに、地域の防災コミュニティ活動を活発化するため、自主防災組織の育成・指導や消防用設備の設置促進等に努める。

3 主な事業計画

事業名	概要	目標及び計画
自主防災組織育成事業 【危機管理室】	地域の防災力を一層向上させるため、自主防災組織の育成・指導に努める。	自主防災組織の指導者の育成、地域別防災力評価等についても検討する。

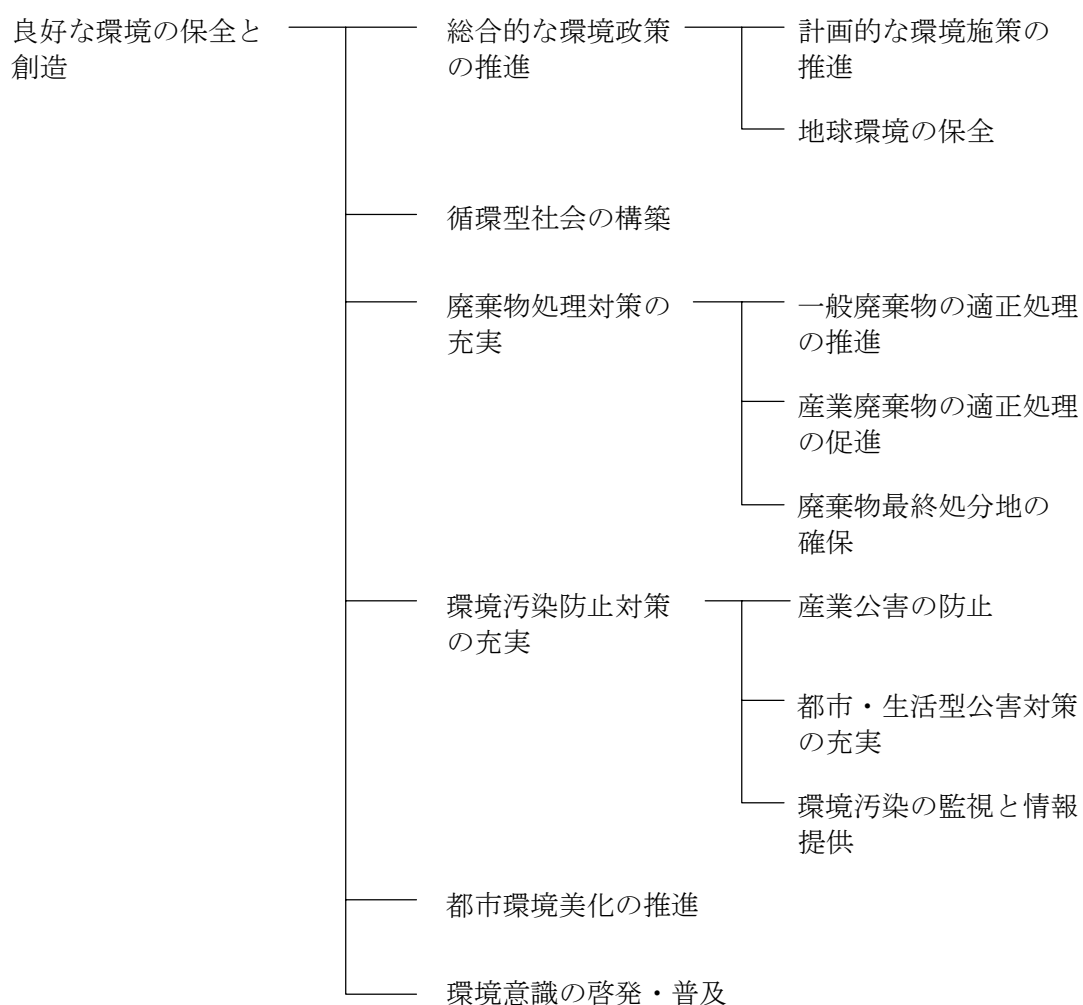
第4章 暮らしを支える環境づくり

第1節 良好な環境の保全と創造

市民が健康で安全に暮らすことができるため、総合的かつ計画的な環境政策を推進し、廃棄物の減量化・資源化により循環型社会の構築をめざすとともに、都市環境の美化に努める。

また、生活環境保全のための各種公害に対する指導、監視の徹底を図る。

1 施策の体系



2 達成目標

項 目	現 状	目 標
ごみ処理基本計画による ごみ減量目標値	1人1日当たりの 減量数値 131g	1人1日当たりの 減量目標値 200g

3 主な事業計画

事 業 名	概 要	目標及び計画
新エネルギーワークショップ事業 【環境企画課】	新エネルギー普及に向けて、大学等と連携して環境教育やイベントを開催するほか、公共施設に太陽光発電などの新エネルギー設備を設置する。	新エネルギー普及の推進及び啓発。
環境基本計画進行管理 【環境企画課】	市民・事業者・行政の協働のもと、取組状況・目標達成状況等を年次報告として公表し、東大阪市環境基本計画の進行管理をする。	年次報告の公表 年1回
環境マネジメントシステム継続的改善事業 【環境企画課】	17年度に総合庁舎のISO14001の認証を取得したが、職員の環境問題への意識啓発を図りながら、市の事務事業による環境影響を継続的に改善する。	<ul style="list-style-type: none"> ・エネルギー使用量の削減 ・紙の使用量の削減 ・グリーン購入の推進 ・環境へ配慮した公共工事の推進 ・環境施策の推進
地球温暖化防止対策市民啓発事業 【環境企画課】	市民を対象に地球温暖化防止対策の意識向上を図るため、環境家計簿事業への参加促進と啓発活動を実施する。	環境家計簿参加者の拡大 21年度 1,400人

事業名	概要	目標及び計画
環境マネジメントシステム普及事業 【環境企画課】	市内中小企業者を対象に、環境マネジメントシステムの普及促進を図る。	相談窓口の設置 普及促進説明会の開催 優良企業者の表彰
地球温暖化対策推進事業 【環境企画課】	市の施設から生じる温室効果ガス排出量の抑制を図る。	温室効果ガスの削減 21年度 4.0% (17年度比)
ごみ減量推進事業 【循環社会推進課】	再生資源集団回収奨励金や生ごみ処理機等購入補助金の交付、分別収集実施に伴う啓発冊子の配付等により、ごみの減量とリサイクルを促進する。	プラスチック製容器包装、ペットボトル等の分別収集を順次実施する。 19年度 東部地域 20年度 北部地域 21年度 西部地域 (22年度 中部地域予定)
東大阪市民環境フェスティバル事業 【循環社会推進課】	市民・団体・事業者・行政のパートナーシップによって、循環型社会の構築及び環境保全の推進についての啓発イベントを行う。	フェスティバル参加人数 17年度 5,000人 ↓ 21年度 9,000人
不法投棄対策事業 【美化推進課】	<ul style="list-style-type: none"> ・不法投棄防止事業 不法投棄監視システムの効率的な運用により、不法投棄の防止・抑制を図る。 ・地域での清掃活動の促進 不法投棄防止啓発パトロールや地域での清掃活動を促進し、市民と協働によるまちの美化推進を図る。 ・不法投棄ごみ処理事業 不法投棄された家電4品目及び廃タイヤ等を収集・処理し、市民の生活環境の保全に努める。 	<ul style="list-style-type: none"> ・監視警報装置の効率的運用 ・家電4品目及び廃タイヤ等の適正処理

事業名	概要	目標及び計画
清掃車両整備事業 【循環社会推進課】 【環境事業課】 【美化推進課】	家庭ごみ及び資源化物等の収集・運搬作業の円滑化を図るため、清掃車両を計画的に更新する。	自動車NOx・PM法、耐用年数等を勘案しながら、計画的な更新を図る。
ごみ収集処理事業 【環境事業課】	各家庭から排出されるごみを収集し、市民の生活環境保全に努める。	家庭系ごみの適正な収集・処理を進める。
公害対策事業 【公害対策課】	<ul style="list-style-type: none"> ・公共用水域監視測定業務 市内河川の汚染状況を監視測定する。 ・大気汚染の常時監視 大気汚染防止法第22条に基づいて、大気汚染の常時監視を行う。 ・工場・事業場の規制・指導 大気・水質・騒音・振動等の公害を防止する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・環境基準1地点 毎月1回 準基準点2地点・3水路・ 恩智川8支川 年4回 ・監視測定 3局 常時監視 ・公害関係法条例に基づく届出、申請及び苦情等に基づく調査、規制、指導
生活排水対策・恩智川水環境改善事業 【公害対策課】	生活排水対策指導員及び市民団体と協働して、地域啓発活動を行う。	恩智川フェスティバル、環境フェスティバルへの出展参加、環境教育への参画
有害大気汚染物質及びダイオキシン類測定監視 【公害対策課】	有害大気汚染物質の監視及び大気・河川水・底質中のダイオキシン類の調査を行う。	有害大気汚染物質 2地点 毎月1回 ダイオキシン類 (大気) 2地点 年4回 (河川水) 3地点 年2回 (底質) 2地点 年1回
産業廃棄物対策事業 【産業廃棄物対策課】	産業廃棄物排出事業者及び処理業者への定期的な立入による監視指導を行う。	立入調査件数 17年度 227件 ↓ 21年度 230件

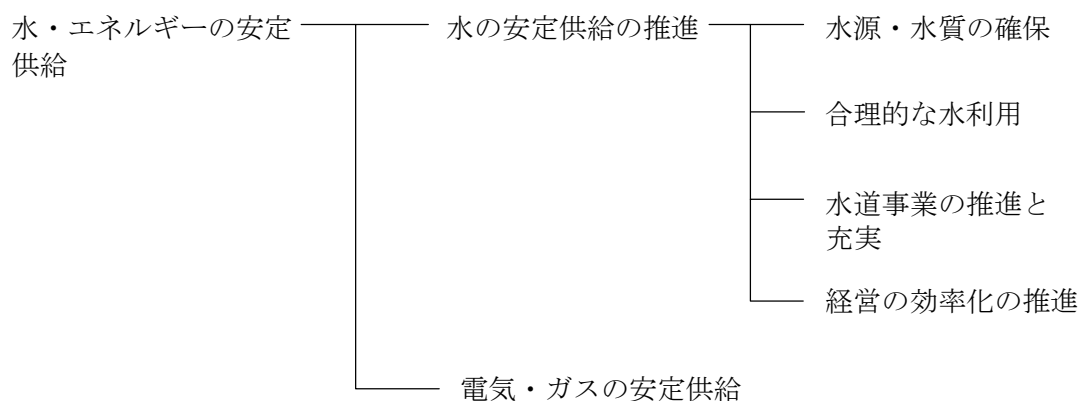
事業名	概要	目標及び計画
第一工場基幹的整備事業 【東大阪都市清掃施設組合】	現在の焼却能力を維持していくための整備を進める。	37年～42年を目途とする新炉建設まで現炉を延命する。
第二工場基幹的整備事業 【東大阪都市清掃施設組合】	現在の焼却能力を維持していくための整備を進める。	27年を目途とする新炉建設まで現炉を延命する。
新工場建設関連事業 【東大阪都市清掃施設組合】	昭和50年竣工の第二工場の老朽化に伴い、更新を図る。	19年度 地質調査 他 20年度 環境影響評価 他 21年度 施設計画 他 (23年度 本体工事着工予定)
清掃運搬施設等(重機)整備事業 【東大阪都市清掃施設組合】	資源化物の選別に使用している運搬重機の老朽化等に伴い、更新を図る。	年次的な重機の更新
その他プラスチック受入設備増設事業 【東大阪都市清掃施設組合】	分別収集の地域拡大による処理量の増加に対応するため、施設の整備を行う。	19年度 整備完成予定
ペットボトル選別減容設備整備事業 【東大阪都市清掃施設組合】	分別収集の地域拡大による処理量の増加に対応するため、施設の整備を行う。	21年度 整備完成予定
破碎工場設備整備事業 【東大阪都市清掃施設組合】	設備機器の老朽化に伴い、機器の更新を行う。	19年度 機器更新予定
大阪湾広域廃棄物埋立処分場建設事業 【東大阪都市清掃施設組合】	「大阪湾圏広域処分場整備基本計画」に参画し、焼却灰及びばいじんの最終処分場を確保する。	神戸沖処分場及び大阪沖処分場の建設を促進する。
し尿処理施設整備事業 (東事業所・新田事業所) 【東大阪市・大東市清掃センター】	下水道放流施設の稼働に伴い、22年以降のし尿処理方法及び旧し尿処理施設の財産処分申請、解体撤去並びに跡地の利活用を検討する。	19年度～20年度 今後のし尿処理の方法及び財産処分申請の検討、構成市との協議を進める。 21年度 協議の結果を受け、適正な対策・措置を講ずる。

事業名	概要	目標及び計画
グリーンリサイクル事業 【みどり対策課】	街路樹等の剪定枝等をチップ化し堆肥やマルチング材として再利用し、大気汚染の防止、二酸化炭素の放出を抑制し、環境改善を図る。	剪定枝をチップ化及び堆肥化し、グリーンリサイクルの啓発

第2節 水・エネルギーの安定供給

多様化する市民ニーズに対応できる総合的な水道システムの構築を図るとともに、電気、ガスについても防災対応が可能な安定供給を促進する。

1 施策の体系



2 達成目標

項目	現状	目標
水道施設整備事業	水走配水場他の老朽化が著しく早急に施設整備を行う必要がある。	19年度から3カ年で、計画的施設整備を行う。

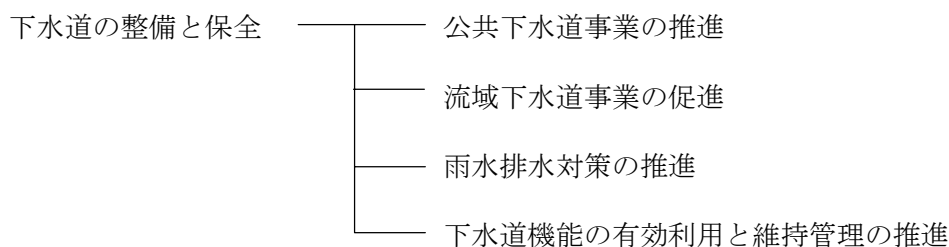
3 主な事業計画

事業名	概要	目標及び計画
水道施設整備事業 [再掲]	5部3章1節 P.120参照	<ul style="list-style-type: none"> ・19年度から21年度までの3ヵ年で、水道施設の整備を行う。 ・水走配水場等、水道施設の耐震化及び電気設備等更新工事を行う。 ・水道部門について、総合庁舎等の活用を図る。
上下水道事業中長期計画策定事業 【経営企画室】	上下水道の運営に関する方向性と施策内容を明確に示す。	<ul style="list-style-type: none"> ・19年度策定
水道管路情報システム構築事業 【施設整備課】	市民生活を支える上で、不可欠なライフラインである水道サービスの充実を図るべく、業務の高度化・高速化を支える情報源としてのシステム構築を図る。	<ul style="list-style-type: none"> ・24年システム稼動

第3節 下水道の整備と保全

水洗化の促進、水質汚濁の防止や浸水緩和など市民の生活環境改善を図るため、下水道の整備に努める。

1 施策の体系



2 達成目標

項目	現 状	目 標
公共下水道事業 (污水管の整備)	整備区域面積：5,027ha 全体計画面積：5,159ha (97.4%)	22年度末整備率 100%

3 主な事業計画

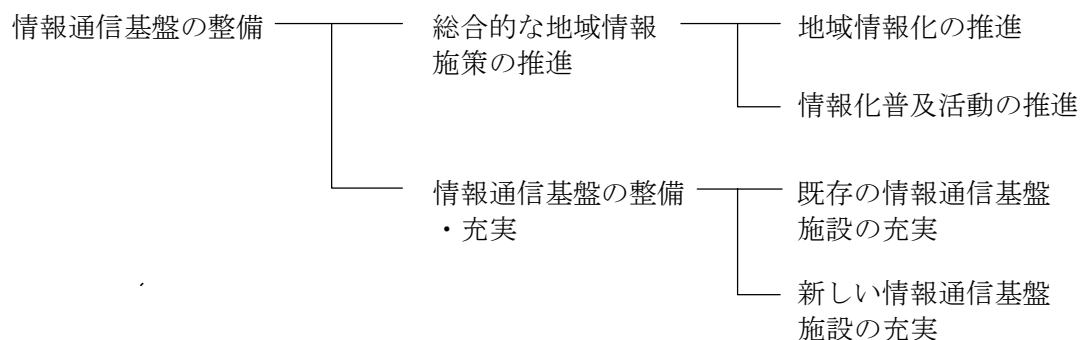
事業名	概 要	目標及び計画
公共下水道事業 【計画課】	污水整備の早期完了に向けて整備を進めるとともに、浸水発生地区を中心に雨水整備を進める。また、水洗化の促進、水質汚濁の防止に取り組む。	①污水管の整備 事業認可区域22年度末完了 ②雨水整備 ③私道助成 ④合流式下水道改善
流域下水道事業 【計画課】	大阪湾流域別下水道整備総合計画に基づき整備を進めるとともに、雨水増補幹線の整備及び水環境の保全と創出を図る。	①中央南増補幹線の整備 ②竜華水みらいセンターの整備等

事業名	概要	目標及び計画
雨水排水対策 【計画課】	「寝屋川流域整備計画」に基づき、第二寝屋川以西の浸水対策として、増補管の整備を推進する。	①新小阪幹線等の増補管の整備
下水道機能の有効利用と維持管理 【計画課】	老朽化や損傷による浸水被害、道路陥没、土壌汚染等を防止する。	①計画的な改築・更新
下水道事業企業会計化事業 【経営企画室】	下水道事業の地方公営企業法適用を行い、官庁会計が企業会計へ移行することにより、財務内容、状況の明確化、透明化と経営効率化、健全化を図る。	20年度稼働

第4節 情報通信基盤の整備

IT（情報通信技術）化社会に対応するため、総合的な地域情報化施策を推進し、情報通信基盤の整備・充実に努める。

1 施策の体系



2 達成目標

情報利用者を中心としたネットワーク化により、必要な情報の受発信や情報サービスを楽しむ環境の実現を目指すとともに、行政の情報化による市民サービスの充実、地域に密着した情報の受発信による市民生活の向上、時代に対応した産業の情報化による地域経済の振興を図るため、各種情報システムの確立と情報ネットワークの構築、情報通信基盤の整備・充実に努める。

3 主な事業計画

事業名	概要	目標及び計画
統合型地図情報システム (GIS) 整備事業 〔再掲〕	1部3章1節 P.19参照	・公開型GISの選定・開発稼働 ・統合型GISの検討・開発
市政情報番組提供事業 〔再掲〕	1部3章3節 P.21参照	地域に密着した多様な情報を提供する。
技術交流プラザ事業 〔再掲〕	4部1章2節 P.89参照	トップページアクセス数 17年度 96,149件 →21年度 111,000件
防災情報システム整備事業 〔再掲〕	5部3章2節 P.124参照	総合防災情報システム実施計画策定及び基礎調査後、防災行政無線を更新し、デジタル化を実施する。

第4編 地 域 別 計 画

地域別計画の目標

- ・ 地域の個性が発揮できる将来の展望を示し、これを実現することによって、全市的にバランスのとれた、きめ細かな特色あるまちづくりを進めます。
- ・ 市民が地域に関心を持ち、身近な生活環境を見直すことにより、市民自らが地域をつくり育てる活動を行う契機となり、一層の地域活動を促進します。

地域別計画の推進にあたって

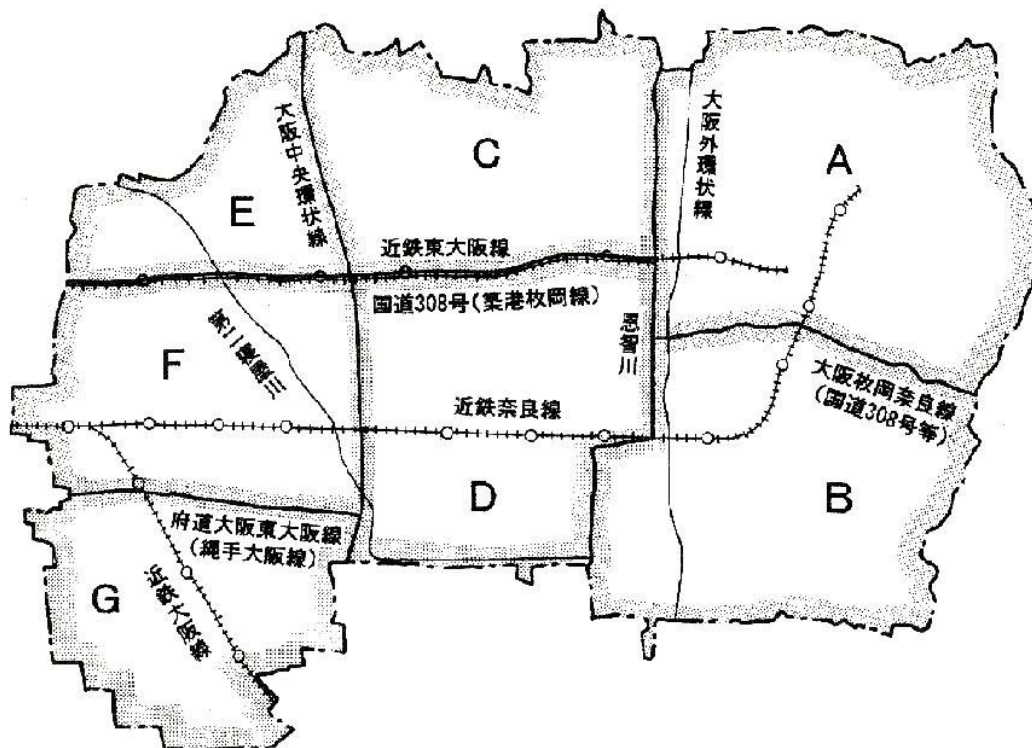
- ・ 市民の主体的なまちづくり活動を充実、強化するための施策に取り組み、リージョンセンター企画運営委員会や自治会など地域のまちづくり団体との連携を深め、地域が一体となったまちづくりを進めます。
- ・ 地域のまちづくり活動の活性化に努め、市民と行政の協働で地域別計画の推進を図ります。

地域別計画の構成

- ・ 各地域の整備の基本方向を示すとともに、部門別計画に掲載された主な事業計画などを、地域別にとりまとめて表します。

地域区分

- ・ 地域の東西の分割境界線は、恩智川及び大阪中央環状線
- ・ 地域の南北の分割境界線は、恩智川以東は大阪枚岡奈良線・国道308号等、恩智川以西は国道308号（築港枚岡線）、大阪中央環状線以西は大阪東大阪線（繩手大阪線）・国道308号（築港枚岡線）



A 地 域

整備の基本方向

みどり豊かな生駒山系の自然環境や歴史・文化遺産などの保全と活用に努めるとともに、下水道、道路などの生活に身近な生活基盤を整備し、快適性と利便性の高い良好な住環境を形成する。

区 分	計 画 内 容
<ul style="list-style-type: none"> ● 市民が主体となったまちづくり 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 市民によるまちづくりの推進 <ul style="list-style-type: none"> ・地域まちづくり活動助成事業 ・公民協働事業 ○ ころふれあうコミュニティづくり <ul style="list-style-type: none"> ・防犯灯設置費補助事業
<ul style="list-style-type: none"> ● 市民文化を育むまちづくり 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 歴史・文化遺産の保全と活用 <ul style="list-style-type: none"> ・旧河澄家整備活用事業 ○ 義務教育の充実 <ul style="list-style-type: none"> ・学校施設耐震化事業 ・収容対策事業（石切小・枚岡西小）
<ul style="list-style-type: none"> ● 健康と市民福祉のまちづくり 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 子育て支援の推進 <ul style="list-style-type: none"> ・地域子育て支援センター事業 ○ 社会参加の促進 <ul style="list-style-type: none"> ・社会福祉施設等施設設備整備費補助事業
<ul style="list-style-type: none"> ● 活力ある産業社会を切り拓くまちづくり 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 農業の振興 <ul style="list-style-type: none"> ・有害鳥獣捕獲対策事業
<ul style="list-style-type: none"> ● 安全で住みよいまちづくり 	<ul style="list-style-type: none"> ○ うるおい環境の創造 <ul style="list-style-type: none"> ・森林ボランティア育成事業 ○ 道路網の整備 <ul style="list-style-type: none"> ・国道170号（西石切付近）整備事業 （府事業） ・石切西26号線道路整備事業 ○ 防災都市づくりの推進 <ul style="list-style-type: none"> ・河川改修事業（大川） ・日下南谷第2支溪砂防えん堤整備事業 （府事業） ○ 下水道の整備と保全 <ul style="list-style-type: none"> ・公共下水道事業

B 地 域

整備の基本方向

生駒山系の自然と豊かな歴史・文化遺産を活かした地域整備とともに、恩智川治水緑地の早期整備の促進や瓢箪山駅周辺の地域拠点の形成、都市基盤整備などにより、自然のうるおいと歴史・文化・レクリエーション機能に恵まれた快適な住環境整備を進める。

区 分	計 画 内 容
<ul style="list-style-type: none"> ● 市民が主体となったまちづくり 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 市民によるまちづくりの推進 <ul style="list-style-type: none"> ・地域まちづくり活動助成事業 ・公民協働事業 ○ ころふれあうコミュニティづくり <ul style="list-style-type: none"> ・防犯灯設置費補助事業
<ul style="list-style-type: none"> ● 市民文化を育むまちづくり 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 歴史・文化遺産の保全と活用 <ul style="list-style-type: none"> ・河内寺跡史跡公園整備事業 ○ 義務教育の充実 <ul style="list-style-type: none"> ・学校施設耐震化事業
<ul style="list-style-type: none"> ● 健康と市民福祉のまちづくり 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 子育て支援の推進 <ul style="list-style-type: none"> ・地域子育て支援センター事業 ○ 社会参加の促進 <ul style="list-style-type: none"> ・社会福祉施設等施設設備整備費補助事業
<ul style="list-style-type: none"> ● 活力ある産業社会を切り拓くまちづくり 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 農業の振興 <ul style="list-style-type: none"> ・有害鳥獣捕獲対策事業
<ul style="list-style-type: none"> ● 安全で住みよいまちづくり 	<ul style="list-style-type: none"> ○ うるおい環境の創造 <ul style="list-style-type: none"> ・森林ボランティア育成事業 ○ 公共交通の充実 <ul style="list-style-type: none"> ・近鉄奈良線連続立体交差事業 ○ 防災都市づくりの推進 <ul style="list-style-type: none"> ・恩智川治水緑地整備事業（府事業） ○ 下水道の整備と保全 <ul style="list-style-type: none"> ・公共下水道事業

C 地 域

整備の基本方向

文化・スポーツ・商業・業務などの機能をそなえた広域交流拠点を目指す新都心整備を進めるとともに都市基盤や交通体系の整備、歴史遺産の活用などにより、高次諸機能の集積を図る。これにより、人・モノ・情報が集まる豊かな利便性の高い都市拠点を形成する。

区 分	計 画 内 容
● 市民が主体となったまちづくり	<ul style="list-style-type: none"> ○ 市民によるまちづくりの推進 <ul style="list-style-type: none"> ・地域まちづくり活動助成事業 ・公民協働事業 ○ ころふれあうコミュニティづくり <ul style="list-style-type: none"> ・防犯灯設置費補助事業
● 市民文化を育むまちづくり	<ul style="list-style-type: none"> ○ 義務教育の充実 <ul style="list-style-type: none"> ・学校施設耐震化事業 ・収容対策事業 (成和小・北宮小・鴻池東小)
● 健康と市民福祉のまちづくり	<ul style="list-style-type: none"> ○ 福祉のまちづくりの推進 <ul style="list-style-type: none"> ・鉄道駅舎エレベーター整備補助事業 (吉田駅) ○ 社会参加の促進 <ul style="list-style-type: none"> ・社会福祉施設等施設設備整備費補助事業
● 活力ある産業社会を切り拓くまちづくり	<ul style="list-style-type: none"> ○ 農業の振興 <ul style="list-style-type: none"> ・五個水路改修事業
● 安全で住みよいまちづくり	<ul style="list-style-type: none"> ○ うるおい環境の創造 <ul style="list-style-type: none"> ・植樹帯への花いっぱい運動 (トラックターミナル周辺) ○ 都市交通環境の整備 <ul style="list-style-type: none"> ・自転車駐車場整備事業 (荒本駅) ○ 防災都市づくりの推進 <ul style="list-style-type: none"> ・流域貯留浸透事業 (盾津中)

D 地 域

整備の基本方向

総合公園である花園中央公園の整備促進や近鉄奈良線の連続立体交差化および駅周辺整備などの都市基盤の整備に努め、緑やオープンスペース、地域の特色を活かした活気とうるおいのある居住地域への発展を進める。

区 分	計 画 内 容
<ul style="list-style-type: none"> ● 市民が主体となったまちづくり 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 市民によるまちづくりの推進 <ul style="list-style-type: none"> ・地域まちづくり活動助成事業 ・公民協働事業 ○ こころふれあうコミュニティづくり <ul style="list-style-type: none"> ・防犯灯設置費補助事業
<ul style="list-style-type: none"> ● 市民文化を育むまちづくり 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 義務教育の充実 <ul style="list-style-type: none"> ・学校施設耐震化事業 ・収容対策事業（英田北小）
<ul style="list-style-type: none"> ● 健康と市民福祉のまちづくり 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 福祉のまちづくりの推進 <ul style="list-style-type: none"> ・鉄道駅舎エレベーター整備補助事業（吉田駅） ○ 社会参加の促進 <ul style="list-style-type: none"> ・社会福祉施設等施設設備整備費補助事業
<ul style="list-style-type: none"> ● 活力ある産業社会を切り拓くまちづくり 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 商業・業務機能の充実 <ul style="list-style-type: none"> ・再開発周辺地域活性化振興助成事業（河内花園駅周辺地域）
<ul style="list-style-type: none"> ● 安全で住みよいまちづくり 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 良好な市街地の形成 <ul style="list-style-type: none"> ・河内花園駅前地区市街地再開発事業 ○ うるおい環境の創造 <ul style="list-style-type: none"> ・都市公園整備事業（花園中央公園、島之内公園） ○ 良好な住まいづくりの推進 <ul style="list-style-type: none"> ・市営住宅整備事業（荒本地区） ・若江・岩田・瓜生堂地区密集住宅市街地整備促進事業 ○ 都市交通環境整備 <ul style="list-style-type: none"> ・自転車駐車場整備事業（荒本駅） ・交通バリアフリー重点整備地区事業（荒本駅周辺） ○ 公共交通の充実 <ul style="list-style-type: none"> ・近鉄奈良線連続立体交差事業 ○ 防災都市づくりの推進 <ul style="list-style-type: none"> ・流域貯留浸透事業（英田南小、花園北小） ○ 下水道の整備と保全 <ul style="list-style-type: none"> ・公共下水道事業

E 地 域

整備の基本方向

商業・業務機能の拡充に努め、本市の拠点となる新都心整備を進めるとともに、住環境の整備や交通体系の整備などを図り、利便性が高く、安全で活気のある地域を形成する。

区 分	計 画 内 容
<ul style="list-style-type: none"> ● 市民が主体となったまちづくり 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 市民によるまちづくりの推進 <ul style="list-style-type: none"> ・地域まちづくり活動助成事業 ・公民協働事業 ○ こころふれあうコミュニティづくり <ul style="list-style-type: none"> ・防犯灯設置費補助事業
<ul style="list-style-type: none"> ● 市民文化を育むまちづくり 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 義務教育の充実 <ul style="list-style-type: none"> ・学校施設耐震化事業
<ul style="list-style-type: none"> ● 健康と市民福祉のまちづくり 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 社会参加の促進 <ul style="list-style-type: none"> ・社会福祉施設等施設設備整備費補助事業
<ul style="list-style-type: none"> ● 活力ある産業社会を切り拓くまちづくり 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 農業の振興 <ul style="list-style-type: none"> ・長瀬川総合整備事業
<ul style="list-style-type: none"> ● 安全で住みよいまちづくり 	<ul style="list-style-type: none"> ○ うるおい環境の創造 <ul style="list-style-type: none"> ・公園整備事業（布施公園） ・長瀬川緑地整備事業 ○ 良好な住まいづくりの推進 <ul style="list-style-type: none"> ・市営住宅整備事業（島町住宅） ○ 都市交通環境の整備 <ul style="list-style-type: none"> ・駅前広場整備事業（高井田駅） ○ 都市交通環境の整備 <ul style="list-style-type: none"> ・徳庵駅前エレベーター設置事業 ○ 公共交通の充実 <ul style="list-style-type: none"> ・大阪外環状線鉄道建設事業 ○ 道路網の整備 <ul style="list-style-type: none"> ・松ノ町踏切道改良関連道路事業 ○ 下水道の整備と保全 <ul style="list-style-type: none"> ・雨水排水対策

F 地 域

整備の基本方向

本市の中心商業地にふさわしい近代的商業・業務地区の形成を図るため、土地の高度利用などにより高次機能の集積を促進する。また、モノづくりのまちや学園都市としての魅力を活かした、にぎわいと活気のある東大阪市の中心商業・業務地にふさわしい、まちづくりを進める。

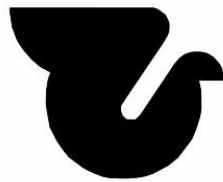
区 分	計 画 内 容
<ul style="list-style-type: none"> ● 市民が主体となったまちづくり 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 市民によるまちづくりの推進 <ul style="list-style-type: none"> ・地域まちづくり活動助成事業 ・公民協働事業 ○ こころふれあうコミュニティづくり <ul style="list-style-type: none"> ・防犯灯設置費補助事業
<ul style="list-style-type: none"> ● 市民文化を育むまちづくり 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 生涯学習施設の充実 <ul style="list-style-type: none"> ・永和図書館整備事業 ○ 義務教育の充実 <ul style="list-style-type: none"> ・学校施設耐震化事業
<ul style="list-style-type: none"> ● 健康と市民福祉のまちづくり 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 地域医療体制の充実 <ul style="list-style-type: none"> ・高度医療機器整備事業（総合病院） ○ 福祉のまちづくりの推進 <ul style="list-style-type: none"> ・鉄道駅舎エレベーター整備補助事業（俊徳道駅） ○ 社会参加の促進 <ul style="list-style-type: none"> ・社会福祉施設等施設設備整備費補助事業
<ul style="list-style-type: none"> ● 活力ある産業社会を切り拓くまちづくり 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 中小企業支援の充実 <ul style="list-style-type: none"> ・産業技術センター整備事業
<ul style="list-style-type: none"> ● 安全で住みよいまちづくり 	<ul style="list-style-type: none"> ○ うるおい環境の創造 <ul style="list-style-type: none"> ・長瀬川緑地整備事業 ○ 都市交通環境の整備 <ul style="list-style-type: none"> ・自転車駐車場整備事業（長田駅） ・駅前広場整備事業（俊徳道駅・永和駅） ・交通バリアフリー重点整備地区事業（小阪駅周辺） ○ 公共交通の充実 <ul style="list-style-type: none"> ・大阪外環状線鉄道建設事業 ・大阪外環状線鉄道関連道路整備事業 ○ 道路網の整備 <ul style="list-style-type: none"> ・街路整備事業（渋川放出線、足代四条線、小阪稲田線） ・長瀬川沿道整備事業 ○ 下水道の整備と保全 <ul style="list-style-type: none"> ・雨水排水対策

G 地 域

整備の基本方向

道路、公園などの整備を進め、安全な市街地の形成に努めるとともに、鉄軌道の早期事業化や延伸、連続立体交差化の促進により、文教的雰囲気を活かした安全で快適な活気のあるまちづくりを進める。

区 分	計 画 内 容
<ul style="list-style-type: none"> ● 市民が主体となったまちづくり 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 市民によるまちづくりの推進 <ul style="list-style-type: none"> ・地域まちづくり活動助成事業 ・公民協働事業 ○ こころふれあうコミュニティづくり <ul style="list-style-type: none"> ・防犯灯設置費補助事業
<ul style="list-style-type: none"> ● 市民文化を育むまちづくり 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 義務教育の充実 <ul style="list-style-type: none"> ・学校施設耐震化事業
<ul style="list-style-type: none"> ● 健康と市民福祉のまちづくり 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 社会参加の促進 <ul style="list-style-type: none"> ・社会福祉施設等施設設備整備費補助事業
<ul style="list-style-type: none"> ● 安全で住みよいまちづくり 	<ul style="list-style-type: none"> ○ うるおい環境の創造 <ul style="list-style-type: none"> ・公園整備事業（金岡公園） ○ 良好な住まいづくりの推進 <ul style="list-style-type: none"> ・市営住宅整備事業（北蛇草地区） ○ 都市交通環境の整備 <ul style="list-style-type: none"> ・駅前広場整備事業（柏田駅） ・長瀬駅踏切道交差点改良事業 ○ 公共交通の充実 <ul style="list-style-type: none"> ・大阪外環状線鉄道建設事業 ・大阪外環状線連続立体交差事業 ○ 道路網の整備 <ul style="list-style-type: none"> ・街路整備事業 （大阪金岡線、太平寺上小阪線） ○ 下水道の整備と保全 <ul style="list-style-type: none"> ・雨水排水対策



ナガビーのまち
東大阪



古紙配合率100%再生紙を使用しています。